

令和 2 年

第 2 回 忠岡町議会定例会会議録

開会 令和 2 年 6 月 1 9 日

閉会 令和 2 年 6 月 1 9 日

忠 岡 町 議 会

令和2年 第2回忠岡町議会定例会会議録

令和2年6月19日午前10時、第2回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 和田 善臣議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 勝元由佳子議員	11番 河野 隆子議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼人権広報課長	
住民部長	村田 健次		明松 隆雄
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長兼産業振興課長	
教育部長	二重 幸生		谷野 栄二
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	森下 孝之
	石本 秀樹	消防次長兼消防署長	柏木 忠司

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 幹	永野 順之

(会議の顛末)

議長 (杉原 健士議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、議員定数 12 名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから、令和 2 年第 2 回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長 (杉原 健士議員)

これより、会議を開きます。

(「午前 10 時 00 分」開会)

議長 (杉原 健士議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (杉原 健士議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和 2 年第 2 回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 一般質問 |
| 日程第 5 | 忠議第 1 号 | 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 報告第 2 号 | 繰越明許費繰越計算書の報告について (一般会計) |
| 日程第 7 | 報告第 3 号 | 繰越明許費繰越計算書の報告について (下水道事業会計) |
| 日程第 8 | 議案第 24 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度忠岡町一般会計補正予算 (第 9 号)) |
| 日程第 9 | 議案第 25 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(町税条例の一部改正) |
| 日程第 10 | 議案第 26 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和 2 年度忠岡町一般会計補正予算 (第 2 号)) |
| 日程第 11 | 議案第 27 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和 2 年度忠岡町一般会計補正予算 (第 3 号)) |

- 日程第12 議案第28号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第29号 忠岡町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第30号 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第31号 町税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第32号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第33号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について
- 日程第18 議案第34号 忠岡町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第35号 忠岡町介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第36号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第21 議案第37号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 議案第38号 令和2年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第39号 令和2年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

以上でございます。

議長（杉原 健士議員）

第2回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出があります。

発言を許します。町長。

町長（和田 吉衛町長）

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和2年第2回忠岡町議会定例会の開催に当たりまして、皆様にご案内を差し上げたところ、議員各位には公私何かとお忙しい中ご参集くださりまして、ありがとうございます。

本日上程させていただいております議案につきましては、常任委員会、また全員協議会でご協議を願ってきたところでございますが、本日もいろいろとご審議いただけたらと、こういうように思います。よろしく願いいたします。

ところで、新型コロナウイルス感染拡大の流行にあって、本町は今のところ0人であり、大阪府内では、今日の新聞を見ますと1,764人、世界中で830万の人が感染するという、こういう状態になっております。そう思うと、本町町民の方々の衛生観念の高さが誇れると、こういうように思っております。

音もなく、色もなく、目に見えず、どこに潜むのか、この新型コロナウイルスであります、終息のめどもありません。ストレスがたまって体を壊しそうです。私たちの

体の中には、侵入してきたウイルスや細菌を排除する仕組みがありまして、それは私たちの体の免疫です。その免疫力が低下するとウイルスに感染されやすくなりますので、気をつけてほしいと思います。そこで、睡眠不足や栄養の偏り、運動不足、それにストレスなどが低下の原因になりますので、心がけて不足することのないようにしていきたいと、してほしいと思っております。

皆さん方の健康と安全を祈念して、挨拶いたします。本日もよろしくお願ひいたします。

議長（杉原 健士議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、6番・是枝綾子議員、7番・松井匡仁議員を指名いたします。

議長（杉原 健士議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より7月1日までの13日間といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、7月1日までの13日間と決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、和田善臣議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。

監査委員（和田 善臣議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

監査委員（和田 善臣議員）

例月出納検査について報告いたします。

ここに、報告申し上げますのは、令和2年5月27日に行いました内容で、帳簿等は、同年3月31日及び4月30日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 和田 善臣

議長（杉原 健士議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（杉原 健士議員）

日程第4 一般質問を行います。通告の順序に従い、発言を許します。

なお、質問時間は30分となっておりますので、ご協力お願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

まず初めに、勝元由佳子議員の発言を許します。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

改革忠岡の勝元です。早速、通告書に従いまして、一般質問させていただきます。

まず最初に、新型コロナのどさくさに紛れた癒着問題についてです。

現在、世界中が新型コロナウイルス感染症の終息に向けて感染症対策を行っております。我が国におきましても、現在は解除されておりますが、先頃4月7日に政府が緊急事態宣言を発出して、国民を挙げて感染拡大防止に努めたことは記憶に新しいところかと思えます。

ちょうどその当時は、日本中が新型コロナ対策で衛生用品を買い求めたことなどから、全国的に消毒用アルコールが手に入りにくい状況になりました。ですので、不特定多数の方々が訪れるこの役場庁舎の消毒用アルコールにつきましても入手困難ではないかと思ひ、緊急事態宣言が出された翌日、庁舎管理担当課である総務課に確認しましたところ、総務課長さんから「消毒用アルコールは要りません」と言われました。「何でですか」と聞きますと、「いや、ちょっとあるルートから入手しまして」とおっしゃるので、「あるルートって、何」となりまして、いろいろ聞いていきますと、このシビックセンターのい

つもの庁舎管理委託業者から輸入物の消毒液をただでもらったということでした。

この件につきましては、大きく2点の問題があると思います。まず1点目、本町の衛生管理の問題、そして2点目、癒着などの問題です。

では、まず1点目、本町の感染症予防、衛生対策の問題についてです。厚労省のホームページなどを見ますと、新型コロナが発生した当初から消毒薬として推奨されているのは、消毒用アルコールと次亜塩素酸ナトリウム、キッチンハイターやブリーチなどの塩素系漂白剤、この2種類です。しかし、本町がいつもの業者からもらったものにつきましては、新型コロナに対する消毒効果が公的機関で確認、公表されたのが、つい先日の5月22日のことです。つまり、本町が新型コロナの感染予防対策として役場庁舎内の消毒に用いていたものは、まだつい最近まで新型コロナに効果があるのかどうか分からなかったということです。

専門知識が必要な分野について、行政間のつながりや情報を活用せず、いつもの受注業者に相談して業者の言いなりになる、これはクリーンセンターと同じパターンだと思います。素人判断で新型コロナに対する消毒効果の分からないものを用いて、不特定多数の人が利用する公共施設の消毒作業に当たっていたことは、今後、新たな感染症の発生も踏まえますと、住民の健康と安全を守るべき行政として極めて問題であります。

しかし、現在ですね、役場庁舎、学校などの公共施設の消毒については、もう既にアルコールと次亜塩素酸ナトリウムを用いて適切になされているということですので、通告書の(1)につきましては、①消毒方法の現状については割愛させていただいて、②の質問についてお聞きします。

今回の新型コロナにつきましては、アルコールが入手できなくても、キッチンハイターなどの次亜塩素酸ナトリウムであれば、全く品切れにもなっていませんでしたし、恐らく役場庁舎内の給湯室にあったのではないのでしょうか。議会事務局にはあります。なぜ厚労省の正しい情報を確認もせず、消毒効果の分からないものを使って庁舎などの公共施設の消毒に当たっていたのか、その理由と、またこの件についてどのように認識されているのか、お答えください。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの勝元議員のご質問につきまして、仰せのとおり、本町はですね、新型コロナウイルスのことが報道されるようになりまして1月に入ってすぐ、庁舎の出入口、トイレ、学校、公共施設等にもアルコールジェルを配備し、啓発ポスターを掲示して対応してまいりました。で、保健センターにおきましては、ハイターを薄めたものを使用しており

ました。臭いや手が荒れることなど、消毒をし続けることにより拭いている部分の色が変わってくることなどの問題がありました。そして、コロナの対策会議におきまして、総務課のほうがコロナウイルスに対応しているというところの消毒液を調達していただいたということで、それを全庁的に使用するということになりました。

その当時は、国のホームページ等では、この成分につきましては確証はなかったものでございますが、現在のところ、5月21日現在で国のほうで確定され、新型コロナウイルスにも対応できるということで確認をしておるところでございます。

今後につきましては、町の住民さんの健康や安全を守ることは責務であると認識しております。今後、国の指針あるいは通知、文書等に従って確認をしながら対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

やはり感染症対策というのは情報源を確かなところから得ていただきたいと思います。役場自身、緊急事態宣言が出された翌日にホームページで住民に対して、デマやフェイクニュースなど不確実な情報に惑わされないでくださいと、国や行政などが発信する信用できる情報を確認してくださいと呼びかけているのに、やっぱり全く矛盾していると思います。

今回は、たまたま忠岡町で感染者も出ていなくてラッキーだったというだけで、今後もまた新型の未知のウイルスによる新たな感染症の発生が予想されます。素人判断で感染症対策に当たるということ自体が非常に危険なことです。役場自身が確かな情報源から情報を入手して、適切かつ確実に感染症対策に当たっていただきたいと思います。

では、次に2点目の問題、いつもの業者と本町との関係性についてです。国や自治体の物品調達については、地方自治法上、発注契約による方法しか認められていません。しかし、今回のいつもの業者からもらった件につきましては発注契約をしておらず、しかもこの件に関する記録がどこにも一切存在していません。これは公文書上から確認しております。つまり、本町職員がこっそり受注業者から物品をもらっていたということです。公務員の世界でそんな物品調達はあり得ません。

今回の調達の経緯につきましては、総務課長さんからは、消毒用アルコールを入手する努力をしたけれども手に入らなかったと。緊急を要していたので、いつもの庁舎管理委託業者に相談したところ、「いいものがありますよ」ということで、この物品をただで頂きましたという説明を受けております。

そこで質問です。通告書の（2）につきましては、①、②、③をまとめて1つで質問いたしまして、3回の質疑の中でお聞きいたします。

まず1点目、緊急性があったのであれば、なぜ随意契約、いわゆる緊急随契をしなかつ

たのか。自然災害や感染症が発生した場合などの緊急事態のときのために、地方自治法は緊急随契という発注方法をわざわざ用意してくれています。この随意契約をしなかった理由を教えてください。

次に2点目、ちょっと前置きが長くなりますけれども、シビックセンターの管理委託業務について調べましたところ、受注業者は新日本機動警備株式会社、略してシンニッキという業者でした。そして、この案件の契約金額は、大体いつも月額四、五百万円の3年契約。ですので、一度落札、受注をすれば、億単位の金額になる高額な発注案件です。しかも、この役場庁舎が現在のこの場所に移転してきた平成10年から今までずっと、常にこのシンニッキという業者が落札、受注し続けています。総務課といいますと、庁舎管理担当課であると同時に、忠岡町の入札、契約主管課です。つまり、忠岡町の発注、契約の元締の部署です。その総務課の課長さんが、いつもの業者からこっそり、しかもただで物品の供与を受けたということは、これは業者からの賄賂と思われても仕方ないんじゃないでしょうか。

以上2点、緊急随契しなかった理由、それから賄賂ではないかという点について、お答えいただきたいと思います。

ちなみにですね、ただでもらったということにつきまして、説明が後になって、「いやいや、契約内容の範囲でした」とか、最近では「業者から借りた」という内容に変わってきております。そういう後付けの言い訳は結構ですので、ごまかさずに説明をお願いします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

1点目のご質問でございますが、既に清掃委託を含む契約を締結しているシビックセンター総合管理業務委託事業者との契約の仕様書の中で、清掃に必要な資機材等は受託者において負担することとなっており、委託事業者が製品を購入したものでございます。

2点目でございますが、本町におけるシビックセンター総合管理業務委託契約につきましては、3年に1回、条件付き一般競争入札にて委託事業者を決定しているところでございます。

住民の皆さんが感染しないよう全庁的に職員が、住民の方が窓口などに来られ帰られた後、窓口のカウンター等を定期的に清掃することとしたものであり、先ほども除菌剤設置の経緯をご説明させていただきましたが、何らこれらの行為に問題はなく、総務課長個人が業者から無償で物品供与を受けたというものではございません。逆に、賄賂と言われることに当該職員の精神的ダメージが大きく、職務に支障が出ないように、周囲がフォローに

努めているところがございます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

では、お聞きします。そもそもアルコールが手に入らないのであれば、なぜすぐ手に入る次亜塩素酸ナトリウムではなくて、わざわざ消毒効果の分からないものを契約もせずにこっそりもらう必要があったのかということ。それから、なぜ記録が一切ないのかということ。この件については公表も何も一切しておりませんので、寄附にも該当しません。こういった点についてお答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

先ほど健康福祉部長よりも答弁がございましたけども、消毒剤の洗剤ですね、当初は洗剤でしたけども、この部分にコロナウイルスに効くという記載がございましたので、当初はそれを使用いたしました。ただ、次亜塩素酸ナトリウム、効果があるものを使わなかった、効果の可能性のあるものを使ったという点では、初動にうちのほうの感染予防に対する誤りがあったというふうに思っております。この分につきましては反省をしなければいけないと思っております。

10番（勝元由佳子議員）

記録。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

一応記録というところ、総務課のほうで記録はございませんけども、相談という形でシンニッキのほうに持ちかけさせていただきました。仕様書を大きく変える業務内容の変更ではございませんでしたので、記録は取っていないところがございます。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

今、公室長さんがご答弁いただきましたけれども、やはり当初、私が伺っている説明内容とは変遷していておりますので、それはやっぱり後からのごまかしだと思います。これはやっぱり説明がつかないと思いますので、もう結構です。次の質問に移ります。

次の（３）につきましても、まとめて質問いたします。公務員につきましては、日本国憲法第１５条に「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と明記されていることから、公務員には平等原則を初め日常の身の振る舞い方も含めて、様々な義務や規制がかかっております。そういった特殊な身分、職業ということですから。特に発注や許認可業務などで特定の相手に便宜を図ったり、不正が生じたりしないよう、公務員には受注業者や許認可業者といった利害関係者との付き合い方について一定の距離を保った接し方が求められます。

通常、自治体には、そうした利害関係者との接し方についての職員向けのマニュアルがあり、住民から癒着や不正などの疑念を持たれないよう、どこの自治体も公務員倫理については厳しく対応していますが、本町についてはそういったマニュアルが存在しません。だからかどうか分かりませんが、今般、新型コロナに便乗して本町職員が利害関係者であるいつもの受注業者から、こっそりただで物品供与を受けたことは、やはり住民に業者と役場が癒着しているのではないかと疑念や不信感を抱かせる行為です。これは明らかに公務員の信用失墜行為で、地方公務員法第３３条違反に該当します。

この場合ですね、関与した職員については、普通の自治体であれば懲戒処分になります。今回の件についてどのように対応、処分するおつもりでしょうか。あるいは、利害関係者との接し方のマニュアルが完成するまで職員を野放しにするつもりでしょうか。お答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

先ほども製品の購入経路を答弁させていただきましたが、何ら問題なく、公務員の信用失墜行為に該当するものではないと考えております。

次に、現在、服務規律や法令を遵守した適正な事務執行を規定した「忠岡町コンプライアンス推進指針」を策定し、職員に通知しておりますが、同指針は公務員倫理や法令に基づく事務のアウトラインを規定しており、利害関係者の定義や利害関係者との禁止事項については、具体的に規定しておりません。今後、そういった点を整備してまいりたいと考えております。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元委員。

10番（勝元由佳子議員）

では、今回の件は、住民に疑念や不信感を与える行為じゃないと、抱かせる行為じゃないというご判断ということですよ。そうやって組織ぐるみでかばうとなると、何か組織ぐるみでぐるなんじゃないかと思ってしまうんですけども、それはそれでやっぱり問題だと思います。

それですね、私が職員の懲戒処分案件について一般質問するのは、これで2度目です。昨年の9月議会においても、組織的なサービス違反事例があり、職員の処分について質問しました。そのとき、和田町長は、本来首長であれば「厳正に対処します」と答えるべきところを、「本町の職員には処分に値するような職員はいません」と、「処分も調査もしない。そんな処分なんていう質問するな」と、首長、行政のトップとしてあるまじき答弁をしておられました。

今回の物品を業者からもらった件について、総務課長さんは私に何と言ったと思われませんか。「ああ、私のやったことが悪いと言うんやったら、町長に言うて処分でも何でもしてもろたらよろしいやんか」、こういうことを開き直って言ったわけです。これは公務員の態度としてひどいと思います。本町の職員が開き直ってこういうふうな悪態をつくというのも、町長が「処分しません」と言っているからだだと思います。職員は何をやっても大丈夫、処分されないと思っているということです。そんなふうであるから、後で質問予定の西区の公園の件も含めて、一事が万事、この忠岡役場は行政の「ぎ」の字もないんだと思います。

議長、次の（4）の質問ですけれども、質問時間の都合上、後のまちづくりの質問の中で一括で町長に質問してもよろしいでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

どうぞ。

10番（勝元由佳子議員）

では、次の質問、新型コロナ下での複合災害対策についてに移らせていただきます。

この質問については、他の議員の方々とも質問内容が重複しておりますので、1つ目の質問につきましては時間の都合上割愛させていただくとしまして、2つ目の財政状況について質問させていただきます。

新型コロナが終息するまでにはまだ数年かかると言われており、今後は感染症対策をしながらの防災対策が求められます。既に先頃、大阪府の危機管理室が府内の各市町村に向けて、新型コロナウイルス感染症対応編というこれまでの避難所運営マニュアル策定指針に上乘せしたマニュアルを策定したところです。そうしたマニュアルに基づいて、本町においてもマスクや消毒薬などの衛生用品の備蓄を初め、被災時の避難所運営につきまして

も、間仕切りなどの避難所内での感染防止に必要な物資の調達なども追加で、しかもこの季節ですから急いで準備をする必要があります。

しかし一方で、既に新型コロナ対応で本町の財政状況も逼迫している中、そうした備蓄や必要物資を追加で準備するための財源や、万一、被災したくありませんけれども、被災した場合の住民救済や復旧のための財源は大丈夫なのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

備蓄品については、通常の災害用備蓄物資に加え、感染症予防対策に必要な物資、具体的にはマスク、消毒液やペーパータオル、ティッシュペーパー、ポンプ式のハンドソープ、非接触型の体温計などがございますが、これらにつきましては早急に確保に努めてまいりたいと考えています。

また、避難所の運営については、今月の初めに大阪府において、避難所運営マニュアル作成指針、新型コロナウイルス感染症対応編が作成されており、避難所の運営に当たってはこの指針を参考に避難所運営を行ってまいりたいと考えております。

国においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が令和2年度第1次補正予算で計上されたところであり、本町においても住民生活の支援に重点を置き、事業者やひとり親、妊婦及び児童の支援に関連する事業や、物資の調達について交付申請をしたところがございます。

また、地方自治体への臨時交付金が2兆円増額となる第2次補正予算も先日成立いたしました。これを受けまして、第2次の交付申請も予定されていることから、これから影響が出てくると思われる地域経済、住民生活の事情を踏まえ、これらに関連する事業について交付申請を行い、脱コロナに向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

国への交付金申請をされたところということですので、全て忠岡町の財源で賄うわけではありませんので、なかなか厳しい面もあると思います。既に豪雨や台風などの水害に見舞われやすい季節に入ってきております。被災しないことを祈るばかりですけれども、財政状況の厳しい中、できる限りの対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に本町のまちづくりに対する考え方についてです。本町のまちづくりは、個人の地主頼みで、行政による町の整備、開発が全くなされておられません。駅前地域の整備、開発すら放置されているというのは言うまでもなく、今議会では西区の児童公園が突然なくなるという議案が上程されるなど、本町はまちづくりというものに対してこれまで無策、無計画でした。

先日の全員協議会におきましても質問しましたが、今までと変わらず土地は地主のもので、地主の所有権は侵せないと考えているのかと質問しましたところ、地主の所有権は強いと、ほぼこれまでと変わらない回答でした。結局、地主任せの無策、放置の結果、今回、住民の貴重な財産である西区の児童公園を今また失おうとしています。ただでさえ子育て環境を整備して、子育て世代に忠岡町に住んでもらわないといけないというのに、子どもの遊び場である公園をこんなに簡単になくしてしまっただけでは、誰も忠岡町に住みたいとは思わないのではないのでしょうか。

また、財政面では、寂れた忠岡町には不釣り合いの豪華な役場庁舎やクリーンセンターの億単位の発注には惜しげもなく巨額の税金を無駄に投入するのに、今回の西区の公園問題につきましても、住民のためとなると財政難を理由にお金をけちるという本町のお金の使い方には全く理解できません。行政によるまちづくりやインフラ整備には用地の確保が何より重要となりますが、財政状況の厳しい今となつては、もう遅いといった感も否めません。

そこで質問ですが、本町のまちづくりに対する考え方の中で、特に用地の確保という点においてどのように考えておられるのか。また、今後のまちづくりの計画について簡潔にお答えください。

議長（杉原 健士議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

本町のまちづくりに対する考え方等につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、駅周辺ということがございましたので答弁いたしますと、忠岡駅を含む中心市街地につきましては、平成元年度、駅西側につきまして面的整備を計画いたしておりました。地元住民の皆様も入っていろいろ協議をしてまいりましたが、平成4年、再開発事業に対する反対する意見が過半を占めたということでございまして、その計画は凍結をされました。

次に、忠岡駅東の再開発と都市計画事業を目指して、大阪府からの技術職員を複数年派遣していただき、平成6年には都市計画に関する基本的な方針、平成7年に中心市街地地区計画を決定し、駅周辺やシビックセンター地区の開発方針が決まり、まずはシビックセンターの建設、府営住宅の建て替えも同時に行われ、この庁舎周辺は大きく整備が進みました。また、同時期、大津川河川公園の都市計画決定も行い、河口部から高月地区までの

間、緑地の整備を実施してきたところでございます。

議員ご指摘の駅周辺整備は当然視野に入っておりましたが、バブル景気の急速な衰退、それと大きな平成7年1月17日に発生しました阪神・淡路大震災、これによりましてまちづくりが耐震化という方向に向いたのも現状でございます。そうしたことによりまして、現状としましては整備が進んでおらず今日に至っておりますが、そのような状況で今日に至っております。

現在の取組ですけれども、昨年10月より都市計画マスタープラン改定作業と、本年4月より立地適正化計画の策定作業を進めております。同時に策定が行われている第6次総合計画との整合を図りながら、持続可能な都市を目指してまちづくりの方針や誘導方針などを定めてまいります。

計画策定に当たっては、住民ワークショップの開催、議員5名が就任されている都市計画審議会委員にも参画していただくなど皆様のご意見を頂きながら、策定に努めているところでございます。

用地の確保ということで特に質問がございましたけれども、まずは、都市計画で位置付けをすること。そして、その機を見て用地買収に取りかかっていく。これは、計画がないところに国の交付金はつかない、そうした現状もございますので、今後につきましては、都市計画を定めて計画的に用地を買収、そして公園などの整備に当たっていく、こうした原則がございまして、そのような形で進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

以上です。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

今後の計画につきましては、今ご説明いただいたとおり、マスタープランの策定なども進めていただいているところですので、そのまま進めていただくとしまして、やはり問題になるのは、今回、西区の児童公園の件ですよね。あの件につきましても、50年、約半世紀近く借りっ放しの状態でした。やはり思うのは、なぜ恒久的な公園にするように措置をしていなかったのだろうか。あの賃貸借契約を見ると、やはり無理があるなという気がするんですけども、行政が用地を確保するについては、まず憲法のほうにも財産権の侵害といいますか、公共のためであれば私有財産を使うことができるという規定もあります。補償が前提になっていきますけれども。それに基づいて土地収用法といった法律もあります。行政がまちづくりやインフラ整備をするための法整備は整えられております。

今回の西区の公園につきましても、もっと早い段階、こんな新型コロナが起らない段

階であれば、もっと忠岡町に有利な形で売買交渉が進められたり、もっと安価で購入できたりとか、あるいはほかの方法でやっぱり公園を確保できたのではないかと思います。そういうことができなかつたことにつきましては、先日から協議会、全員協議会においても質問させていただいておりますけれども、職員さんのやっぱり法的知識のなさというところが問題なんではないかと思っています。

先ほども、さきの質問でも、別の案件ですけれども、業者から物をもらってどうのという案件がありましたけれども、あれは役場のほうは問題ないとおっしゃっていますけれども、やはり普通に住民から見ても、逆に普通の公務員感覚で物事を判断しても、あれはおかしいと思います。忠岡町ぐらいやと思います、そんな大丈夫やと言うのは。

そういうことも含めて、結局役場のこの組織の体質というのが、法令遵守もなく、いつも公務員、行政に当たり前の話も通じないということで、西区の公園の問題もしかり、先ほどの業者からもらった物品供与の問題もしかりで、やっぱり一事が万事おかしい行政運営だと思います。そうした職員の資質、能力面での問題、特に中堅以上の職員の問題についてはこれまでも指摘してきたところですが、そういった役場の組織体質、風土という問題は、結局は町長の責任だと思います。これまでの長きの間、職員教育、役場組織の立て直し、改革といったことを何も手をつけてこなかったからではないでしょうか。最終的には、公園の問題も先ほどの職員の問題も町長だと思いますけれども、和田町長はどのようにお考えでしょうか。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

担当職員が担当業者と話しすることは当たり前のことであります。交渉することも大事なことです。話をさせてもらう前に、まずはただいまコロナ対策で約20件のご寄附を頂いております。また、西区公園につきましては約50年間の、貸していただいたということを私は感謝しておる次第でございます。

そういった緊急のある中で、また、担当者が担当の取引業者と話しすることは当たり前でして、あなたが言うような処分せよという、そういうのに当てはまると、こういうように思っておりません。こういった業者との付き合い、そういうものについては、絶えず職員との間に交流する中で、公務員の信用失墜のないように、また犯罪の起こらないように注意はしているところでございます。

それにしましても、平素から、また今日もそうですが、勝元議員の、えげつないことを言うと、こういうように私どもは解釈をしております。火事場泥棒と、こういうような表現までされて、私どもは非常に憤慨しているところでございます。さらに処分せよと、そ

うというようなことを言われると、私どもとしては働きがいがないと、もうやめていこうと、こういった雰囲気になりつつあるのは、どこに原因があるかということが大体分かってきたなというぐらい総括をしているところでございます。私は名誉棄損そのものであると、こういうように思います。

今日は、議員の皆さんが全員おられますので、勝元議員もそれを承知してほしいと思いますが、議員に特権があるならば、それは完全にパワハラだと、こういうように思います。いや、議員は言うてたらええんやと、そういうようなことであるならば、これは完全に侮辱罪ですと私は解釈しているところでございますので、今日、議員各位の前ですから、議員の皆さん方もそういった私の言うことも判断してほしいと、こういうように思っている次第でございます。

ちょっと雑談になって時間を取って申し訳ないんですが、消毒液のことでね、初めに消毒液を置いたわけです。そして、間もなくその置いたことにけちをつけられましてね、保健所の人を連れてきたんです。保健所の方は「これは大丈夫や」と言うて帰っていったんです。

そういうことで落ち着いているかと思ったら、業者がどうのこうのと。業者も、先ほど来説明してるように、お話しできる関係の中にある話でありまして、今はもう落ち着いてきたから、いろんな消毒液も出てきたことでしょうし、勉強もいろいろと足ってきましたので、また勝元議員の言うような品物があれば、それを中心に検討いたしますけれども、もう何やかんやと職員をいじめないでほしいと思います。

「ここを通ったらあかん。ここは通るところと違うんですよ、あなたの」と言っているのにもかかわらず、こそこそと男子や女子の更衣室の前を通過して、そこにある掲示板に向かって物を貼っていくと。「貼ったらあかんよ」と言うているのに、また貼っていくと。それを外したら、外した職員がおるということで警察へ届けるわけです。警察は何を言うてるのかなという感じがあるわけで、規則とかそういったことを守れるものはきちっと守ってほしいというのを、今、処分の裏返しで言っておきたいと思います。

日頃、あなたのことについては職員のほうからいろいろ聞いてる中で、今日は例を挙げまして、あなたのえげつないことを言うなあと。特に火事場泥棒と、そんな言い方されたことについては、職員は本当に明日から仕事を辞めたいという、そういう悩みがあるわけで、憤慨したいと思っております。

答弁になったかどうか分かりませんが。

議長（杉原 健士議員）

時間ですので、勝元議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、前川和也議員の発言を許します。

9 番（前川 和也議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

前川議員、どうぞ。

9 番（前川 和也議員）

大阪維新の会所属の前川和也でございます。杉原議長から質問の許可を頂戴しましたので、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、どの議員にとりましても、新型コロナウイルス感染症に関連した質問をされるかと存じます。私もそうなんですけども、まずは忠岡町では感染者が発生しなかったということで、これは町民皆様方の感染防止への高い意識での努力でありますとか、休業要請のご協力のたまものであると思いますし、そして役場の職員の皆さん、学校現場の先生方におかれましても、感染拡大防止に向けた施策や特別定額給付金事務などの感染症関連事務にご尽力を頂いたことに、まずはこの場で感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

で、まずは1つ目の質問なんですけども、長期にわたる学校の休校中のことについてであります。先週からですかね、ようやく学校も本格的に再開されたわけではありますが、3月の頭から休校となり、卒園・卒業式、そして小・中の入学式は簡素化して実施がされました。そして、4月の8日に登校日が設定されて、教科書が配られて、クラス担任のお披露目とか、クラス編制の発表とか、そういったものが行われるはずだったんですけども、それも休校の延長ということで、なくなったということでございます。

そこで質問なんですけども、4月の中頃に、新しい学年で使う教科書を取りに来ていただきたいということで、各学校から保護者の皆さんにお願いがあったということなんですけども、これも何日から何日までに取りに来てくださいということだったと思うんですけども、初日に取りに来られる方が非常に多かったのではなかろうかと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

教科書の配布につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業のため、小・中学校の3校とも4月13日以降に、1年生以外の保護者に来校していただき、配布をさせていただいております。おかげさまで、全校とも初日に8割近くの保護者にはお受け取りいただくことができております。

9 番（前川 和也議員）

ありがとうございます。はい。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

ありがとうございます。非常に保護者にとって関心の高さが表れているのかなと思う数字なんですけども、そのわずか数日後に、今度は家庭用学習プリントを各家庭に配るということで、学校の先生の皆さんが手分けして配っていただいたということなんですけども、本来であれば教科書と一緒に配れると良かったんじゃないのかなというふうに思うんですけども、質問はそこじゃなくて、年度をまたいでの長期休校ということで、先生と児童・生徒との心の部分の交わりが薄くなっているのではないかと、当時そのように思っていましたし、また、保護者の方でそのような部分を気にしておられた方も私の周りにはおられたわけでありませう。

その家庭用学習教材ですね、配られた際、その手作りのプリントというふうに伺ってるんですけども、これ、2回ぐらいあったのかなと。そして、国からの臨時交付金を活用した教材配布を含めたら、3回接触の機会があったんかなと思うんですけども、感染の拡大防止が大前提ですので、リアルな接触を控えるというのはもちろん分かるんですけども、何か担任の先生から受持ちのクラスの生徒に宛てた一筆というんですかね、お手紙のようなものがあれば、なお良かったんかなというふうに思います。

実際その配られた中身には、校長先生から保護者に宛てた保健の案内とか、そういう業務連絡的なものは入っておったんですけども、ぜひ先生から自分の受持ちのクラス分のお子さんに、児童・生徒に宛てた、そういうお手紙が欲しいところだったかなと思うんですけども、これ、どうしてなかったんでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

課題につきましては、全ての子どもに届けるということを念頭に、小学校は4月の17日または20日に、中学校の2・3年生は4月の20日または21日にポスティングで配布いたしております。なお、中学校1年生につきましては、現金の徴収及び諸手続のため保護者に4月20日に来校していただいた際に、併せて配布いたしております。

議員お示しの担任と児童・生徒とのつながりにつきましては、通常であれば4月の当初から築いていくべきものであると認識しております。しかし、臨時休業ということもあり、丁寧さに欠けた行き届かない部分があり、大変申し訳なく思っております。本町教育委員会としましても、保護者の心情に寄り添うよう、これまでも指導してまいりましたが、今後、第2波が起こった際には、議員にご指摘いただきました内容を念頭に置き、指導に活かしてまいりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございます。

学校再開時における心のケアというのは、この後の別の議員さんが質問されると思うんですけども、学校の休校中においても、児童・生徒との心の触れ合いについては取り組むべきであると思って、質問をさせていただきました。以前より二重部長とはこのようなお話を何回かさせていただいたんですけども、議会でも質問に出たということで、学校現場での取組に生かしていただきたいというふうに思っております。

次に、同じく休校中のことなんですけども、お家でネットを通じてできるお勉強サイト、お勉強ができるサイトのお知らせがされていたと思うんですけども、無料で使うことのできるサイトというのは本当に数多くあったかと思います。で、ここ忠岡におきましても、忠岡の学校に通う児童・生徒さんにIDとパスワードが割り当てられて利用できるeライブラリというサービスがありますけども、これ、割当てがあるということは、管理者が利用者の利用状況を把握できるものだと思うんですけども、これ、どれぐらいの利用をされているのか、教えていただけますか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お尋ねのウェブによる教材提供につきましては、本町におきましてはeライブラリというドリル教材を導入しております。本教材は、ID及びパスワードがあれば、パソコンやタブレット等を活用し、家庭からも利用できるものとなっております。昨年度、各校より児童・生徒に対しID及びパスワードを配布し、各校ホームページ等で複数回にわたり保護者に周知しております。しかし、3月から5月の臨時休業期間中の活用率はそれほど高くありませんでした。

9 番（前川 和也議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

希望とはかけ離れた数字であったのかなというふうに思っています。私も実際、知り合いのお子さんにちょっと貸してと言うて、させていただいたんですけども、面白いなと思いましたし、ゲームが好きなお子さんやったら本当に楽しめるんじゃないかなと思った次第です。プリントとか学校のホームページでお知らせをされてると思うんですけども、まずそもそもその存在も知らないというお子さんも多いのかなというふうに思っていて、実際に学校の授業の中において一度ログインさせてみるとか、工夫の仕方はいろいろあると思いますので、せっかく面白いサイトやなと思ったんで、ぜひとも家庭学習の一助にし

ていただけるように思うんですけども、どうですか。

議長（杉原 健士議員）

3回を超えていますので、この答弁で。

9番（前川 和也議員）

分かりました。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

今後も保護者の協力が不可欠でございますので、学校より重ねて周知するとともに、各校でのコンピューターを使った授業の中で活用し、児童・生徒が家庭学習をする際の選択肢の1つとなるよう指導、助言してまいります。ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ぜひよろしく願いいたします。

質問を変えまして、これからの学校現場についてなんですけども、北九州市の小学校ではクラスターが発生してしまったということで、これはどこでも起こり得ることですし、そしてまた国の2次補正では、学校現場の感染症対策として予算が割り当てられているところでもありますけども、忠岡でももしクラスターが発生したときのマニュアルというものがもちろん整備されているかなと思うんですけども、どういうものか、お示しいただけますか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お尋ねの件でございますが、万が一学校において児童・生徒または教職員に新型コロナウイルス感染者が確認された場合は、当該学校を臨時休業といたします。臨時休業とする期間及び範囲につきましては、保健所の指示及び助言を踏まえ、学校における感染症拡大防止に必要な対策及び学校運営上の体制整備を行うために必要な期間及び範囲といたします。

併せて、児童・生徒に感染者が確認された場合には、学校保健安全法第19条に基づき、当該児童・生徒を出席停止といたします。期間は、治癒するまでとし、登校の再開については医療機関や保健所等と連携しながら判断いたします。また、児童・生徒が保健所等により濃厚接触者に特定された場合は、当該児童・生徒は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止といたします。

なお、児童・生徒または教職員に新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応につきましては、学校再開の際に本町ホームページにて周知をさせていただいております。

ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。学校が本格的に再開しているわけでありますけども、まだまだ感染症の脅威というのは存在しているわけで、学校現場では気をつけていても家庭から持ってくるということも十分にあり得ますので、常に起こってしまったらという前提で取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、続いての質問に参ります。寄附の受入れについてでございますけども、今回の感染症の拡大に伴いまして、忠岡町が非常に困っているということで、マスクや消毒液を町内外の方々より本当に多くのご支援を頂戴いたしました。これについても本当に感謝申し上げたいと思います。

そこで、このありがたい救援物資ですが、誰々からどれほど頂いたかと、これは広報ただおかでも掲載されていまして、広く感謝の意を示す意味でも非常にいいと思うんですけども、さらにその先もう一步、これらの救援物資がどこにどれだけ行き渡ったのか、これについても公表してはどうかと思うんです。流れが分かれば、ご寄附いただいた方もより納得していただけるでしょうし、また、寄附しようかなと思ってるの方々についても、その意識の啓発になるのかなと思うんですけども、それをぜひ今後の検討項目に加えていただけませんかでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

どうぞ。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

本件につきまして、先ほど町長からも冒頭のご挨拶にありまして、多数の方より心温まるご寄附、ご寄贈を頂いているところです。議員皆様ご存じのように、5月の広報から5、6、また次月7月と続きまして、ご了解いただいたご寄附の皆様には掲載させていただいて、住民皆様にお知らせをしているところでございます。

その中身につきましてでございますが、一部ホームページ等でも載っておりますが、なかなか詳細までは掲載していない分もでございます。これにつきましては、先ほど議員申されましたとおり、ご寄附いただいた皆様のご芳志にお応えするという事も踏まえまして、詳細に掲載のほうをしまいたいと。また、今後もそういう方向でしまいたいと考えてございます。

細かい内容につきましては、多数にわたっておりますので、またホームページの掲載というところでご了解いただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

9 番（前川 和也議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

ぜひよろしく願いいたします。非常に前向きなご答弁を頂いて、本当にありがたいところです。

物資によるありがたいお気持ちを多数頂戴したわけなんですけども、今回、金銭による支援の申出という部分についてはいかがでしたでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

現在のところ、頂いてはいないというところでございます。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

なかったということでしたけども、今回、ほかの自治体では、コロナウイルス感染症対策に特化した基金が創設されたところ、大阪府なんかでもそうですね。幾つかありまして、このように受皿を作って明確に意思を示すことが大事なのかなというふうに思うんですけども、忠岡ではそういう基金の創設まで行かなかった理由というのは、どういう理由でしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

今回のコロナ対策の施策に関して重要なのは、迅速性と住民皆さんに最大限還元するという点であると考えています。そういった点では、条例改正を伴う基金設立では若干遅れが生じること、実際に現金の寄附申出がなかったことや、今回のコロナ対策に係る予算が国から交付金として頂けたという点で基金成立に至らなかったというところがございます。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

よく分かりました。ありがとうございます。その基金がなくとも、現行のふるさと納税、こちらにご寄附をしていただくのも大変ありがたいことかなと思ひまして、こちらは寄附する際に用途の指定というのがありまして、福祉に関する事業とか、公共施設の整備とか、またはそれら以外のことに使うというふうに3つの用途の指定がございまして、福祉に関するとか施設の整備とか、これでも感染症対策には使えると思うんですけども、さらにもう1個、4つ目、用途の指定を1つ増やしたというところも自治体の中にはありまして、参考にしていただきたいなというふうに思ひます。ご寄附をお願いしますという意思を明確にして、必死にお願いするという姿勢が、また人の心を打つものでもあり思ひますし、これからの参考にしていただけませんか。どうでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

答弁、最後になりますね。

町長公室（立花 武彦公室長）

ふるさと納税に項目として追加する点については、ふるさと納税では返礼品に一定経費がかかってしまうのですが、他市では返礼品なしで寄附を頂くという方法を取り入れておりました。ただ、この場合も寄附者の意思を尊重するには基金の設立が必要となるため、今後の新型コロナウイルスの対策の動向を踏まえながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。本当に可能なできる手段で、意思の明確化というものを打っていただきたいなというふうに思ひます。

これはもう答弁は結構なんですけども、1つ面白いなと思つた手段で、10万円の特別給付金、今回ありましたわけなんですけども、給付を希望しない方はチェックを入れる箱があつたかと思ひなんですけども、表記がややこしいということで、間違えてされた方も中にはいるというふうに伺つております。忠岡の場合は、そういう方に対してはお電話して、本当にそうなんですかというふうに丁寧に電話確認していただいたというふうに伺つております。ですけども、中には本当に今不要であるという選択をされた方もいたわけで、そういう方もいらっしゃるんだという前提で、先ほども質問しましたように、そういう方に対して受皿に誘導できるような文書をつけるとか考えてみてはどうかなと思ひます。これも間違いの防止にもつながると思ひますので、ぜひ全世帯向けの給付事務というのは、これからは感染症とはまた違つた場面で起こり得ることなので、ひとつ町としてぜひ助けてい

ただきたいという意思の明確化ということをしていただけたらなと思っております。

次の質問に参ります。次は役場の勤務体制についてであります。今回、感染の拡大の防止ということで、役場の職員さんの勤務体制をA班、B班というふうに2班に分けてシフトを組まれていたということでございます。私、3月議会の一般質問でフレックスタイム制の導入についてということ通告をしておったんですけども、時間切れで質問ができませんでした。ここ数年で若手の職員さんがたくさん退職されたということで、それぞれの事情は尊重せねばなりませんし、また先日の全員協議会の最後でも人事課長から退職時における職員さんのアンケートの読み上げがありました。忠岡が嫌で辞めたんやという方は少ないような印象を受けたんですけども、人事当局としては何かしらの人材流出を防ぐ手だてをしなければいけないということで、その1つの策として職員さんが自らの勤務時間とか、しかもコアタイムなしで決めて働くことができ、多様な働き方、生き方を選択できるというフレックスタイム制を導入されてはどうでしょうかというふうに3月議会で質問しようと思っておりました。

今回、感染が拡大して、意図せずに、フレックスとまではいかないにしても、変則的勤務体制がとられたわけでございますが、2班体制、今現在、解除になってますけども、この体制への検証といいますか、感想を教えてくださいませんか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町では、政府の緊急事態宣言を受け、感染防止の観点から、また国の出勤者7割削減目標との指針もあり、4月13日から5月17日までの1カ月間、各課においてそれぞれが接触を持たないよう職員を2班に分割した体制を運営し、緊急事態宣言の解除に伴い2班体制も解除したところでございます。

その際、フレックスタイムを導入した場合に懸念される窓口の運営という点において、より厳しい状況となりました。来庁者の皆様にも接触の機会を減少させるため、職員が少なくお待たせしている点についてご理解を頂いてはいましたが、この2班体制は窓口のない部署では8割以上が実施できた一方、1階の窓口では平均いたしますと2割程度の実施にとどまりました。全体としては、各種会議やイベントが中止になっておりましたので、運営ができた面もあると考えております。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。本当に今回、試験的というんですか、貴重なデータが取られたかなというふうに思うんですけども、これもまたデータを取ることができたということだけではなくて、職員さんにとっても、ベテランの職員さん、若手の職員さんにとっても、そういうある種貴重な経験になったかなと思いますので、ぜひ今後の労務管理の検討項目にフレックスタイム制の導入ということで検討していただけたらなというふうにお問い合わせ申し上げます。

次の質問に参ります。続きましての質問は、広報についてなんですけども、今現在、役場からリアルタイムで情報を発信できる手段というのは、今現在のところホームページだけだと思うんですけども、これの春における前年比でのアクセス数の違いについて教えてくださいませんか。

議長（杉原 健士議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

アクセスの件数でございます。なかなか毎月という件数では取ってございませんが、年間件数という形の推移を分析した結果ですが、大体年間50万から60万アクセスを頂いております。今回、一定状況を見ますと、大体1.5倍から1.8倍程度のアクセスの増があったと認識しております。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

やはり情報を得る手段として、町民の皆さんの利用が増えたということだと思うんですけども、ここで質問なんですけども、言葉でのやりとりよりも視覚的に訴えたほうが一発で伝わると思いましたので、今日の朝に理事者側の皆様方にお配りさせていただきました。お手元にありますか、カラーのA3用紙の。この近隣市とのホームページの中のトップページの違いについてなんですけども、忠岡町のページについて率直に感想を頂けませんでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

議員お示しのこの資料でございます。カラーで近隣市と忠岡町と比較といたしますか、多分これはコロナの感染拡大についての臨時的な部分かなと感じております。他市と比較しまして、確かに本町の場合、これ映っているところの右上の赤い枠でございますが、こちらでございます。ほかの市はかなり全面を使っております。こういう点につきましては、非

常に本町の場合、ちょっと探しにくい面も一定あったのかなと考えてございます。

本町のホームページでございますが、他市と違いまして、かなり経費圧縮で、ちょうど財源が厳しい時代でございましたので、定型的なフォームという形でございます。この辺を使っているという点で、なかなか他市のように柔軟な動きができなかったのではないかと考えてございます。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。伝える側だけでなく、知りたい側の立場に立った見た目の改善もぜひしていただきたいなというふうに思います。

この質問を最後に、昨年でも、そして3月の議会でも質問しましたSNSによる情報発信ですけども、LINEアカウントを開設するという事で3月議会ではご答弁を頂きました。いろいろ調査研究されておったと思うんですけども、第2波が来る前に、もうさすがに開設はされますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

ずっとご質問いただきました、ご要望のございましたといいますか、SNSでございます。LINEアカウントを取りまして、忠岡LINEということで、7月1日を予定して開設させていただくことを計画してございます。台風の時期、コロナの第1波には若干間に合わなかったのですが、ちょうど台風、大雨の時期が接近してございます。至急に開設して、必要な情報を出していきたいと考えてございます。

これで広報を初めホームページ、あるいはテレビ岸和田の有線、FMいずみおおつとの緊急ラジオ放送、この間締結いたしました。そして、今回のLINEと、多様な発信手段を手に入れることができましたので、あらゆる世代、状況の住民皆様に積極的に情報伝達を図ってまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。7月の1日ということで、もうすぐですね。ということであります。ぜひ情報発信の多極化に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

そして、最後の質問です。今回、この後、上程されますけども、町議会議員の報酬を削減するという条例の改正案が、全議員賛成の下、可決される見込みです。そこで町長、町長と教育長は、特別職におかれましては、平素は3割と1割カット、そして退職金におい

ては全額カットということで、町財政を鑑みて実施をされておりますけども、今回の緊急事態に対処する心構えとして、議会と同じように歩調を合わせていくという考えはございませんでしょうか。町長、お願いします。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

身を切る改革という言葉は知っておりますし、理解しておりますが、私自身ずっと16年間、身を切る改革はしてません。私自身はカットを全然今までしたことありません。職員には2年ほどしてますし、今、教育長さんがずっと就任以来、カットをお願いしているわけで、このたび議員の皆さん方の報酬カット解除の日が来たら、退職手当のカットを変えていきたいと、こういうふうに思っています。私はもうずっと就任以来、最後まで行こうと、こういうふうに思っております。

そういうことで、カットをお願いせなあかんところが、職員にせないかんということやってまいりました。うちのやってることが府の皆様にも参考になっているみたいで、非常に問合せもあつたりします。今後とも教えてください。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

先日の全協でも、町長より議員報酬削減分をありがたく対策費に使わせていただきますということでお言葉がありました。であれば、同じ特別職、特別職だけです。特別職として公選されるものとして、町民の気持ちに寄り添う姿勢、そして緊急事態に対処していくんだという強い姿勢を示していただけたらなと思ったわけです。

感染症の拡大の第2波の脅威は存在するわけでありまして、引き続き姿勢を示しながら対策に取り組んでいただきたい。それについては、町議会としてもバックアップとサポートをしていきたいと申し上げまして、今回の一般質問、終了とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉原 健士議員）

以上で、前川和也議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、松井匡仁議員の発言を許します。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

松井議員、どうぞ。

7番（松井 匡仁議員）

無所属なだ会、松井です。一般質問いたします。よろしくお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策における大阪広域水道企業団の対応と、今後の忠岡町広域行政の在り方について質問いたします。

このたび、町長及び忠岡町議会は、新型コロナウイルス感染症対策における水道料金の減免を大阪広域水道企業団に要望いたしましたが、いまだに水道料金の減免はされていない状況にあります。このような大阪広域水道企業団の対応についてどのように思われ、今後どのように対応していこうとお思いでしょうか。よろしくお願いします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

新型コロナウイルス感染症の蔓延によりまして、4月7日に緊急事態宣言が大阪府に発令され、感染防止のため不要不急の外出は自粛となったことで、家庭内での水道使用量も幾らばかりか増えたものと考えております。

本町におきましては、住民の経済的負担軽減のため、水道企業団に対し5月8日付で統合団体連名による水道料金に係る一定の減免措置の緊急要望書を提出、また5月12日にも忠岡町長名で同じく減免措置の緊急要望書を提出したところであります。

これに対し、正式な決定通知は現時点では届いてはおりませんが、5月27日、企業団による説明会が開催され、その中で企業団から本町においては、用水供給料金の軽減として720万4,000円、また、そのシステム改修費として60万円の補助を行うとの説明がなされたところでございますので、よろしくお願いします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。720万円の内示とのことですね、公室長。これだけ要望しまして、町長、これだけ要望していただいて720万円。私、ちょっとこない思ひまして、忠岡町は平成31年4月に水道企業団と統合した際に、旧忠岡町水道事業会計に計上されておりました現金預金3億円、これを一緒に企業団に移管しております。3億移管して720万円。ちょっと残念な気がします。これでは、台風や地震があつて忠岡町に何かあつ

たときに、企業団は何にもしてくれへんの違うかと、全部後回しにされるん違うかと思ってしまいました。

今回の感染症対策では、町の財政も苦しいことから、町独自の水道料金の減免はできませんでした。しかし、水道企業団に統合していない市町村は、もう独自の財源でさっさと水道料金を減免してしまいました。これでは統合団体のメリットというのは一切ありません。町長も2回も要望を出していただきました。この件について町長はどう思われますでしょうか。答弁、よろしくをお願いします。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

十分な補償、十分な補助、目に見えるようなコロナ対策ということについて、過大な期待を持たれると難儀なんです。私どもの所帯のうちで手当てをしていきたいと、こういうふうに思っております。何とか、変な言い方ですが、よその市がやってるようなことの1つに水対策があるので、うちでできることはないかなと、こういうことから、1つは企業団の事務局に何とか本町を助けるような、そういうことをせえということ。また、コロナの後、水道料金を下げていけると、こういった2つの観点、ちょっと観点は違うんですが、申し入れたりもしております。

町民の皆さんには、もう本当に痛いところ、かゆいところに手が届くようにしたいんですが、ちょっとできませんので、できることいっぱいをひとつ感じていただいて、これからは項目については教えていただきたいと思いますが、水道のほうも他市と同じぐらいのことはしたいなど、こういうふうに思っております。

このたび上程してますように、私が最初から提案し推奨している企業団づくりですね、これについては6つ一緒についてきて、10になって、そしてさらに今度は4つ入ってくるということで、私は広域をすることは間違いでなかったなど、こういうふうに思っております。さらに年を重ねれば、大阪が1つになっていくと、こういうふうに思っておりますので、いいことばかりがあると思いますから、今はコロナということで目の前の問題が即解決できてないと思いますけども、本町の悪い点は私個人にありますので、知っておいてほしいと思います。答えになってるかどうか分かりませんが。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。それでは、次の質問に移ります。

この水道事業を含みます今後の忠岡町の広域行政について質問いたします。

町長は今年の施政方針演説で、広域行政のさらなる推進、生活に密着する分野での広域化と話されておりました。私、今回のこの広域水道企業団の対応を見てまして、ほんまにこの広域行政というのが忠岡町と忠岡町民のためになるんか。これ、広域ありきで進んでいくのはどうなんかとちょっと考えました。ここは一遍立ち止まって、今後の広域行政がほんまに忠岡町民のためになるんかどうかを、特に生活に密着する分野は考えたいと思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

広域企業団づくりをしていますので、絶えず絶えず検討していかないかんと考えておりますが、例えばこの企業団ができたときに、大都市だったと思いますが、水道管が破裂したんです。それを見て感じたんですが、忠岡町に起こったら、こんなんもうようせんなあと。それから、そういうときには、水のタンク、忠岡町にありませんから、応援はしてくれると思いますが、同じようなときは近隣もタンクが要るでしょうから、こういうときは企業団のほうから手を回してくれるだろうと、こういうように思っています。

それから、ちょっと期待してるんですが、避難所を指定しますと、そこに直接的な水道管を引いてくれということで、今そういう方向で行ってますので、早いか遅いかはちょっとあれですけども、そんなこともあって、私は大きいことはいいことだと、こういうように思っていますので、住民の皆さん方には以前の習慣があるからちょっとあれですけど、私の言うてること、何を言うてるか分かりにくいと思いますが、電気と一緒です。電気も私らのように、何か水のことがあれば、忠岡町はやりませんが、水道企業団がやるんで、ちょっとその辺がぐいちになると思いますので、感覚が違ってくるとは思いますけど、間もなく慣れてきてくれると思いますから、今辛抱していただきたいと、こういうように思っています。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。この話は、広域水道企業団だけじゃなく、これから様々な広域連携があると思うんですけども、これ全てについてのお話をしたかったんです。で、やるべきところはやる。でも、考えられないかんところは考えられないかん、そういうふうと考えていっていただきたいと思いますという質問をいたしました。

では、次の質問に移ります。今後の各種学校行事、特に修学旅行なんかの予定について、担当部長からお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

約3カ月間の臨時休業を受け、年度内に教育課程を達成するための授業時数確保が何よりも大切なことだと考えております。授業時数確保のために様々な学校行事の見直しが全国各地で検討されているところでございます。

一方、議員お示しの修学旅行や各種学校行事等のいわゆる特別活動については、望ましい集団活動を通して人間形成を図るための有用な教育活動であると認識しております。特に修学旅行につきましては、最終学年の児童・生徒にとって一生の思い出となる極めて価値ある体験活動であると認識しております。

現下の新型コロナウイルス感染症対策の観点から、例年どおりの行事の実施については様々な制約があると言わざるを得ません。一方、受入れ側の宿泊施設から宿泊を断られ、計画した修学旅行が実施できないケースも聞くところです。今後、修学旅行や各種学校行事等をいかに実施していくべきかについては、学校現場の意見を最大限聞きつつ、実施に向けて国や府の状況を考慮しつつ、指導、助言してまいります。ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、修学旅行というのは一生の思い出になります。私も、小学校の伊勢も、中学校のアルペンルートも、今でもよう覚えてます。できる限り、思い出というのは大事なものですから、対応していただきたいと思っております。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（杉原 健士議員）

以上で、松井匡仁議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、三宅良矢議員の発言を許します。

8番（三宅良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員、どうぞ。

8番（三宅 良矢議員）

通告書に基づきまして、令和2年6月議会一般質問をさせていただきます。

まずは、災害など緊急事態最中におきます情報伝達手段に対する仕組み作りにつきまして、ご質問させていただきます。

忠岡町の公式SNSの件ですが、先ほど前川議員の質問にて回答もございましたので、その部分につきましては、私の回答に対しても準用とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それから派生した質問となります。

LINEを初めとするSNSの迅速性につきましては、どの媒体よりも確実なものであります。さきの緊急事態の最中におきます小・中学校の情報発信につきましても、各小・中学校がホームページでアップする取組が保護者、また児童・生徒に対しても一定の好評を得ているとお聞きしております。また、このように活用ができていくのであれば、ここで一歩踏み込み、子どもを持つ親としても、幼保小中、そういったところでLINEを活用した公式タイムラインを、例えばクラスごと、学年ごと、学校ごと等で始めていただければいいかなと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

先ほど、LINEを7月に開設ということで、それに関連するご質問と考えてございます。現在、教育委員会、小・中学校、ホームページをアップしてございます。大変好評があると、便利であるということは、私も聞いております。

議員申されました学校情報につきまして、LINEでの扱いでございますが、LINEにつきましては緊急性の高い必要な情報を直ちに多くの方にご覧いただけるという点から考えますと、これらは大変意義あることかなとは考えてございます。しかしながら、町としましては、今後、教育委員会と協議いたしまして、行事ごとなどのお知らせというのではなく、今回のコロナの関連に係る学校のこと、あるいは子どもの生命や安全に関することなど緊急性の高い情報につきまして発出というのをまた考えてまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。この部分については、もともと通告書になかった部分でしたので、これに関してはまた今回タブレット等の支給もありまして、今後のまた投げかけにつなげさせていただきたいと思っております。

この公式タイムラインに關しまして、また再質問です。この情報発信につきましての仕組みの在り方なんですけど、これはどこかの担当部署課が一元化して発信するのか、必要性、緊急性とかを鑑みて各課に裁量として任されていくものなのか、どちらでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

情報でございますが、発出を希望するのは各課でございますので、各課に作成をお願いするところでございますが、基本的にその発出を担当するのは人権広報課と考えてございまして、広報課で一元して対応してまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

8番（三宅 良矢議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

内容等に関しても、1日多分流れてきても、見ても、普通の通常時やったら1件、2件ぐらいがそのような形で限量かなと思いますんで、ただ、発信していただける新たなやり方、これに関してはありがたいと思います。あとは、災害時等で、これまた別の機会でもたくさん言いたいことがあるんですけど、言っていないといけないと思うんですけど、前から予算、決算でも言うてるように、Wi-Fiのついた自販機の設置とか、災害とか、そういう対策につきまして広げていくんやったら、そういったものも今後併せて検討していただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。次に、自肅におきます経済縮小化における地域活性化イベントや行事開催に向けての忠岡町の方針につきまして、ご質問させていただきます。まず、前提といたしまして、補正2次予算を踏まえての質問となります。提出時は国会審議の最中でありましたので、詳細の決定は不確かでありました。通告書の内容につきましては、それによる誤差が生じておりますことをご理解ください。

さて、地域行事やイベントが、感染症を恐れる自肅空気感の蔓延により、中止ありきという極端な方向に進んでいるような気がします。開催時には、世間の注目が集まることが事実としてあるかとも思われます。ただ、屋外イベントが契機となって感染拡大が広がったということは、国内におきましては事例は見られません。これらのことから言えることは、住民の気持ちを沈ませないことを念頭に置いて、忠岡町として行動すべきではないでしょうか。臨時交付金の地域活性化財源を基に徹底したインフラ対策を整え、既存の行事

やイベントについても実施をできるだけ奨励し、計画段階から実行段階におきまして、今まで以上に各種団体の要請によって物心両面での協力や支援体制を充実させることが必要であると思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

4月7日に発令されました緊急事態宣言については現在解除されたものの、厚生労働省が公表いたしました新しい生活様式の実践例では、身体的距離の確保や3密の回避等について記載されており、また、プロ野球などのスポーツにおいても無観客で開催されるなど第2波、第3波による感染被害が拡大しないよう予防策が講じられております。

本町におきましても、自粛疲れなどにより住民の気持ちを沈ませないため、今後、既存の行事やイベントの開催について検討していくこととなりますが、まずは住民の安全が確保できるか、これを最重要課題といたしまして検討してまいりますので、有効なワクチンや治療薬がない中での開催は、現時点におきましては感染状況を見極めながら慎重に判断していく必要があると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

これはちょっと僕からの意見なんですけど、まず住民の安全が確保できるかどうかですよ。これに関しては一番重要なのは、どういう状況でこれまで感染が広がったかという事例がどんな形であるのか。ということは、それ以外の形でやっていくというのが、一番客観的なエビデンスが働くイベントへの対応かなと思っております。

こういったのも踏まえまして、僕も商工会青年部に属しておりまして、例えばこういった忠岡町の役場のスポーツセンター前の町の所有地がありますよね。その道路の手前の木との間の。例えば、ああいうところで忠岡町の商工加盟団体なり忠岡町の業者が、例えば楽市楽座のように自由にそのような店舗等を出して販売するなど、ちょっとこういう状況やけど、今ちょっと何か変わったこと、ちょっと新しいことを忠岡町としても取り組んでるんだなという姿を見せることが僕は必要やと思ってます。実際、商工会でも、そんないいじゃん、いいじゃんという、青年部でも気持ちは出てるんで、できればこういったことに忠岡町として前向きに協力していただきたいと思うんですけど、その部分につきましてご回答いただけますでしょうか。ちょっと質問本文とずれてるんで、事前の。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

うちの役場駐車場について、ご答弁させていただきます。本町の駐車場は、年末年始の閉庁、閉館を除き、毎日来庁者やスポーツセンター、児童館、ふれあいホールの利用者が利用される複合的な駐車場となっておりますので、販売所として場所を提供した場合、駐車できる台数が減ることや、安全面の観点からも問題があることから、場所を提供することは難しいものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

今の質問で言うと駐車場やったんですけど、それ以外の場所やったらどう考えてますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

具体的にそれ以外の場所というのはなかなか思いつかないので、ご答弁は控えさせていただきます。

議長（杉原 健士議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

それ以外の場所ということでございましたので、答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、業績悪化を来している中小企業、小規模事業者、個人事業主、またフリーランス等、販売する商品等の販売の促進は、本町の商工業にとっても大変重要であるというふうに考えております。

ご質問にありますような楽市楽座がイメージということでもございましたけども、商工会とも我々、このコロナウイルスを受けていろいろと話し合いもしてるわけですけども、具体的な、できましたら商工会、また青年部のほうから具体的な形をお示しいただく。また、それに対して行政としてどのようなことで対応できるのか、その辺りをもう少し具体的な形で協議をさせていただいて、できるところで、その中小企業等の方々の商売というんですか、その活性化に努めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお

願いたします。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。また改めていろいろ提案はさせていただきたいと思います。できるだけ前向きに。要は僕が気にしているのは、やっぱりそれはもう僕らとしても感染拡大が広がるなんて、前提として誰も喜ばへんし、そんなことあり得てほしくないし、そうでないことをしっかりとした対策を練った上でやっていくつもりです。その辺はご理解を頂いた上で、そこを進めて、また提案させていただきますので、よろしく願いたします。

次の、また補正についての関連での質問になります。すみません、これでいきますと②の質問になります。申し訳ございません。この②の質問なんですが、閣議決定の段階で削除されておりましたので、質問の内容を一部修正させていただきます。

端的に申しますと、先ほどもありましたけど、現状にある避難所運営や災害マニュアルにおける今回のコロナにおける感染症対策はどのように影響されて、反映させていく予定でしょうか。よろしく願いたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

今年も出水期を迎え、自然災害発生時における避難所の開設、運営に当たっては、議員仰せのとおり新型コロナウイルスを見据えた対応が必要となってまいります。今月の初めに、大阪府では避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対応編）が作成されており、本町では発熱や咳の症状の有無の確認、発熱者が出た場合の措置、避難者の滞在スペースのレイアウトなどについては、この指針を参考に避難所の運営を行ってまいりたいと考えていますので、よろしく願いたします。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

ちょっと質問させていただきたいんですけど、まず1個は確認なんですけど、大本の災

害マニュアルを変更するわけではないということでしょうかということが1点目です。

2点目なんですけど、要はそれを参考に、大本は変えなくても、それに伴う個々の基準なりは変えていくということなんですか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

現在あります忠岡町避難所運営マニュアルにつきましては、変更する予定はございません。今回の新型コロナウイルスに係る運営は、大阪府の指針を基に対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

それは、いざ起こったときに、現場としては耐え得るというか、ちゃんとそれは対応ができるものなんですかね。もともとその避難所マニュアル自体って、そこを想定してなかったですね。密で1メートル以上は開けなあかんとか、2メートル以上は壁をこうせなあかんというのはないですよ。で、今こういう基準が来ましたよね。それは耐え得るものなんですか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

その部分につきまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

これからまた災害、特に夏の暴風関係、雨台風とかありますんで、その辺はちょっと迅速にお願いしたいと思います。

次、③のほうに移ります。③につきまして質問させていただきます。総額約1兆円の家賃支援雇用維持の臨時交付金は、特に家賃支援につきましては、申請におきましてほかの給付金に比べて一手間が必要になると見られます。商工業のサポート体制を強化するため、例えばですけど、行政書士などの専門家を臨時で雇用、または業務委託、または例えば商工会に補助金等を増額して、対応について迅速性をより図り、積極的な活用を促すべ

きであると思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

家賃給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策で営業を自粛したことにより売上げが急減したテナント事業者に対する支援金で、給付額は法人で最大600万円、個人で最大300万円となっていますが、経営する店舗数や家賃などの要件により算定されることになってございます。

この給付金の申請につきましては、申請書類の記入に加えて、確定申告書の写しや、対象月の売上げ台帳の写し、給付額の算定に必要な直近月額家賃が分かる書類等の提出が必要であると思われまます。既に申請が始まっている持続化給付金では、本町にも多くの相談者がおいでになっておられます。窓口に来られた方に対しましては、国のホームページをコピーいたしまして、ラインマーカーを引っ張って、事業概要の説明、またコールセンターの紹介、また申請サポート会場の案内を行ってきたところでございます。

ご質問の商工業のサポート体制の強化につきましては、持続化給付金と同様に、窓口に来られた方に対しましては詳しく説明をすることと、また、本町忠岡町は商工会とも打合せをございまして、その連携によりまして申請のサポート体制に努めてまいりたいと考えております。実際、商工会のほうは、会員でなくても町内に事業所をお持ちの方であれば、窓口で実際に書類を広げて、こういった書類が必要か、詳しい説明をしていただいているということでございますので、この家賃の給付に関しましても同様にお願ひできるものと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。できるだけサポートの体制に関して間口を広げて、商工会だけが業務で押しつぶされるようなことのないような形で、町としてもやはり将来それがあつて面大きくなるのであれば、またそういった実質的な人的なのか金銭的なのかの支援も、また改めて客観的な評価を用いて判断していただきたいと思ひます。

次、④の質問につきましては、今回実際出てきたときには対象外ということで、この質問自体も対象外ということでありましたので、取り下げさせていただきます。

次に、⑤につきまして質問させていただきます。社協、社会福祉協議会を通じまして個人向け小口融資がされています。これも経済対策の一環ということで、その範疇で考えるのであれば、現状やっぱり利用者が無利子、無担保、無保証で貸し付けられているという状況です。ということは、イコール返済困難に陥る可能性の高い方が、やはりこのような形で貸し付けると高いという、これはもう仕方ない話やと思ひます。この貸付けにおける

返済請求というのは、据置期間があって、またされていくと思うんですけど、本来できる限り、もう厳しい方に関しては、返済請求はやったとしても厳しくはすべきでないと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいま議員ご質問の社会福祉協議会が窓口となり受付を行っている緊急小口資金につきましては、従来の低所得世帯等に限定した取扱いを拡大して対応し、新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくとも対象となっております。貸付金額の上限は、従来の10万円を拡大し20万円以内となっており、据置期間につきましても2カ月以内から1年以内とし、償還期限も12カ月以内から2年以内となっております。保証人も不要であり、無利子で借りることができます。また、原則、こちらは貸付金ですので償還がございしますが、今回の特例措置におきましては、新たに償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしておりますので、償還時には必ずご相談していただいて、条件が合えば免除も可能となっておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。新型コロナの対策に関しては、次々と基準が柔らかくなっていったりするので、それにつきましてもまた迅速な情報提供ですよね。特に既に貸し付けてる人に対してとかにも進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、⑥につきまして質問させていただきます。教育ICT環境整備などのために、光ファイバー整備推進に502億円、国によって予算計上されています。これを機会に、自粛要請の対象であった町内のこども園、幼稚園、保育所に対しても、例えばですけど、休園や自粛最中の乳幼児に対して生活確認するとか、コミュニケーションを図るとか、そういうのに活用できます。そういったものを目的としたインフラ整備に、こういった推進の補助金を取りに行く、そして活用していくべきであると思いますけど、いかがお考えでしょうか。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

こども園、幼稚園、保育所におきます就学前教育は、幼児期の発達の特性に照らし、遊びを重要な自活的な活動として位置付け、遊びを通して教員の関わりの下、今後必要とされる社会性の獲得、生きる力の基礎となる心情、意欲を育て、生涯にわたる人間形成の基礎を身につけることを目指しております。

議員お示しの就学前施設に対する教育ICT環境整備につきましては、先ほど申し上げた就学前に培った学びの基礎を小学校以降の義務教育段階におきますICT教育につなげてまいりたいと考えておりまして、現時点では就学前施設への整備については考えておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

これ、例えばですけど、仮に10分の10、国が出すと。幼保にも対象になりますとなった場合でも、これを前提にやらない考えなんですかね。それとも、そうやってきたらやりたいですよという考えなのか、ちょっとその辺だけ一言お願いしたい。

議長（杉原 健士議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

今、国が補助を出してくれるということはなかなか難しいとは思いますが、仮に今申し上げた国が全額補助してくれるということであれば、整備のほうはさせていただきますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

これは多分見解とか考え方の相違になるから、ちょっとこれは僕からの意見ということだけで聞いておいていただきたいんですけど、よくゲームとかタブレットで遊んでる子を見て、あんなん、僕らのときによく言われたのが、ゲームしてたらあほになるよと。勉強せんようになってばかになるよと言われるんですけど、これ、そういうふうにしてやっぱり育った僕らの世代なんですよ。そういった世代からの色眼鏡で見たら、今3歳、4歳、5歳の幼児の子らが、例えばタブレットとかでゲームアプリを導入して遊んでるんで

すよね。それは学力を低めるのかというと、これ、ミシガン大学の研究で、そのときにそういったものでいろんなアプリで、いろんな試すことによって学力が高まるという結果が出たんです。これ、不思議ですよ、皆。ゲームしたらばかになると思ってる人たちからしたら、これは絶対おかしいんです。でも、客観的なエビデンスでいえば高まるんです。すると、早期のICT、小学校以降の義務教育段階におきまして、それに力強く学力につながるんです。これはもうエビデンス、できてるんです。そこはご理解いただいた上で、また今後もこの部分に関しては質問させていただきしますので、よろしく願いいたします。

次に、学校行事などの方針につきましてですけど、さきに松井議員に同様の質問で回答を頂いておりますので、もしそれに付け足し等がございましたら、ありますか。ありましたらいいですけど、なかったらなかったで、どちらでも結構です。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

答弁につきましては、先ほど松井議員にお答えさせていただきましたとおりでお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。できる限り、現場は大変やと思いますけど、その分につきましては積極的に進めていただきたいと思います。

次のところに行きます。小学校のタブレット配備に伴う通信手段の確保についてです。これは1次補正の臨時給付金の専決処分でしたので、この小・中学校のタブレット配備に伴う通信手段の確保について、なかなか委員会のほうでは専決処分の内容でしたので突っ込んで聞けなかったですけど、ここでちょっと聞かせていただきたいと思います。

1次補正の予算を活用して、児童・生徒一人一人に1台ずつタブレットを配備することが、最終的には今回決定されました。事実上決定されてます。理由は、今後も感染症などが起こり自粛要請によって休校措置された場合に、在宅に向けて学習の進捗を途切れさせへんようにするというのも、さきに説明があったと思います。そういったものを含んでの対策の一環であるんやなということで説明を受けているので、その中でちょっと疑問に思ったことを2点質問させていただきたいと思います。

まず1点目です。自宅でネット環境に接続できる家庭はおおよそ60%、6割だと聞いております。残りのネット環境にない家庭、日本全国の統計ですよ、客観的な。残りの4割のネット環境にない家庭への対応は、じゃあ、例えばタブレットを渡します。家に行きます。Wi-Fi、つながりません。ネット環境、つながりません。使えないじゃないですか。どうしたらいいんですか。その4割の子はどうするんですかということに、必然的になっていきます。そのための予算取りについていかがお考えでしょうか。簡単に言えば、SIM方式でいくのか、ポケファイなどのWi-Fi方式でいくのかになると思いますが、その辺につきまして、まずはお答えください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのとおり、国の令和2年度第1次補正予算により、GIGAスクール構想におけるタブレット等の端末整備の加速化が図られ、本町教育委員会としましても、年度内に児童・生徒に対し1人1台の端末を整備する予定でございます。

併せて、家庭でタブレット端末が活用できる環境の有無についての調査を先般実施いたしましたところ、かなりの割合の家庭で活用できる環境があるという結果が出ております。

一方、タブレット端末を活用できる環境のない家庭への対応につきましては、どのような方策があり得るのか、経費の面も含め、その手法について研究してまいりたいと考えております。ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。かなりの割合ということでしたので、ただ聞いてるところによると、一般的に20ギガから30ギガ、月間容量を使うというふうなことは聞いてます。普通にやっていけば。携帯でもそうですけど、ギガ数が上へいけば料金が増えるという。要は携帯のギガで準用できる人に関したら、そんな20ギガも30ギガもという人もいるとは思いますが。その辺も踏まえて、もう一度アンケートに関しては、客観的にこういう部分に関してのコストを見定めた上でアンケートを、このようなギガ数の関係とかも見定めた上でアンケートを取っていただきたいということがあります。それだけお願いできますか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

その辺りにつきましては、議員お示しいただいたように、また調査研究して実施してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。あとはこのタブレットで、例えばですけど、今後第2波、第3波があつて、在宅学習が進んでいくに当たって、例えばですけど、ZoomとかSkypeとか、そういったものが活用されていくと思います。オンライン授業ですよ。もう大学とかでは結構使われてるとか、私立の小・中学校とか、そういったところでは使われてると聞いてます。ただ、やっぱり現場の大学の先生に聞いても、すごい意欲ある子らの学校の生徒はやっぱり受けるんですね、ちゃんとね。ちゃんと提出物も出します。ただ、偏差値が大体これぐらいかなというところ以下の生徒は、やっぱり見えるところだけは見えるんですけど、下でゲームしてたりとか、すごい子なんて、普通にほんまに内職をやっている子がいるらしいです。見えないところで、ほんまに1個2円ぐらいの内職をやりながら授業を受けてる子が。小学校、中学校ですすがにそれはないとは思いますが、ただ授業を進めるとなれば、そういうチェックというのがかなり難しいんですよ。本当に授業を受けているかどうか、履修できているかの担保がつかめないような仕組みに対しては、どのようにお考えでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのオンライン授業についてですが、双方向授業であれば児童・生徒の顔が映ることで、その場にいることは確認できる場所です。しかし、議員お示しの授業を本当に受けているかどうかにつきましては、子ども一人一人の内面の関心・意欲等に関わるため、その判断、評価は非常に難しい面があります。教室での通常授業においても、児童・生徒一人一人の内面を評価することは難しい面があり、各教員が創意工夫をして判断、評価しております。

議員お尋ねの授業を本当に受けているかどうかは、児童・生徒一人一人の関心、意欲等の内面を判断、評価する必要があり、オンライン授業で判断することは非常に難しいと言わざるを得ません。ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

簡潔に。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。授業での活用もあると思うんですけど、やっぱりこれを使って児童・生徒さん、先生が、今回4月に始まって、2カ月間、誰が担任やったんやろう、実際話したこともないような期間だけは防げると思うんです。そういうような柔軟な対応は、せっかくタブレットを導入したのであれば、そこは柔軟に活用、展開はお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。最後にちょっと答弁を。

議長（杉原 健士議員）

簡潔に。石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのように、今回のような事態が起きた際に、オンライン授業を1つの手法として活用し、子どもたちの学びを止めないことは重要であると存じてますので、また本町の子どもたちにとってどのような方法が適しているのか、また研究してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

以上で三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合によりまして、暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

（「午前11時56分」休憩）

議長（杉原 健士議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（杉原 健士議員）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。小島議員。

4番（小島みゆき議員）

4番、公明党の小島みゆきです。一般質問させていただきます。

コロナウイルス感染症防止について質問をさせていただきます。新型コロナウイルスに関わる作業等で職員の皆様が頑張ってくださっていて、夜遅くまで役場に明かりがついているのを見ています。本当にご苦労さまです。ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止をするために、3月2日から幼稚園、小学校、中学校

が休校になり、その後4月7日には緊急事態宣言が出ました。コロナウイルス感染防止を行いながら、また感染の恐怖もあり、ストレスを抱えながら、保育所、こども園、学童保育を朝から夕方まで子どもを預かり、今まで感染者を出すことなく頑張っていたいただき、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。当初は指導員さんも少ないということで応援体制をお願いしたところ、しっかりと聞いていただき、ありがとうございました。

5月21日に大阪府の緊急事態宣言が解除されました。解除されたからといってコロナウイルスがなくなったわけではなく、大阪府でもいまだ感染者が確認されています。確立された治療法やワクチンもないので、これからもマスクや消毒、密集・密接・密閉の3密を回避し、感染症予防に気をつけながら、正しく恐れての新生活様式で、感染しないようにしていかなければならないと思います。

そこで、学校も再開され、徐々に通常に戻していかれていると思いますが、幼稚園、小学校、中学校のコロナウイルス感染予防対策と今後の対応はどのようにされていかれますでしょうか。お願いします。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのとおり、6月1日より学校を再開したところです。この間、児童・生徒が授業や学級、給食に慣れることができるよう、学級人数や授業時間を段階的に増やし、実施してまいりました。今週15日からは従前どおりの通常の学校生活が再開したところです。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、教室の定期的な換気や適宜の消毒を教職員が行い、また共用部分の消毒を校務員が行っております。児童・生徒には、マスクの着用、手洗いの徹底を指導しております。給食につきましては、これまで以上に給食当番及び教職員の衛生管理を徹底し、児童・生徒のおかわりの際は、教職員が必ずよそうことになっています。また、食事中は机を向かい合わせにしないようにしております。

併せて、保護者には登校に際し体温測定を含めた健康観察を毎朝お願いし、その結果を健康観察カードに記載し、担任が回収するようにしております。その際、カードを忘れる等で体温が確認できない児童・生徒については、非接触型体温計で必ず検温しております。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今後も継続してご家庭と連携を図りながら適切に対応してまいりますので、どうぞご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。こんなに長く休んだということはないし、密になってはいけな

い。また、マスク、消毒など気をつけなければいけないこともあり、「コロナ、うつらないかな」など先生方も感染予防に気をつけてくださっていて、大変と思います。

感染症予防とともに授業の遅れのことにも心配ではありますが、子どもたちの心のケアのことが心配です。勉強をしっかりしていた子どもさんもいらしたと思いますが、中にはゲームやYouTubeなどを何時間もしていたり、生活リズムの崩れがある子どももいると思います。世間もまだまだ大変な状況の中、普通のときでも休み明けというのは子どもたちの心に変化があると聞きます。子どもたちはいかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのとおり、これまで以上に日々の教育活動の中で、担任等が児童・生徒の内面の変化を丁寧に捉えていくことが、何よりも重要であると認識しております。

臨時休業中は日常生活が大きく変わり、児童・生徒は友人関係や学習、進路など様々な思いや悩み、ストレスを抱えながら生活を送ってきたことと考えております。そのために、児童・生徒や保護者が気軽に相談できる環境をつくり、適切に対応に努めているところです。併せて、教職員が日々の教育活動の中で児童・生徒の変化の把握に努め、細かな変化を見逃さないようにしております。

なお、6月1日の学校再開以降、新型コロナウイルス感染症に対する不安等で欠席している児童・生徒は、現在のところ3校ともおりません。

引き続き学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等が連携して、児童・生徒の内面の変化を的確に把握することに努め、適切に対応してまいります。ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

そしたら、先生方が子どもたち一人一人と話をしたり、聞いたりする時間は取れてるのでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

担任の先生を中心に、子どもたちのほうに話しかけるとともに、何か心配なことがあったら相談という形で、随時声かけをするようにしております。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

先生方もいろいろ大変な中と思いますが、また第2次補正予算の中にも入っているスクールカウンセラーとかソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフの配置等はお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

スクールカウンセラーはぜひ積極的に活用してまいりたいと思います。スクールサポートスタッフにつきましては、国からのいろいろ予算等もございますが、なかなか人材等の面もありますので、今のところ少し難しいかなというように考えております。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

先生方も手探り状態で大変だと思います。私の友人も教師をしていて、大変な状況を聞いております。先生方のサポートもしていただき、また、その中で子どもの心が圧迫されないように学校生活が楽しい場所になり、授業をしっかり受けれるよう、くれぐれも感染症予防に気をつけていただき、また、暑くなってきておりますので、熱中症にも気をつけていただき、子どもたちが元気に学校生活を送っていけるようよろしく願いいたします。

次のほうに入ります。感染症拡大の第2波が懸念される中、地震も各地で起こっております。また、台風1号が5月に発生しました。気象庁が、台風の発生が遅かったことで、今年は7月から9月に多く来るかもしれないし、梅雨もゲリラ豪雨、また降水量が多くなるだろうと予測しております。私のところにも、災害が起こったとき、コロナのことも心配だし、避難とかどうしたらいいのという問合せも来ております。まず、災害時の今までの避難所と収容人数を教えてください。

また、ここ数年、最高の避難者の人数は何名いらっしゃいますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町では、災害発生時における避難所は、シビックセンターや総合福祉センターなど7カ所を指定しており、7カ所での収容人数は合計6,937人となっております。これはそれぞれの施設の面積を3.3平方メートルで2人として計算したものの合計でございます。

また、ここ数年で最も避難者数が多かったのが、本町に甚大な被害をもたらしました平成30年の台風21号の襲来後に来ました台風24号でありまして、その際の避難者数

は、シビックセンターではふれあいホール、保健センター、児童館、スポーツセンター、3階研修室での避難者が248名、総合福祉センターでの避難者が37名、合計285名であり、今までの最多の避難者数になっております。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症予防対策をしながら、避難所対策の在り方はどのようにお考えでしょうか。また、3密対策をしての収容人数は何名ぐらいになりますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

出水期を迎え、避難所を開設する場合は、新型コロナウイルスを見据えた感染症予防対策が必要と認識しております。備蓄品につきましては、通常の災害用備蓄物質に加え、感染症防止対策に必要な物資について早急に確保に努めてまいります。

また、避難所の運営については、今月の初めに大阪府において避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対応編）が作成されており、本町では発熱や咳の症状の有無の確認、発熱者が出た場合の措置、避難者の滞在スペースのレイアウトなどについては、この指針を参考に避難所の運営を行うことを予定しております。

滞在スペースにつきましては、いわゆる密を避けるため、1人当たりの空間が4平方メートル程度となっており、そうなりますと、収容できる避難者数は半分以下、ふれあいホールでは60人程度になると見込んでおります。このことから、安全が確保できる場合においては、自宅での待機や垂直避難、また親戚や友人の家などへの避難を検討していただくことも必要になってくると考えており、今後、これらの周知について検討を行ってまいります。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

そしたら、避難所のパーティションとかマスクとか消毒液の備えは、どれぐらい準備されてるのでしょうか。また、先ほどもちょっとお話も出ましたが、国から出ている避難所に必要とされる25種類ぐらいが出ているんですが、準備のほうはいかがでしょうか。チェックリスト等とかも併せてお願いします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

避難所スペースを区切るパーティションにつきましては、現在、検討中でございます。

コロナ対策に必要な物資でございますけれども、感染予防のマスク、消毒液につきましては、マスクにつきましては現在3万2,230枚、消毒のハンドジェルにつきましては528本ございます。ただ、これ以外にコロナ対策の物資として必要となりますペーパータオル、ティッシュペーパー、ポンプ式のハンドソープ、非接触型の体温計、簡易ベッド、段ボールなどは、今後、必要な分について確保できるように努めてまいりたいと考えております。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

災害時は命を守ることが最優先で第一であります。避難はしたいが、コロナウイルスに感染するかもしれないから怖いとおっしゃる方もいらっしゃいます。悩んでいる間に遅れることになってしまいます。避難するタイミングはどのようにお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

はい。

町長公室（立花 武彦公室長）

台風が接近している場合でありましたら、警報発令後に避難所を開設していく予定でございます。安全が確保できる場合は、いわゆる密を避けるため、自宅での待機や垂直避難、また親戚や友人の家などへの避難を検討していただくことの周知も行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

避難される場合、車で避難という方もあると思うんですけども、そのときはまたしっかりと、避難所に来られてる方と同じように、また対応もしっかりと考えていただきたいと思っておりますので、お願いします。

起こってはほしくないことですが、いつ起きてもおかしくない巨大地震や台風など災害を想定しながらの避難所の対応、安心して避難できるようによろしくをお願いします。

そして、お母さん方から多く要望がある液体ミルクも、ぜひ備蓄品の中に取り入れてい

ただきたいと思います。お願いいたします。

続いての質問に行きます。いまだ自転車の信号無視や、携帯電話でメールかゲームをされているのか、前を見ず画面を見ている。大阪府では、自転車保険加入が平成28年4月1日に施行されました。町として啓発などはしていただいていると思いますが、しかし、まだ加入されていない方もおられます。コロナウイルス感染症対策で、自転車で通学や通勤をされる方も増えていると聞きます。事故を起こすと多額の補償金が発生します。コロナ対策として町が保険料の負担をする団体保険など検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

自転車事故の増加や自転車が加害者となる交通事故により、死者や重篤な後遺障が生じ、高額な賠償請求事例が発生したことから、議員も言われましたように、平成28年4月に大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定され、自転車保険の加入が同年7月より義務化をされたところでございます。

この条例制定を受けまして、本町におきましても、春・秋の交通安全運動期間中、また広報、ホームページ、交通安全教室等でリーフレットを配りながら啓発に努めてまいったところでございます。

自転車保険には様々な種類がございまして、単独の損害保険もございすけども、最近では自動車保険であったりとか火災保険、傷害保険や共済保険などに特約をつけることによりまして、比較的少額で加入できる保険も増えてきてございます。

今回、自転車利用が増加したということでご質問を頂いておりますが、私自身、ちょっとこの条例に関して、保険加入に関してちょっと意識が薄れてきたということもございす。皆さんも同じようなことだと思っておりますので、こうした機会に自転車用ヘルメットの着用と併せまして、住民の皆様に啓発をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。住民の方へお知らせをしていくということは大切だと思います。また、しっかりと啓発のほうもしていただくとともに、ぜひ検討もお願いしたいと思います。

これからも新型コロナウイルスと共存していかなければならないと思います。新しい生活様式と言われております。私たち一人一人も感染予防に気をつけていかなければいけません。忠岡町として住民の方々をしっかりと守っていくための感染予防の取組を今後もしつ

かりとお願いします。

以上で一般質問を終了します。ありがとうございました。

議長（杉原 健士議員）

小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、和田善臣議員の発言を許します。

2番（和田 善臣議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

呈祥会の和田でございます。議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。

一般質問に入る前に、皆様にあらかじめご了解をお願いしたいと存じます。質問通告は新型コロナの中で、自然災害などの複合災害についての質問をさせていただくのですけれども、私は偶然、正月明けにテレビを見ていまして、中国の医師ですね、武漢に住んでいる医師、その方が「異様な肺炎がはやっている」と。この方は一番初めにどうも今回のコロナウイルスのことを発信した方のようなようです。それにちょっと興味と言ったら悪いのですけれども、非常にこれ大変なことやなということで、以来この某放送局の朝の番組を5カ月ほど続けて見ておりました。で、専門家のコメントを聞いていましたら、日増しに想像をはるかに超える大ごとな事柄なんやと、そう考えるようになりました。質問に入る前にその経過を簡単に報告して、ここに出席されている皆様に、本件についてもっと見直して、気を引き締めていただく意味で、前段が長くなりますけれども、ご静聴いただければ幸いです。

さきに述べたように、この中国・武漢由来の新型コロナウイルスが、世界中で猛威を振るっており、その状況は新聞、テレビなどマスメディアでも連日取り上げる中、同ウイルスの正体が、わずかですが解明されてきたところです。しかしながら、専門家の話ではまだまだ未知の部分が多く、得体の知れない敵との闘いが強いられているというのが現状でございます。

事が大きくなり、国民に知れ渡ったのは、2月3日、横浜港に停泊したダイヤモンド・プリンセス号内で集団感染が明らかになったことから始まったと記憶しております。一時は医療機関で院内感染あるいは介護施設内で感染が多数出たり、また、大阪市内ではライブハウスで他府県からの参加者のうち複数の人が帰宅後発症し、狭隘な場所でクラスターが生まれたこと、またPCR検査件数が他国に比べて圧倒的に少なく、感染者の正確な数がかめなかったこと、加えて感染経路の不明者が多数出るなど、医療崩壊の危機に

直面したこともありました。そこは医療従事者の方たちの懸命の努力、また国によるクラスターの徹底した追跡調査あるいは手洗い、マスクの着用を徹底して周知するなど、医療崩壊という最悪の事態は一応は免れました。

また、やや遅い印象がありましたが、4月7日の7都道府県の緊急事態宣言が発令されました。その後、それが全国に発令され、クラスターになり得る施設、業種などに休業要請をし、加えて不要不急の外出を控える、また自宅勤務の推奨、テレビ会議、時差出勤等を要請するなど、感染を防ぐ多くの手段を講じてきたところでございます。

また、外国からの入国拒否、帰国した人には2週間ホテルなどで過ごすことや公共交通機関の利用を禁止するなど、行動に厳しい縛りをかけました。

また大阪府では、吉村知事が知事権限で自粛要請を解除できる条件を数値化することで府民にも理解しやすいものにし、これに同調するように国のほうも3要件を数値化しました。この意味からもこの「大阪モデル」というのは評価できると考えています。

このように封じ込め施策を講じたために、我が国の感染状況において医療崩壊という最悪の事態をしのぎ、一定の抑え込みに成功していると今考えているところでございます。

しかしながら、現在の人の移動を前提としたグローバルな資本主義社会というんですかね、この社会においては封じ込めなどによって一定の抑え込みに成功しても、また他国からの感染源の持ち込みや入国で再度感染拡大や、下手をすれば感染爆発が起きるリスクを常に抱え続けることとなります。

次に、病気のことでなしに経済のほうに目に向けると、観光、飲食業は特に厳しく、また製造業、特に鉄鋼業の需要が極端に落ち込んでいます。また、自動車業界の減産、あるいは全日空や日本航空は4月、5月の国際線については当初の運航計画に比べ1割ぐらいになっているんですかね。9割を超える減便をしております。このことから、他国との経済活動は90%以上は落ち込んでいると考えられます。

また、中国を初め、インバウンドが前年比90%以上の減となっており、近年のインバウンド効果を享受していた宿泊施設、小売店など壊滅的な様相を呈しています。もとよりインバウンド頼りであった大阪においては、他の都道府県以上に大きな痛手となっています。休業要請のなされた飲食店、また全国の観光業も相次ぐキャンセルに始まり、3月中旬から特に首都圏からコロナウイルスを持ち込まれるのを懸念して、「他の地域から当地に来ないでください」といった、本来の姿と相反するメッセージを出すなど感染予防を最も重視したため、観光地、ホテル、旅館などはまともに被害を受けたのが実情です。

このように、一部宅配業者など仕事が増えた部分はありますけれども、ほとんどの業種は下方修正している企業が圧倒的に多くなっております。

これらを反映するように、大企業の夏のボーナスも平均6%減となっております。これは春闘の時期に労使の合意がなされたため、実際よりか影響は少ないですね。それを受けて今年の冬のボーナス、これはさらに大きな減額が予想されるところでございます。

この休業要請などに対する補償として、家賃支援給付金、持続化給付金、1人10万円給付などが措置されましたけれども、中小企業、個人経営者などは焼け石に水と、そういう声も多く聞かれております。加えて、まだ事業が完了せずマイナンバーカードの不備も指摘されているところでございます。

今、長いこと前段言いましたけれども、以上のことを踏まえて本題に入ります。

本町では発症者がゼロ人ではあるが、世界各地で猛威を振るうコロナ感染の終息がいつになるのか、全く見えておりません。しかも、プラスチックや鉄などに付着した場合、70時間ほど経過しないと死滅しない、また殺菌力があると言われる銅板に付着しても4時間ほどは生きている。また毒性がそんなに強くないので長い時間寄生することができる、そういったたまたかな部分がございます。ウイルス自体は寄生した中で自身をコピーして、どうも増殖していくようです。その間、微妙に突然変異の形で変異することがあります。そうなればせっかく開発した薬も効かなくなるというケースもございます。ここに本ウイルスの大きな脅威がございます。先にインフルエンザ医薬品として承認されているアビガン、レムデシビルなどは効果があるのではと一時報道されましたけれども、臨床試験を開始した、もう1カ月以上なるんですかね、それでもまだ確たる有効性は認められておりません。

コロナウイルス感染症の終息には、1個のウイルスが平均で2.5人を感染させることができることから、60%以上、できれば70%以上の人が抗体を持たなければなりません。抗体を持つということは、1回はウイルスにかかっているということです。自然感染ではもちろん危険が大き過ぎますけれども、日本ではまだ抗体を持った人は、1%とされています。ですから、60%から70%に行くには気の遠くなるような時間がかかります。やはりそれは無理なことなので、一番ベターなのはワクチンの完成ということになります。これの実用化は早くて1年半、遅れると3年くらいはかかると言われております。

このような長期戦の中で、平成30年の大阪府北部地震、本町も甚大な被害を受けた台風21号など、本町が台風、大雨による冠水、地震など避難指示レベルの自然災害が発生した場合、言うまでもなくこれは複合災害となります。今までのように単に避難所を開設し、そこへ避難してもらっただけでは十分ではありません。十分な強制換気が可能で、あるいは感染予防用のマスクや手の消毒液の確保、あるいは備品とか設備等々があります。それらを消毒する液体、それらの確保ですね。また、7月から9月の間、気温が高く、マスクの着用があり、熱中症の予防の水あるいは空調設備、あるいはそれに代わる扇風機など、これらの十分な備蓄、準備がされているか、まずお聞きしたいと思います。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

はい。

町長公室（立花 武彦公室長）

感染症の備蓄のほうですけれども、マスクのほうが3万2, 230枚、アルコールジェルのほうが528本でございます。あとの備蓄の飲料水のほうですけれども、水のほうは2, 088本、米飯が9, 170食でございます。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

今お聞きした備蓄の量であれば、まあ大体いけるでしょう。

次に、避難者の中でやはり発熱する人あるいは咳が出る、また体の痛み、だるさ、気分が悪い、そういった不定愁訴を訴えることも予想されます。その場合、他の人と同じ施設内ですね、その中で別室に隔離することができるか、また、このことを予想しますと、総合福祉センターあるいは高月コミュニティセンター、そしてこのシビックセンター、文化会館等などが適切な対応ができるんじゃないかと、そう考えております。そこには体調不良の人が横になれるような寝具というんかマットというんですかね、代わりに、そういったものもあるでしょうか。ついでにお聞きします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

簡易エアーマットが800個ございます。また簡易ベッドが5台、段ボールベッドが10台ございます。

以上でございます。

2番（和田 善臣議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

そういったクラスターというんですかね、避難所がクラスターになるわけですね。そういった中で一定の人が熱が出たからといって、別の施設へ移ってはならないんですね。やはりこの施設で隔離して、で、様子を見ると。で、時期を見て病院へ運んでもらうと、そういう施策をとらんと、このクラスターの問題、非常に大きな問題になってくると思います。

また、先日の全員協議会で示された新型コロナウイルス感染症に従事する職員の、特殊勤務手当の特例を設けるための条例が適用される職員は、専門的知識を持っている人かど

うか、お聞きします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

その方につきましては、別に専門的知識を持っている方ではなく、感染者の陽性反応が出た方と接触した方に対しまして手当を付けるというものでございます。

以上でございます。

2番（和田 善臣議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

ありがとうございます。できましたら一般の事務員さんでもいいです。一応のノウハウを身に付けていただいて、その感染者に対応する、そういったスキルを身に付けていただきたい。そのような講習会も必要ではないかと、そういうふうに考えています。

あと、この秋口から冬にかけて第2波が来ることも予想されています。国のほうではどう乗り越えるのか、いまだに国民に示されていないのも不安な状態ですね。新型コロナについて知れば知るほど、医療と経済、この両立の難しさ、これを非常に強く感じます。病気のほうはワクチンができれば解決するというものですが、経済のほうを考えますと、すごく時代が変わると思うんです。中途半端な不況ではないと思います。

ですから、「アフターコロナ」という言葉がよく使われます。このコロナの後はどうなるかとかね。しかしながら、この第2ステージ、いわゆる第2波ですね、第2波が来たときのステージ、それでも既に経済界の様子がすっかり変わっていることも考えられます。当然、社員の方、大企業であっても給料の下げというんですかね。今までは昇給、昇給と来ましたが、下げられるということも考えられています。リストラを進めてくるのは、容易にこれは想像できます。

また、何万人単位の途中退社を募る、あるいは不採算性部門から撤退する。また、いい部分ではM&Aを進める。また、支社あるいは支店といった、そういった統廃合も加速する等々、いろいろ経済界における形が変わってくると想像できます。

第1波のような場合ですね、今大体過ぎていきますけれども、第1波のときのようにいわゆる休業要請を柱として減らしていくという方法は、今度はかなり経済界が弱体化していますので、ちょっとこの内需主導路線で前進しなければならない、そういうことも考えていますので、前のような要請あるいは人頼みというんですか、人の力に頼む、それだけで

はちょっと経済のほうで解決できないであろうと、そのように考えています。

内需主導でいくというのは、今も議員で言われている方がいますけども、やはりかなり輸出で動いてきた国なんでね。内需をいかにして広げるか。消費税を思い切ってゼロに戻すんかと、そういったことも考える。私は別に賛成するわけじゃないですけど、そういった消費税をゼロに戻すんやと、そういったことも時限付きで3年間それでやってみようかと、そういったことも考えられるかもしれません。この件について、夕べちょっとスクラップとか見たけれども、町に対して要求するとか質問するということはあまりないんです、正直な話。あくまでも国とか府に質問することがたくさんございます。

今後また市町村会からですね、町長さん、そのほうからも今までにない強い要望をするなど、考慮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。町長でなくて、公室長でも結構です。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

コロナの部分で、当然経済的にも深刻な打撃を受けております。いろんな機会を通じまして国のほうに対策を講じるよう要望していきたいと思っております。

2番（和田 善臣議員）

ありがとうございます。ぜひ、今までにない強い要望、そういったものを国に求めてください。でないと、やはり国というのはなかなか権限を地方に回しません。「地方の時代」「地方の時代」と言っていますけれども、あの人たちの権力とか力、そういったものは地方に回しません。ですから、ここは市町村長、束になってひとつ頑張っていたきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今先ほど大企業の話をしてしまいましたが、中小あるいは零細企業となればもっと悲惨です。これは考えたくないことですが、大阪府の吉村知事も言っているように、経営が行き詰まれば過去の例からも自殺者が大きく増えます。残念なことですが、これは過去の歴史を見たら必ずそうなっています。

このような事例、あるいは家に閉じ籠もって精神的に病に追い込まれる、また、今でももう起こっていますけれども、家庭内暴力、家庭内バイオレンスですね。そういったものもあります。ですから、こんなことを考えていけば、挙げていいたら枚挙にいとまがないほど多くの件が出てくると思ひます。それほど私はこの新型コロナウイルスは恐ろしい敵だと理解してあります。決して過小評価をしてはいけなないと考えてあります。

第二次大戦後最大の危機に直面しているというのは、これは絶対確かなことだと考えてあります。したがって、皆さん方には非常に苦しい中、また苦しい目をするんですけ

れども、粘り強く行財政改革に取り組んでいただいて、何とかこのまちを守っていただきたい。皆さん方にも痛みがかかってくることもあるかと思えますけれども、例えば人勧で勧告されるということもありますので、そういったことも軽減するかも分かりませんが、この最大の難関を何とか気持ちを込めて、引き続き行財政改革に取り組んでいただくことを強くお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（杉原 健士議員）

和田善臣議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

コロナウイルス感染拡大による住民の暮らしや営業などへの大きな影響が出ています。しかし、国や府の対策は十分ではありません。忠岡町独自の対策を求めるために、一般質問を行います。

2020年1月から3月期の国内総生産（GDP）は、物価変動の影響を除いた実質で前期比0.6%減、年率換算では2.2%の減となりました。マイナス成長は2期連続で、民間最終消費支出や輸出は悪化か横ばいでありまして、昨年10月の消費税増税や今年からの新型コロナウイルスの感染拡大による日本と世界の経済の落ち込みが改めて浮き彫りになりました。

コロナショックの影響が現れるのは今年4月から6月期でありまして、それはさらに大幅な落ち込みとなり、戦後最悪のリーマンショック後の2009年の1月から3月期の年率17.8%減という下落幅を上回るとの見方も強まっています。

日本経済の悪化は、企業倒産件数や解雇・雇い止めも急増しています。雇い止めは厚労省のまとめで6月2日発表された5月29日時点のもので、事業所数では3万214事業所で、雇い止めが1万6,723人、大阪は1,789人という数字が出ております。4月末で3,774人、全国でだったのに、5月だけで1万3,000人も増えているということで、これは本当に大変なことであります。

また、倒産、コロナ関連倒産は、帝国データバンクの6月18日現在というもので、倒産は266件という状況が出ております。

このように、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言に伴う影響を受けて、国

の持続化給付金、大阪府の休業要請支援金、休業要請外支援金というものが実施されておりますが、収入が50%以上減った中小企業や個人事業者に対しというものであります。

ここで1つ目、お聞きいたしますが、大阪府の休業要請支援金、これは大阪府が2分の1、忠岡町が2分の1出すものであります。その申請の件数ですね。忠岡町内の事業者の申請件数は何件でございますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

ご質問の忠岡町内事業者の申請件数についてお答えをいたします。

6月12日現在でございますけれども、ウェブ登録件数は法人で12件、個人で67件となっております。郵送での申請につきましては現在、大阪府において開封作業をしているところでございます。その申請数は把握できておりませんが、本町の窓口申請書類を取りにおいでになられた方が多数おられますので、件数はさらに増えるものというふうを考えております。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

まだ集計途中ということでもありますので、また数字のほうは今後お聞きしたいと思いますが、では本町の、これは2分の1、本町、お金を出します。予算は何件、申請というか給付は何件想定して、予算規模はお幾らでしょうか。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

先ほどのご質問ですけれども、このたび実施しております休業要請支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う大阪府の休業要請に対しまして、特に深刻な影響を受けた中小企業、個人事業主に対し、大阪府と本町で2分の1ずつ支払われるものでございます。本町の予算額につきましては3,350万円というふうになってございます。

しかしながら、この件数を積算した段階ではまだ概要がよく分かってございませんでしたので、商業統計調査等から拾い出した数字で挙げているところでございます。現実的に今申請が出ているところから見ますと、もう2,000万を超えておりますので、恐らく

はこの予算額に近づいていくのではないかという見方を現在しているところでございます。

議長（杉原 健士議員）

はい。

6番（是枝 綾子議員）

3, 350万円という予算規模で、おおよそ概算で結構ですので、これは何件ぐらい申請が、申請というか給付するという見込みでこれ積算されたんでしょうか。件数がちょっと知りたいので。分かりますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

ちょっと今、その資料は持ち合わせてはないんですけれども。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

140～150件というところでしょうかね。そんな感じだと思いますが、ほぼほぼそのぐらい行くだろうということで、50%以上落ち込んだというところというのはかなり経営が大変だと思います。そこが140～150件ぐらいあるであろうという、そういう状況を見込んでおられるということで、かなり深刻だと思います。

続きまして、引き続きいきますが、ということで、この50%以上減っている方でも、そのぐらいあって大変ですが、50%未満のところでもやはり事業は大変だと思います。50%以上減少していたらもう、お店の方にいろいろ聞いて回りますと、「もともと売上げが下がっているのに、これで半減したら店、畳んでいる」というふうにおっしゃる方もいらっしゃったりで、やっぱり30%から40%、5割減るところまでなかなかいかないという、そういう方も結構いらっしゃいました。ですけど、その40%減っても、やっぱり経営は大変だ、どうしようかというふうに皆さんおっしゃっておられました。

そんな中、大阪府下では幾つもの自治体が市町村で、国・府以外の対象ですね。50%未満であっても、独自に中小企業や個人事業者に支援金や給付金というものを設けて支給されております。

お隣の和泉市では、国の持続化給付金及び府の休業要請支援金（要請外も含む）の対象とならない事業者に対して、市独自に支援金を給付しておられます。実施内容としては売上げ減少率が30%以上、50%未満の事業者に対し10万円を給付するというものです。対象者は中小企業及び個人事業主、約1,800社を想定しておられて、予算規模は約1億8,000万円という、人口規模が大きいということです。

その和泉市の担当の方にお聞きしたところ、やはり50%未満のところでも影響が大き

くて、経営も大変だと思う。和泉市において事業を引き続き継続してもらいたいということで実施されたということでした。この制度は、市としての事業経営者へのメッセージ性は本当にとっても大きい、市としても頑張ってくれという、そういう励ましになっていると思います。

そこでお聞きいたしますが、忠岡町においても事業者に対して、このような励ましの支援金を実施するお考えはありませんでしょうか。担当部長よりお聞きいたします。

議長（杉原 健士議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

50%に満たない方、事業者に対しての支援ということでございますけれども、この本町が今実施している支援金ですけれども、大阪府と共同で、この予算額も3,350万と大変大きな金額になってございます。また、この制度の趣旨が、特に大きな影響を受けた事業者に対してということの趣旨がございまして、大阪府と本町が2分の1ずつ負担するというので、本町がその他実施しているコロナ対策の費用の約3分の1をかけておるという状況でもございますので、今はこのような支援策と、それから、これから行われる国の制度等を十分周知をして十分にご利用していただける、そのような活動に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

忠岡町のお店もだんだんと減ってきて、事業をされている方も減っていくという、大変地域の経済が寂れていってしまわないように、これをちょっと食い止めて、ぜひ引き続き営業ができるように、事業ができるようにということで、ここで忠岡町も踏ん張れるようにという、そういう支援をぜひ考えていただきたいと思います。1社も1店も、1つのお店もつぶさないという、そういう決意というかメッセージをぜひ出していただいて励ましていただくということをぜひしていただきたいと思いますが、時間もありませんので、お願いいたします。

次に、2点目の質問に移ります。コロナ対策として、就学援助の拡充について質問をいたします。

新型コロナウイルス関連で、休業や失業、収入の激減された世帯もたくさんあると思います。子どもがその家庭の状況によって学校というか勉強がしにくくなるということが、これは全国的にもなっておりますけれども、やはりこういう思いをせず、きちんと学校に通って勉強できるような環境をつくるのが政治の役割ではないかというふうに思います。

本町では、小・中学校の給食費を6月、7月、8月の3カ月間、無償化していくという方針であります。9月以降は給食費の負担がまた出てくるということになります。発生します。

収入が減って給食費の負担が大変になったとき、就学援助というものの制度の活用が考えられますが、ところが、今現在、失業や廃業によって無職や無収入あるいは減収によって、生活保護基準の忠岡町は1.2以内ということになっておりまして、今現在、生活保護基準の1.2以内と、以下という状態になっているにもかかわらず、前年度の所得がやっぱりその基準をオーバーしているという、前年度の所得で判断するというルールになっておりますので、就学援助の対象とはならないんですね、今。

ということで、これではやっぱり就学援助の制度があるにもかかわらず、今現状はその対象になっているのに、前年度の所得があるがために受けられないという、こういう矛盾がちょっと現象が起きてくると思います、これから。

ということで、受けたくても受けられない世帯が出てこないようにということで、1つ目の質問として、本町の現行制度ではこの前年度所得で判断するため、収入が激減しても就学援助の対象とならないというのはどのような理由でそのようにされているのでしょうか。教育部長ですね、担当部長よりお答えいただきたいと思います。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

忠岡町就学援助に関する規則におきまして定めておりますが、具体的な取扱いにつきましては毎年、保護者に対してのお知らせという中において定めております。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

ただいま、忠岡町の就学援助の規則によってということで、よるのは規則でありますので、国がそうしろとか、何か法律上、条例上そうなっているかということ、そうではないというふうに私はちょっと捉えましたが、そういうことでしょうか。国や府とか、そういったところによるものなんでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

もちろん国・府の範囲の中でという形でご理解いただけたらと思います。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

範囲というか予算という制度上のというけども、前年度の所得によるという国・府のものではないと私は思います。そうだと思います。忠岡町が規則でそう設定しているということなので変更は可能だと思いますし、交付税算入ということですので、どのようにするかは忠岡町の自由であるというふうに思いますので、これはやはりこのコロナという、先ほど最初の質問の冒頭で申し上げたように、リーマンショックのときを、戦後最悪のリーマンショックをまた超えるような、大変なことになると言われているので、まだ給食費が6、7、8月はいいです、無償化していただくので。だけど、9月からこれまた困るということになりますので、この前年度の所得に対してということだけでなく、現状でやはり認定していくということが必要でなかろうかと思います。そういうことで、コロナ対応ということで特別に対応を検討するお考えはないでしょうか。担当部長ですかね、これもお答えは。

教育部（二重 幸生部長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

本町の就学援助制度でございますが、年度末の3月に、各小・中学校に在籍の児童・生徒の保護者宛てに、次年度のお知らせを配布し周知しております。本年度は昨年と同程度の申請件数があつたところであります。

議員お示しのコロナ対策としての就学援助制度の拡大につきましては、国通知の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」によりまして、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合においても可能な限り柔軟な対応を行うよう示されているところであります。

これを受けまして、本町教育委員会としましては、まず6月の学校再開に向け、感染拡大防止対策や先ほどおっしゃられた給食の提供準備等、様々な業務をまず最優先として行っておつたところをごさいますして、あわせて就学援助につきましても、国の通知に沿った制度の導入を図るべく事務作業については進めてきたところであります。

つきましては、できるだけ早期にその制度の周知につきまして努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

はい。

6 番（是枝 綾子議員）

ありがとうございます。国のほうからも特別な対応をとということで通知も来ているということですので、検討もしていただくということですので、本当に家庭の状況によって子どもが勉学、就学できなくなってしまうという、大変そういうことにならないように、ぜひコロナで経済的に困っておられる方がきちんと相談に行けるように、ホームページでもご相談くださいと、教育委員会のところでも就学援助のことをぜひ一つ書いていただいて、まずは相談と、まずは相談してもらおうというところの窓口をやっぱり開けていただいております。ぜひ早期にコロナ対応で実施、就学援助の対応を実施していただきますようによろしくお願いいたします。

そしたら、コロナ対策としての3つ目は、水道料金の引下げについてお聞きをいたします。

3月、4月、5月と学校が休校になり、また休業要請、また外出の自粛などで自宅にすることが多くなり、水道代が大変上がったと、多くなったという、そういうご家庭の声も寄せられております。

困っている世帯ですね、収入が減っているのに水道代が上がったと、大変増えたというところとか、こういう困っている世帯にダイレクトに行き届く水道料金の基本料金の減額・免除というのは、近隣の市や町、大阪府下でもかなりのところでされています。

本町は企業団に事業統合しており、本町に水道会計は存在しませんので、会計、料金設定は全て企業団が決定してしまうというところでありまして、本町では町議会として企業団に水道料金の引下げの要望書を提出しましたし、午前中の答弁でも町長が企業団のほうに減額・免除の要望を2回も出していただいているということでもあります。

ということで、企業団の水道料金というんですかね、企業団水の引下げということが企業団が示されているということですので、午前中の質問者への答弁にもありましたけれども、720万4,000円、料金の減額が忠岡町には示されていると、案としてということでもあります。これは全世帯の基本料金に換算すると一体何カ月分に相当するのかということ、まずお聞きしたいと思います。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

基本料金を全額免除すると計算しますと、約1.3カ月に相当する額でございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

そしたら、そのままであれば1.3カ月という中途半端な月数であります、ということでもあります。これは企業団のお水が、つくっておられる水を忠岡町が買うてますけど、1立米当たり10円引き下げられているんですけどか、ちょっとその数字、私も忘れちゃったけど、それは先ほどの720万4,000円に大体、忠岡町が購入していると想定して、その分に相当するのかどうか、それともそれよりも少ないのかというところはどうなんですか。相当額でしょうか。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

その相当額でございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

分かりました。ということで、そこに忠岡町がどれだけ町民のために出すかということになってくるということだと思います。多くの自治体で水道料金引下げというものが、この近隣でも泉大津も和泉市もされてますし、いち早く発表されたんですけど、本町はコロナ対策、対応がちょっと他市よりも遅れているというところがありますが、本町は一体、水道料金の引下げをどの程度考えておられるのかですね。それとあと、どのぐらいの期間されるのかという、それはいつ頃なのかという、そのお考えをお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

一応、企業団が水道料金を下げるということに加えまして、本町の自己財源を上乗せをしまして、水道料金の基本料金を減免していきたいという方針は決まっておりますけども、国から交付されます交付金の概要であったりとか本町の財政状況、その辺りを踏まえまして何カ月にするというところはまだ現在決定しておりませんので、それが決まり次第、また皆様にお知らせをしていきたいというふうに考えているところでございます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

国からの地方創生臨時交付金というものが来るのが、まだちょっと先になるということでもありますので、時期的にはかなり遅くなってしまうのではないかという不安があります。しかし、やはり忠岡町がこういうことをやってくれたと、マスクを配るのは早かったんですけれども、そういうふうに早くしてもらったほうがきちんと町民には安心感と、忠岡町がやってくれていると、励ましというところはやっぱり早く励ましていただきたいというふうに思います。

そういったところでぜひ、いつ頃の時期というか、何月というふうなところまではなかなか出なくても、夏なのか秋なのか冬なのか、いつなのかというところを、そこぐらいは決まっているんじゃないでしょうか。システム改修というものをされるということもありますので、どのぐらいの時期に実施されるお考えでしょうか。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

このコロナの問題は、議員の皆様のご質問にもございましたけれども、これで終わったわけではなく、これからも継続をしていくということで考えてございます。そのご質問の時期でございますけれども、このまま順当にいきますと秋ぐらいになるのではないかというふうに思っております。10月、11月頃ですね。その辺の辺りの時期を想定しているところであります。

今現在、早い遅いという話があったんですけど、今、先日来の特別定額給付金であったりとか、今いろんな手当てがありますので、今はその手当てをご使用していただいて、この長く続くコロナの状況に応じて、秋口に行っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

国からの交付金以外は、だけを投入するということであれば、なかなか長い間するということが難しいかと思います。そこで忠岡町ね、一般会計、基金とか財政、大変だと思えますけれども、町長としてはこの水道料金、大変ね、やはり水道料金というのは全部の世帯に、ほぼほぼ全部の世帯に関わっている、そういった大事なところの制度だと思いますので、町長としてはやはり一般会計からでも少しでも身出しをしてでも実施するというお考えはないでしょうか。ぜひ町長よりお答えいただきたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

これで3回目になる。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

皆さん方に3密を回避せえとか、あるいは手をしっかり洗えって言うてるのだから、手は平生から洗うてると思いますが、水を使うなあと考えてますので、何とか工面せないかんと考えていますが、何とか国や企業団に言ったところで、思い切ったものが下りてきませんのでね。国から来るお金を上手に使っていきたいと思っていますけど。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

国からのお金以外に一般会計から持ち出すというお考えはないですかというところなんですけど、それについてはちょっとお答えいただいているようには思えないので、もう一度確認をお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

はい、代わって公室長から。

町長公室（立花 武彦公室長）

今、国からの2次補正が先週決定、国会のほうで通りました。その金額ですね、前回みたいに1次補正のように生活支援全般に使えるのかどうか、その辺がまだ不透明なところがございます。当然1.3カ月、企業団のほうから1.3カ月、出ております。その分に

プラス幾らか、何カ月かまだ不透明ですけども、支出していく予定でございます。現在、1次補正の部分で既に2,000万程度の調整基金を取り崩しております。ですので、水道をするとしましても当然基金の支出が要るものと考えております。

以上でございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

はい。

6番（是枝 綾子議員）

よろしく願いいたします。このコロナの対応で大変な忠岡町民の生活と暮らし、営業を支えるために、忠岡町もぜひ財政出動で少しでも分けて支えていただきますようによろしく願いいたしまして、質問を終わります。

議長（杉原 健士議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

11番、日本共産党、河野隆子です。一般質問をさせていただきます。

まず一番最初であります。新型コロナウイルス対策と併せて、インフルエンザ予防接種の助成の拡大について、これについて質問させていただきます。

安倍首相は2月27日、突然、全国一斉休校要請を発表し、子どもも、また学校も大混乱を強いられました。現場教職員、また新型コロナウイルス感染防止拡大の対応に日々ご努力されております町職員の皆様にも心から敬意を表します。

本町は感染者が現在ゼロであるということではありますが、近隣市では感染者が出ていますので、安心はできないという状況であります。

そのような中で、第2波の新型コロナウイルス拡大が心配されております。

そんな中で、毎年インフルエンザにより小学校・中学校で学級閉鎖や学年閉鎖がされておるようです。本町はここ2年間どういった状況でありましたでしょうか、お答え願いたいと思います。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

インフルエンザによります学級閉鎖等の状況につきましてですが、平成30年度につきましては、忠岡小学校で3クラス30人、東忠岡小学校で2クラス16人、平成30年については、中学校においてはございませんでしたので、合計で5クラス46人でありませぬ。昨年度、令和元年度につきましては、忠岡小学校で4クラス34人、東忠岡小学校で1クラス7人、忠岡中学校で6クラス46人の合計11クラス87名となっております。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

小・中学校で学級閉鎖があったということで、今、人数もお聞きいたしました。インフルエンザは感染経験の少ない子どもがかかりやすいと言われております。また、感染拡大の源である学校で抑えることができれば社会全体の流行拡大が阻止できる、このような考えで、学校においてはかつて集団接種が行われておりましたが、1994年から任意予防接種となっております。任意ですから予防接種を受ける児童と受けない児童といるわけでありませぬ。秋・冬に向けてかかりにくい体づくりのために予防接種は必要ではないかと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまご質問の子どもインフルエンザの予防接種につきましては、議員仰せのとおり、過去におきまして、昭和37年から平成6年まで学童を対象に、学校におきまして集団接種も行われておりましたが、接種後の発熱など副反応の問題や集団感染を防ぎ切れなぬなどの結果から任意接種となり、その後、高齢者などの重症化しやすく命に危険が及ぶ可能性の高い方が定期接種化された経緯がございます。インフルエンザの年齢別罹患率を見ますと、先ほどの教育部の発表のとおり、圧倒的に学童期の子どもが高くなっており、免疫力が十分でないこと、学校などの集団生活が影響していることなどが考えられ、発症そのものを完全に防ぐことはできませんが、ワクチン接種を行うことで、罹患しても症状の重症化を抑えることができるため、予防接種は必要であるとは考えております。

ただ、国におきましては、現在は重症化予防の観点から、個人防衛のための予防接種として任意接種に位置付けられておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

重症化を防ぐためには必要であると、そういったお答えでございました。

そこで、2番目の質問になりますが、現在、本町では、高齢者等を対象にインフルエンザの予防接種の助成がございます。対象者は満65歳以上、または満60歳以上64歳以下で、心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能に重篤な障がいを持つ方で、障害者手帳1級保持者またはそれに相当する状態を医師の診断書により証明されたという方が対象になっております。接種回数は1回で費用は1,000円、自己負担は1,000円です。

先ほど、インフルエンザによって本町小・中学校で学級閉鎖があるというご報告でございましたが、毎年11月頃から徐々に患者数が増え始めるインフルエンザ、流行のピークが1月頃と言われております。高齢者の方への助成と同様に、中学生までの子どもたちへの助成ができないものかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいま議員仰せのとおり、インフルエンザの定期接種につきましては、65歳以上の高齢者と、60歳以上64歳以下で一定の障がいなり機能不全をお持ちの方を対象に行っております。

ご質問の中学校卒業までの児童に助成の拡大をとということでございますが、現在、厚生労働省における子どものインフルエンザワクチンの定期接種化についての考えは、検討を重ねられた結果、平成17年3月の予防接種に関する検討会中間報告書におきまして、現行の方法によって子どもに接種した場合の有効性には限界、1歳から6歳未満の有効性、おおむね20%から30%程度であると報告されております。希望する場合には任意の接種として接種が行えるのが適当であると結論付けがなされております。

忠岡町といたしましては、この報告書の内容を受けて、希望する各個人が有効性などについての正確な情報を、かかりつけ医と相談しながら、任意の接種として行うのが適当であると考えております。

国におきまして、任意接種のワクチンのうち、優先度の高いものについて順次定期接種を行っております。交付税措置はされるものの自治体の予防接種における財政的負担は増

加しております。今後も増えていく予防接種を公費で負担し、推奨していくためには、予防接種法に基づき実施すべき定期接種に位置付けられるかどうか、国の動向を注視し対応してまいります。

予防接種の接種費用の助成につきましては、府内の一部の団体で行っておることは周知しておりますが、現段階では忠岡町では難しいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

任意接種でありますから、担当課もよくご存じですが、全額負担ということです。インフルエンザの予防接種の費用であります。1回に3,500円程度ということです。保険外診療であるため、病院側で料金の設定が違うようではありますが、ワクチンの原価に加えて診療料金を各病院で設定しているため、このようなばらつきがあるようです。

また、13歳までは2回接種が有効であるということです。成人に比べてまだ体が形成されていないということから、1度のワクチンの量が少ないということで、2回に分けているのではないかとということをお聞きしたことがあります。

それで、1回に3,500円程度、それを2回接種しないといけないと。そうすると約7,000円の負担になるわけですね。また、子どもが2人ならその倍で1万4,000円。子どもの人数が多ければ多いほど負担が大きくなります。毎年学校でも、本校でも学級閉鎖がされている中で、予防接種を受けさせたくても保護者の負担が非常に大きいものですから、未接種の子どもさんもおられます。

担当課も他市でやっているのはご存じだということでございましたが、箕面市はインフルエンザ流行を防ぐために、生後6カ月から小学生までの子どもを対象に、予防接種費用の助成を行っております。1,000円が割引になるクーポン券を2枚、対象者宛てに送っているということでもあります。それから、高槻市ですね。高槻市も接種1回につき1,000円、補助をしています。あとは寝屋川市。寝屋川市は1,500円の助成をされている。そして、近くでは泉佐野市。泉佐野市も1,500円の助成をしているということでございます。

やはり保護者たちは、子どもの罹患したときの状況を少しでも和らげたいということで、予防接種を望んでいても、先ほど言いましたように非常に金額が高いということですので、なかなかご家庭の事情で受けれないと、そういった子もいらっしゃいます。

子どもには、まれに脳症を起こして、死亡したり後遺症が出たりするケースがございます。脳症を発症するのはインフルエンザの患者1万人当たり数人で、毎年100人から5

00人程度いるそうです。1歳から2歳までの乳幼児を中心に就学前の子どもが重症化しやすいということですので、子どもたちのインフルエンザ予防接種費用のこの助成で予防することができるのではないかと考えておりますので、ぜひご検討をお願いしたいと思うのですが、もう一度答弁お願いできますでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの議員ご質問の件なんですけれども、町で全額もし負担するとなりましたら1,400万以上の町の負担ということになってまいります。1,000円以外の部分を負担した場合にも300万というような形の町の財政負担がどうしても出てまいります。ただいま本町は財政状況が大変悪い中で、申し訳ないんですけれども、今の現状につきましては取り入れることはかなり難しいかなと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

財政状況が悪いということを今おっしゃいました。

これ、集団接種が1994年から任意接種になったというわけでございますけれども、日本小児科学会は任意接種について、「効果と安全性は十分に確認されており、重要性は定期接種と全く同じ」として、積極的な接種を推奨しています。インフルエンザ接種は重症化を予防する効果があると、そのように付け加えております。

今回、インフルエンザの助成でございますけれども、先ほど他の議員さんからもお話があったように、第2波のコロナが到来するのではないかと、非常にそこを心配しているわけでありまして。夏を過ぎて秋・冬になって、インフルエンザははやるわ、コロナは心配されるわといった状況になりかねませんので、ぜひこれは検討していただきたいというふうに思います。これは検討していただきたいというふうに思いますので、検討、それだけ一言お返事していただいてもいいですか。

議長（杉原 健士議員）

一言。

健康福祉部（東 祥子部長）

大変申し訳ございませんが、ただいまのところは大変難しいかと思っておりますので、

よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

ぜひ検討していただきたいと。他市もやっていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問でございます。補聴器購入の補助についてです。

日本は大変な超高齢化社会を迎えております。そうした中で、高齢期の聞こえの支援が必要ではないかというふうに思っております。高齢者が増えるということは、当然のことながら難聴者が増えるということになります。寿命は延びていきますが、70年、80年使った聴覚はそれだけ衰えていきます。

聴覚の問題は、その裏側に言語がございます。我々は言葉を聞いて、頭の中でその言葉を理解して、言葉からうれしい、楽しい、悲しいという情動反応が起きるわけです。こういう脳の高次機能を使って、今度は自分の言葉として相手に返すということが行われております。これがコミュニケーションでございます。高齢になり難聴が進んでいけば、そのコミュニケーションが衰えることとなります。そして、それに何も対処しなければ、高齢者は社会的にも孤立していく、そういったことで認知症や鬱病が進行していくのではないかという専門家の意見もございます。

先ほども申しましたけれども、高齢者の難聴に何も介入をしないとどうということが起こるか。会話ができないので社会活動が減る。そして孤立、認知症や鬱が進行する。脳が萎縮して意欲が低下する。その上で要介護度が高くなる、あるいは死亡率も高くなると、こういったことが報告されております。

そこで、忠岡町でも補聴器の補助、これのお考えはないでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員仰せの高齢者が難聴のため補聴器を装着することは、安心・安全に生活を送る、また社会参加や認知症予防につながるものと考えますが、補聴器につきましては、障害者総合支援法に基づき、聴覚障がいの原因とする身体障害者手帳所持者に対し交付を行っておりますので、必要な方は身体障害者手帳の申請を行っていただくことを勧めてまいります。

理由といたしましては、身体障害者手帳を取得することにより、等級にもよりますが、減免や免除を受けることができるものがございます。補聴器に対する補助もその1つとな

ります。

高齢期の補聴器に対する購入の補助につきましては、現時点では国や大阪府の補助もないため、限られた財源の中で実施していかなくてはなりません。本町にとりまして何を優先すべきか検証し検討を行ってまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1 1 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

1 1 番（河野 隆子議員）

身体の障害者手帳、これで減免制度とか免除があるということでしたが、なかなか対象になる方が少ないのではないかというふうに思います。

それで、愛知県内において、ちょっと例なんですけどね、北名古屋市に続いて、これは設楽町ですね。設楽町でも補聴器の購入費と修理・調節の費用を補助する、その制度が始まったということが載っておりました。対象者は65歳以上の方、助成の内容は補聴器を購入した費用、または補聴器の修理・調整等に要した費用ということで、1人1回限り3分の2以上、5万円を限度ということでございます。

ご存じのように補聴器、非常に金額が高いですね。ピンからキリまであるようでございますけれども、1台20万円から50万円、1台ですから両耳に入るとその倍の費用がかかるということでもあります。そういったことで補聴器の補助制度ですね、これは町独自でぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、もう一度ご答弁をお願いできませんでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいま議員仰せの件でございますが、ただいま大阪府内では補助を行っている団体もございません。先ほどの質問にもございましたが、本町はやっぱり財政状況が大変な中でございますので、できる制度を利用して、できるだけ皆さんのご負担感のないような形でご案内を申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

1 1 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

1 1 番（河野 隆子議員）

我が党、日本共産党の大門実紀史参議院議員が今年の3月ですね、財政金融委員会で加

齢性難聴の補聴器購入へ公的補助を求めて、麻生大臣は「必要な問題だ」というふうに答弁しています。ですから国も、これはぜひやっていただきたいというふうに思うわけです。

老人福祉法の1つで高齢者のほうで、高齢者は「多年にわたり社会の進展に寄与してきた者」、そして「豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障される」というふうになっております。

先ほど申しましたように非常に高い補聴器でございますけど、やはり聞こえにくいとなかなか社会の中に参加しにくいということもございますので、国もぜひこの制度をやって、麻生大臣が「必要な問題」と答弁していますので、国もぜひこれを前向きにやっていただきたい。補助制度をしていただいたら町のほうもやりやすいとは思いますが、国を待っているとなかなかということでございますので、ぜひ補聴器の補助ですね。値段はそれぞれやっているところの助成金額は違うとは思いますが、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。最後に一言だけお願いしたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

すみません、先ほどから回答は同じとなるんですけども、本町といたしましては、現時点では難しいかと思っておりますので、できるだけ負担感のないような形で、ある、今現有の制度の中でご利用していただけるようにご案内申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

ぜひ検討をよろしくお願したいと思っております。

では、最後の質問です。教科書問題についてであります。

文部科学省は3月24日、2021年度から使われる新学習指導要領の下で作成された中学校教科書の検定結果、これを発表いたしました。

今回の教科書は、文科省は学習内容は減らさないという立場でございますので、指導要領で強調された主体的・対話的で深い学び、アクティブ・ラーニングという言葉でございましたが、その視点からの学習課程の改善に沿うように求められております。

したがって、生徒の討論などのアクティブ・ラーニングが全教科に盛り込まれ、教科書

の全10科の平均ページ数は現行と比べると7.6%の増となって、ゆとり教育と言われた2004年の検定以降で最多、約1.5倍となっております。こういったことで子どもたちの負担が増えてしまうのではと、現場の先生からの声も届いております。

忠岡町では5月29日から7月1日まで教科書の展示会がされております。歴史では育鵬社は、アジア太平洋戦争について「大東亜戦争」と副題を付けて、「自存自衛の戦争」「アジアを解放するための戦争」、このように説明をしております。アジアの人々の抵抗があったことや民衆の苦難を取り上げず、沖縄戦についても、「逃げ場を失い、集団自決に追い込まれた」などと、犠牲になった人の責任のような書き方をしています。しかし、他社の教科書には「日本軍によって集団自決に追い込まれた」と書かれております。

さらに、育鵬社の公民では、憲法改正の件数を単純に比較した表を載せたり、学習のまとめとして「改正したほうがよいと思う条文と改正案」のカードを作ってグループで話し合う、こういった活動を提起するなど、憲法改正が必要だというふうに誘導するような書き方になっております。

他の教科書は、「（憲法の大原則に関わるような）改正は許されないと解釈されている」などと、憲法改正の限界に触れておるわけであります。

また、2019年から使用される道徳ですね。これは安倍首相の政策ブレーンが、八木さんという方ですが、この方が設立した「日本教科書」が検定合格したということで、この教科書を出した会社というのはヘイト本を出すような会社で、このような会社が道徳を口にする資格があるのかなというふうに思います。

そういったことで教科書採択については、子どもたちのことを考えてよりよい教科書を選んでいただきたいというふうに思うわけですが、これについてはちゃんと答弁をお願いします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのとおり、採択替えとなる来年度使用の中学校全教科の教科書採択を、今年度行います。

ご承知のとおり、教科書につきましては、全ての教科において、文部科学省の検定を通過した教科書の中から採択することとなっております。

本町教育委員会としましては、静謐な環境のもと、社会や道徳を含め、全教科において、検定を通過したものの中から、本町の子どもたちにとって最もふさわしい教科書を採択すべく、業務を進めてまいり所存でございます。

ご理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

1 1 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

1 1 番（河野 隆子議員）

教科書採択については、今の制度では教育委員会が教科書を採択するというようになっておりますけれども、子どもたちによりよい教科書を手渡すためには、毎日、子どもたちと一緒に教科書を使って授業を進め、つまずきやすい内容、場面などを熟知している教員、先生ですね、こういった教員の意見を十分に酌み取った上で採択が行われるということが不可欠ではないかというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

今、議員おっしゃられたように、先生方の意見も参考に、採択のほうをまた進めてまいります。調査研究し、進めてまいります。

1 1 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

1 1 番（河野 隆子議員）

2014年の4月でございますけれども、衆議院の文部科学委員会で、小松、当時、文科省初等中等教育局長が、教科書採択に関わる教員の役割について、必要な専門性を有して児童・生徒に対して直接指導を行う教員が果たす役割は決して小さくないものだというふうに認識していると、このように答弁しております。調査研究と先ほどおっしゃっておられましたが、学校教員の意見をぜひ反映していただきたいというふうに思いますので、これは前向きに検討していただきたいというふうに思います。もう一度ご答弁お願いできますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

調査研究の上、静謐な環境のもと、採択のほうを進めてまいります。

1 1 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

最後の質問になりますが、教育委員会の会議の傍聴定員、これについてご質問させていただきます。

規定を見直して、希望者が全員傍聴できるようにされることについてはいかがでしょうかということ、昨年、小学校の教科書採択に当たっては、希望者全員が入れなかったというふうに聞いております。定員は何人で、漏れた方は何人おられますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

昨年度につきましては、これまで15名定員だったところを、当日、急遽20名に拡大いたしました。昨年度は21名来られまして、抽せんによって1名のほうは外れられましてということで、実際には19名の方が傍聴されておられます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

昨年は17ということ、5人余計に入れていただいたということではありますが、1人の方が入れなかったということがございます。教科書採択のこの委員会に関しましては、教科書を出している会社の方も来られたりして、大変人数がオーバーするということがありました。そこで、ぎりぎりに来るのではなくて、まず抽せんがございましたので、その委員会が始まる30分前から15分前に来て抽せんするわけですね。そこで外れたということで、非常に早めに来ていらっしゃる方がその抽選によってこぼれてしまうと、そういったことがあります。1人ぐらいでしたら入れていただいてもよかったのかというふうには思います。やはり他市でも、市なんかは大きいですから70人ぐらい来るということも聞いておりますが、やっぱり全て入れているということもお聞きしております。

今年、またこの中学校の教科書の採択で委員会が開かれますけれども、この傍聴者の人数、これは非常に柔軟に対応していただいて、今ソーシャルディスタンスというのが言われておりますけれども、本町3階、部屋も広いですし、十分そこはクリアできるというふうに思いますので、来られた方はぜひ皆さん入れていただくと、そういったことが必要ではないかと思っておりますので、これはぜひ検討していただきたい、やっていただきたいというふうに思います。最後にご答弁お願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

今年度につきましては、議員もおっしゃられていましたように、新型コロナウイルス感染症対策のため、やはりこれまで以上に傍聴者の人数を制限せざるを得ないというふうに考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

議事の都合によりまして暫時休憩いたします。

15時から再開いたします。

（「午後2時42分」休憩）

議長（杉原 健士議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午後3時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（杉原 健士議員）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

5番、日本共産党、二家本英生です。ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告書に添って一般質問を行います。

まず、1つ目の質問です。西区のふれあい公園の件についてです。

児童遊園である西区ふれあい公園は、忠岡小学校区のほぼ真ん中にあり、子どもの遊び場所や憩いの場所として長年親しまれています。大型の複合遊具、ジャングルジム、シーソーなどの遊具、砂場があり、公園の奥には樹木が茂っており、住宅地でありながら身近に自然と触れ合うのことができる、貴重な緑のある公園です。また、東忠岡小学校区からも子どもたちが遊びに来る、忠岡を代表する公園の1つになっています。

今回、公園の遊具を撤去する補正予算が上程されています。誠に急な話ですので、驚きと同時に戸惑いを感じます。どうしてこんなことになったのか。

そこで、最初の質問です。

西区ふれあい公園の遊具撤去について、今までの経緯と今後の対応を担当部長より答弁をお願いします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員ご質問のこれまでの経緯につきましては、福祉文教常任委員会協議会及び全員協議会においても説明はさせていただきましたが、これまで長きにわたり地主である賃貸人のご厚意により安価な価格で町へお貸しいただき、児童遊園として使用しているところでございました。

本年も3月議会で予算成立後、地主さんに確認を行い、協議の上、契約更新を行ったところでございます。その後、4月22日に返却のお申し出があり、お話しいただいたときには、既に売却を検討しているということでありました。

現在の忠岡小学校区におきましては、公園が少ない状況を説明し、引き続き賃貸借契約の継続をお願いいたしましたが、賃貸借契約の継続は考えていないということでもございました。ただし、町が購入を検討していただければ、優先したいとお申し出がございました。それも部分購入ではなく、一括購入でということをご希望でございました。金額につきましては、不動産の査定額である路線価でのご購入をご希望されておりました。

土地の賃貸借契約第3条に、「賃貸借期間中において、賃貸人が、当該土地を必要とする場合は、その必要とする日の6カ月前に相手方に申し出るものとする」となっており、町が、財政的に購入できないとなった場合は、6カ月を待たずして返却できないか、と言われるぐらい早期の返却のご希望がございました。

町の対応といたしましては、購入の検討を試みました。起債等を活用して取得する、補助金等を受け取得する、基金を活用するなど、何とか購入できる方法はないのかと検討を行いましたが、今回の場合におきましては、短期間に結果を出さなければならないことから、起債が申請できる時期でないことや補助金等の活用もすることができない。また令和元年度、9,000万円、財政調整基金を取り崩して補填しなければならない。今後予定している公共事業の実施や新型コロナウイルス感染症による今後の町財政への影響、いつ起こるかもしれない地震や台風による災害等を考えると基金の活用も難しいことから、誠に残念ではございますが、購入することを断念する結果となりました。

賃貸人には、5月8日に来庁していただき、購入できない旨をお伝えし、返却期日は、強い希望である申し出から6カ月後である10月に行うということを決めたところでご

ございます。

町の対応といたしましては、以上でございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

経緯のほうは先ほどのご答弁で確認いたしました。地主の方には今まで、こういったまとまった土地を貸していただいたことに感謝しております。忠岡町は地主に対して、5月8日に購入しない旨を伝えたとの先ほどの答弁もございました。それでは、その日から本日に至るまで、忠岡町は住民に対し、公園がなくなることの説明が今のところ全くありません。

そのため、知らないまま遊具が撤去され、公園が閉鎖され、途方に暮れる子どもたちがいるかもしれません。地域の子どもたちにとって、とてもとても大事な公園であり、また地域の憩いの場を失うこととなります。地域のライフスタイルが変わるので、地域の住民への説明は必要です。

忠岡町は、住民に対し説明会を開くべきだと考えますが、その点についてはいかがお考えでしょうか、ご答弁をお願いします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのところ、地主さんのただいまの心理的負担等も考えますと、この公園がなくなるということを事前に住民の方を集めてご説明をする予定は、町としてはございません。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

そうしますと、地主さんのことを思って、今のところ説明会を控えられているということで答弁いただきました。そうしましたら、地主さんはそれでいいかもしれませんが、住民の方にとってこの公園は一体何だったんだろう。そういう説明では住民の方が「はい、分かりました」と納得できるものでは全くありません。

例えば、地主さんもそうですけども、今回のコロナウイルスの感染症拡大のため、説明会ができない状況であったかもしれません。しかし、少人数での説明会の回数を重ねるとか、町のホームページ、自治会の掲示板や回覧板などで住民の方へまずお知らせしないといけないと思います。

やはり西区の公園は、地主さんが心理的負担もあるかと存じますが、地主さんが最初に忠岡町に話を持っていったいきさつを考えると、まずはこの土地に公園が必要だから地主さんが先に忠岡町に話を持ってきたと思われます。その点も踏まえて、やはり住民に説明会をするべきではないでしょうか。もう一度ご答弁お願いします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

住民説明会につきましては、今のところ検討はございません。ただ、公園がなくなることにつきましては、住民皆様にお知らせする必要があるということは担当課のほうも思っておりますので、この予算がどうなるかは分かりませんが、こちらのほうが議会のほうで議決を頂きましたその後は、ホームページ、広報あるいは回覧板等で、住民の皆様にお知らせはしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほど申し上げます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

ご答弁ありがとうございます。今のところそうしましたら、忠岡町としては現在のところ説明会は行わないということですね。分かりました。

では、続いての質問に移ります。

もし西区の公園がなくなった場合、これは西区の公園だけではないですが、遊ぶ場所がなくなった子どもたちは一体どこで遊ぶんでしょうか。最近では仕方なく、車が通行する道路で遊んでいる子どもたちをよく見ます。それはやはり車が通っているので、とても危険なことです。

また、遊具がないことによって、運動機能の成長について心配されている保護者もいらっしゃると思います。さらに、今回のコロナの休校による外出自粛によって、さらに深刻になっています。

公園が廃園になった場合、子どもたちが安心して遊べる場所を速やかに用意する必要が

あります。代わりの公園設置について、場所や開園時期など、どのような計画をお考えでしょうか。ご答弁よろしく申し上げます。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員仰せの公園の代替地のことでございますが、町といたしましても、返却に伴い代替地が必要であるということは認識しております。

代替地の案といたしましては、教育委員会及び建設課と協議を行いました結果、東区のゲートボール場と憩いの広場が候補となっております。東区のゲートボール場につきましては、平成7年の1月に都市計画決定を行っており、都市計画公園であることから、事業計画に乗せ、補助金を受け公園整備を行ってまいります。国へ申請することから、期間といたしましては完成するのが最短でも令和5年度になります。また、基本構想の策定に当たりましては、地元住民やゲートボール連盟との懇談を行い進めてまいりたいと考えております。

また、東洋紡跡地でありますいこいの広場につきましては、数基の遊具の設置を今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

そうしましたら、その代替案では西区の公園にあった大型の遊具も代わりがなく、また東区のゲートボール場の一部、子ども広場ですけれども、ここも都市計画整備とかいろいろな計画に乗せるために、早くても令和5年と、今から3年後という形でご答弁いただきました。では、そうしましたら、その3年間は子どもたちが少なくとも遊ぶ場所がなくなってしまう。やはりそうすると子どもたちが十分遊べる環境とは言えません。もっと子どもたちのことを思って、できるだけ速やかに公園の整備に努めていただきたいと思います。

続いての質問に移ります。

今日まで住民に親しまれ、忠岡小学校区でも利用者が一番多い公園を、何の説明もなく、また西区の公園に代わる公園もしばらくの間は設置できず、地域からなくそうとしています。

この大切な公園を忠岡町は簡単に失ってしまってもよいものでしょうか。忠岡町全域で

1,000名を超える「公園をなくさないで」の署名も集まり、また忠岡小学校区の4つの子ども会からも存続の要望が上がっています。それほど地元の方の公園の愛は大きいものです。

また、先ほども言いましたが、地主の方も土地売却の折には最初に忠岡町にお声がけをしたと伺っております。直接ご本人からは伺っておりませんが、公園として残してほしいというメッセージかと思います。

忠岡町は、先ほど答弁があったとおり財政状況が厳しいとの話はありませんでしたが、住民の公園を残してほしいという思いを受け、もう一度公園存続に向け買い戻すお考えはないでしょうか。ご答弁をお願いします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

西区のふれあい公園は、議員仰せのとおり地域に身近な公園として親しまれ、長年子どもたちの遊び場としてご利用いただいている公園でございます。近年の少子化に伴い児童数が減少している中、地域の皆様は、児童参加型のイベント等にも利用されております。また、他の児童遊園にはない大きい敷地となっており、緑が多く、一時避難場所にも指定されており、地域コミュニティの基本となる重要な公園であることは、重々認識をしているところでございます。

しかし、町といたしましては、先ほどの答弁のとおり何とか購入できないかということで検討を重ねましたが、一括購入というところで、町の財政状況も非常に厳しいということも議員皆様方もご承知のことかと思われまます。

西区ふれあい公園は、本当に長きにわたり賃貸人のご厚意により安価な金額でお貸しいただいている土地でございます。これまでの敬意を表し、賃貸人の意向を尊重し、土地賃貸借契約第3条の規定により速やかにお返しするところが、本町に向けて誠に残念ではございますが、返却するところを決定したところでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

先ほどの答弁も一番最初に伺った答弁と一緒に、やはり忠岡町としてはいろいろ起債とか補助金とか努力はしていただいたんですけども、今のところ購入するお金がないということで、また地主の方のまとまったお金が欲しいということで、今回はもう返却するという形をとられたと思います。

ただ、先ほどお金がないということでしたが、町の貯金である財政調整基金が約4億円ほどあります。ただ、コロナ感染症による影響を考えれば、この基金を取り崩しにちゅうちよするのは理解できます。今回使える財源として、全国の皆さんから頂いたふるさと応援寄附金で、福祉のために使う愛の福祉基金が約1億7,000万あると伺っております。ほかにも、使用が限定されているが、ほぼ使われていない基金もあります。こういった寄附金や基金を今こそ、持続可能な公園として次世代につなげるため使うべきだと思います。

その点について、改めてお伺いします。忠岡町はふるさと応援寄附金や基金を使い、公園の土地を買い戻す検討を再度考えていただけないでしょうか。ご答弁よろしくお願ひします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

答弁につきましては先ほどと同じ答弁となりますが、議員皆様方も本当によくご存じのとおり、新型コロナウイルスによる今後の財政状況、財政への影響でございますね。来年の税収はかなり減る、今後どれだけ影響が出てくるかも分からないというところもございます。基金を取り崩して予算を組まなければならないということは、もう目に見えているところでございます。そして、いつ起こるかもしれない地震や台風による災害等を考えますと、この今ある基金を取り崩して使うということは町にとって大変リスクのあることと思われまますので、今のところ忠岡町といたしましては、この基金を全額こちらの土地購入に際しまして投入するという事は難しい状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

何回答弁を求めても同じ答えなので、最後に町長へお伺いいたします。今年の施政方針の最後に、「広くまちの声を拝聴しながら、現場主義・住民の目線に立って全力を傾注してまいりたい」と述べています。忠岡町が財政的に厳しいのは、先ほどのご答弁でも理解ができます。しかし、今回の問題に対して住民への説明もないまま、果たして住民目線に立っているのでしょうか。その点について、町長のお考えをお聞かせください。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

るる経過を発表させていただいておりますが、端的に簡単に言いますと、本町には金がありません。本町に土地がありません。

頭があるんで考えいということで考えさせたら、私の家を公園にするというんだったら、それは北区の公園なんで、西区の公園ではないと。「西区の公園、どないしたらええんや」と言ったら、「あっ、ええ案がある」と。「何や」と言ったら、「墓を公園にせえ。墓石を浜のほうへ持っていけ」と、こういうように二転三転して、いい案を残しながら時間がかかると、お金がかかると、こういうことで今デッドロックになっているということで、非常に苦慮しております。しかし、頭があるんですから、考えていったらいろんな方法が生み出されるのではないかと、こういうふうに思っています。

住民説明会とかいろんな話がありましたが、貸してくれた人に前に出てきてもらうというふうなことはできませんのでね。前に出て、体が来ると違いますよ。「和田が貸したんや」、「和田が放さんといたらよかった」と、そうやってきたらあかんのです。せっかく何十年、50年も借りてきた恩があるのに、今急になった。急になるのはこれは当たり前の話だと思っておりますけども、何とか頭を使いたいと、こういうふうに思っています。もう二度と財政調整基金のない生活を送りたくはありませんので、ひとつご理解いただきたいと、こういうふうに思っております。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

町長、ご答弁ありがとうございます。何とか、お金がない、土地がないのであれば、ちょっと頭を、私もできるだけ可能な限り使いますので、よろしくお願いします。

そうしましたら、続いての質問に移ります。特別定額給付金についてです。

4月に緊急事態宣言が発令され、国民の暮らしが厳しくなる中、新型コロナウイルス感染症の支援策として、一律1人10万円の支給が開始されました。

忠岡町では、申請書が5月18日に送付され、問合せに対応するため役場1階に特別会場を設置して、丁寧な対応をしていただき、感謝します。

ここで最初の質問をいたします。忠岡町の今回給付対象になっている世帯数と、最新の支給世帯数を教えてください。よろしくお願いします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

特別定額給付金の事務につきましては、職員も全庁的に協力する体制を取るとともに、臨時的に採用も行い体制を整備し、1階には緑のテントを立て、3階の研修室1、2を使用し、密を避け、消毒液を配置し、コロナ対策を講じながら、町民の方々に分かりやすく、少しでも早く給付を行うようにと心がけ行ってまいりました。

議員ご質問の特定定額給付金の本町の対象世帯数は、7, 864世帯となります。また、現在の給付状況は、6月18日の第5回までの集計でございますが、給付世帯数が7, 438世帯（95%）、金額にして16億3, 440万円となっております。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ご答弁ありがとうございます。全国では6月10日時点で、まだ35.9%という支給率ということで、忠岡町では迅速な対応をしていただいております。

今回、給付金の対象者は、4月27日時点の住民基本台帳に記載されている方が対象で、外国籍の方も対象となっております。今回の申請書では、身分証明書や銀行口座のコピーが必要で、添付忘れなど書類不備が数多く見受けられました。そういった中、外国籍の世帯の方には、より一層困難が予想されております。

そこで、お伺いします。今回の外国籍のみの世帯への申請書送付は何世帯ありますか。また、日本語以外での申請書など、何か特別なサポートは行っておられますでしょうか。ご答弁よろしくお願ひします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

今回の申請書につきましては、国基準の様式を採用いたしましたが、確認書類の添付に必要な分りにくいところのご指摘をいただき、少しでも早く給付するために、1回目の給付につきましては電話によりご連絡させていただき、休日対応した次第でございます。

特別定額給付金の給付対象者は、基準日におきまして住民基本台帳に記録されている方で、1人当たり10万円を給付することとしております。住民基本台帳に記録されている外国人は、給付対象者となります。国の総務省からは、各言語に対応したパンフレットや案内などは送付されてきておりませんので、現状では国のホームページにおきまして各言

語に対応した案内をしておりますので、ホームページをご確認していただくこととなります。必要に応じて、その各言語に対応したホームページの写しを給付金窓口に配置しておりますので、それをご覧いただくこととなります。

ただいまご質問を頂きました外国人に送付した件数でございますが、こちらにつきましてはただいま資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ございませんが、今現在分かりません。よろしく願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

また、その数字も言ってなかったもので、また後日教えてください。

先ほど、国のホームページを見て、参照してくださいということだったので、何らか、その方が見られて確認されると思いますので、またその方から申請書が届いてなかったりしたときは、またサポートのほどよろしくお願いいたします。

3点目ですが、申請書は今回郵送ということで、簡易書留とかではないので受け取り確認ができていない状態であります。例えば長期に入院している方や施設に入所されている方など、また申請書が届いていないという方も中にはいらっしゃるかもしれません。そういった方々へのサポートは今後どのようにお考えでしょうか。ご答弁よろしくお願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

申請書を発送いたしまして返送されてきた件数は、45件となります。この中にはインターネットカフェを転々としている方や、代理権が付与されている被成年後見人の方等がございます。このような方々には、申請書を記入していただき、給付を終えているものもがございます。

また、本町に住所を置きながら他市で暮らしている方や、国民健康保険、後期高齢者医療保険等で送付先変更を届け出ている方もいらっしゃいます。その方につきましては現在、柔軟に対応をしているところでございます。

今後は、町内の高齢者施設や自治会の回覧板、一人暮らし高齢者等に対し、申請忘れないよう制度の周知を図ってまいりますとともに、給付がまだの方について確認し、啓発を行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

端的に。

5 番（二家本英生議員）

そういう形でサポートしていただけるということで、今後ともよろしくお願いします。

時間が来ましたので、最後の質問は次の議会で質問させていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（杉原 健士議員）

以上で、二家本英生議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

最後に、北村 孝議員の発言を許します。

3 番（北村 孝議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

冒頭に、長時間にわたり議員また理事者の皆さん、大変ご苦勞さんです。私で最後でございます。もうしばらくご静聴のほどよろしくお願いいたします。時間もなるべく早く終わりたいなど。そういった意味におきましては良いご答弁をお願いいたします。

まず1点目、防災対策についてであります。

株式会社エフエム泉大津と「災害時における放送要請に関わる協定」を締結されたところであります。そこで、災害時を含め緊急情報などを伝達するのに有効である防災ラジオの導入についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の抑制に向け、関連する情報なども確実に伝達する手段として、防災行政無線を受信する防災ラジオを普及させる動きが加速しています。スマートフォンや携帯電話を持たず、緊急速報メールが受けられない高齢者らにも情報が伝わるのがポイントであります。本町には現在、8基の防災行政無線の屋外スピーカーが設置されています。屋外では聞き取れる緊急情報の放送も、室内にいと十分に聞こえないことがあります。大雨時などでは音声がかき消され、放送が伝わりにくい。

防災ラジオは、電源が切れていてもラジオが自動的に起動し、災害時などの緊急放送が大音量で発信される。AMラジオなどを聞いている場合には割り込み放送が行える仕組みになっています。防災ラジオは、災害時、緊急時も含め緊急情報などを伝達するのに有効で、住民の命を守る行動につながる。こういったことから防災ラジオの普及を進める自

治体は、全国で着実に拡大をしています。

2019年度の統計では、全市区町村の74%に当たる1,288団体で導入が進むと聞いております。総務省は未導入の自治体に対する財政支援を加速している。19年度補正予算では防災ラジオなどの導入支援で4億2,000万円を確保。配備の少ない約50市区町村を選定し、1万台程度を無償で貸し付けるほか、導入を進める市区町村は特別交付税措置を活用して1万台の配備を進めると聞いております。

今年度の補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策に向けた情報伝達手段の強化に向け7億8,000万を計上、無償貸与や財政支援の方法でさらに10万台の防災ラジオを配備、昨年度の予算の2万台配備と合わせ計12万台を急ピッチで普及させていく方針であります。災害、防災減災、そしてコロナ伝達にも重要なことから、本町としても早急に取り組み導入すべきではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

災害発生時における情報伝達手段の充実を図るため、本年4月に株式会社エフエム泉大津と、災害時における放送要請等に関する協定書を締結いたしました。これから出水期を迎え、避難情報や避難所の開設など、状況に応じて放送要請を行うことを予定しております。

ご質問いただいた防災ラジオでございますが、議員仰せのとおり、緊急放送の電波を受信すると自動的に電源が入り放送が流れるというものであり、個別受信機と比較すると安価なものとなっております。災害発生時における情報伝達手段の充実は非常に重要であると認識しておりますので、今後、防災ラジオの機能を研究するとともに、エフエム泉大津側との対応協議なども必要になると思われまますので、引き続き調査研究を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

エフエム泉大津と締結されて、まだ日がありません。私の広報での情報ですけれども、そういったことから、今後どういう形で進められていくかは、恐らくまだ入り口に入ったところだと思います。しっかり、せっかく締結されたんですから、今私が質問させていただいた中身を十分含めて検討していただくようによろしくお願いいたします。

ちなみに、大体1台8,500円前後ぐらいで、これを住民負担になりますとまた大きな負担になります。そこで、助成も含め、東京の中央区の事例ですけど、区民に1台当たり1,000円で購入できるように活用を促しているということで、しっかりこの辺も助成制度を設けて進めていくに当たり、しっかりと検討していただきたいと、こう思いますので、よろしく願いいたします。

続いての質問に移ります。認知症対策についてであります。

本町では、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを多数養成、地域包括支援センター内に認知症初期集中支援チームを設置し、地域ケア会議も開始しております。ご家族から相談支援を行い、地域で暮らしていけるシステムづくりを構築しているところであります。

そこで、認知症の高齢者が絡んだ事故で、損害賠償を当人やその家族が負う事態に備え、他人への損傷で損害賠償を負ったりした場合などを対象に補償される保険事業を始めではいかがかと、こういうふうに思います。同事業は町が民間保険に加入し、年間の保険料を全額負担するものであります。全額負担といっても近く保険事業を始めた貝塚市を見ましても年間1人当たり1,980円であります。この1,980円で億という補償が事故によって得られるわけです。賠償責任から家族を救う点からも事業の実施を求めますが、見解をお願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

認知症になっても安心して暮らせる町を目指し、民間保険を使った事故救済制度を独自に導入する自治体があることは、認識しております。

その内容は、議員も先ほど申し上げたとおり、認知症の人が他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負う場合に備え、認知症の人を被保険者とする個人賠償責任保険に、自治体が保険契約者として加入するものでございます。対象者は、認知症徘徊SOSネットワーク等の事業対象者のうちの希望者というところです。

この事業につきましては、実際行っている市町村の内容を調査し、本町に置き替えると事業費はどれほどかかるのか、事務量はどれほどかかるのかを調査研究してまいりたいと考えております。

忠岡町の現在、徘徊高齢者見守りネットワークに登録された方は22名でございますので、この辺のところも考慮し、調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願い申し上げます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

町内で22名把握されているということで、当然、施設に入った方は除かれていると思います。

貝塚市さんも一定の要件を設けているわけで、保険利用の要件といいますか条件といいますか、医師から認知症の診断を受けた市内在住の40歳以上の方で、住民登録があり入院などをしていないこと。また、認知症などにより徘徊して行方不明となった際の早期発見を図る、いわゆる見回りネットワークに登録されている方、こういったことで要件といいますか条件があるわけで、こういったことも加味しながら、しっかりこの辺を検討していただきたい。もう何年になりますかね。

町内で、私も相談を受けたことがあります。認知症の方です。この方が自分の住まいの横に駐車場があるわけです。そこにご近所の方が当然、駐車場として借りて止めて、何度となく石で全面傷つけられている。こういうことがありました。

それで、ご本人がガレージの持ち主さん、そのときは農協さんでしたね。ですけど、防犯カメラ云々の話は受けてもらえなくて、個人的に防犯カメラをやっていると。恐らくあの方であろうということは察していましたが、確たる証拠がなかったので、自ら防犯カメラを設置しまして、やっぱり同じことがあって、分かった。

たまたまそのお家はそうやって賠償を負う能力があったからよかったものの、どちらが被害者か加害者か分からんような状態になったような状態で、最終的には最終的に傷つけられた、その最後の1回だけを補償してもらったということで、和解されたわけです。

こういったことがありますので、本人の意思ではなく、認知症というそういったことを患って、そういう行動に走るということがありますので、しっかり、今後高齢化社会もどんどんまだまだ進む中であって、恐らく認知症の方がもっと増えてくるんじゃないか。そのためにもそれまでのいわゆるサポーターといいますか、しっかり。

高齢者やからといって、ちょっと話は変わりますが、何でもかんでも私、取り上げたらあかんと思うんです。家の中はバリアフリーにしてあって、外へ行ったらそんなバリアフリーに全部なっているわけでもない。やっぱり適度に障がいもありながら、それを乗り越える。そういうこともいろんなところでサポートしながら、この認知症対策についてしっかり取り組んでいただきたいと、こう思います。

続いての質問に移ります。早く終えて、私も急いで、ちょっとマスクの関係もあって息が上がっています。すみません。新型コロナウイルス感染症対策に係る要望についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスによる感染症は、世界各地に拡大し、多くの方が感染し、死者が発生している状況であります。幸い本町では感染者を出していません。住民の皆さんの感染に対しての意識の高さがうかがえます。

また、本町においては新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な対策を講じていただいているところであります。そういった中でありますが、事態の収拾がいまだに見えない中、感染の拡大を防止し、町民の生命、そして暮らしを守るために日々職務に専念されていることに感謝を申し上げます。

そこで、去る4月30日に新型コロナウイルス感染症対策に係る要望書を議会の総意として提出いたしました。中身については確認し評価できるものであります。しかしながら、幾つかの要望の中に、「町内の指定ごみ袋以外でのごみ出しの許可については、ごみの分別や減量に対しての意識が後退すると思われる」とし、「指定ごみ袋以外の許可を出すのは得策ではない」との回答がありました。

この件については、外出自粛を迫られて、要請されて、外食していたのもほとんどお家で食事を取ることが多くなった。子どもさんも学校でなくて家で飲食をされる。そういったことで、ごみは確実に増えているわけです。

こういったことから見ますと、当然、近隣市の状況もそのとき見ましたら、多くの近隣の自治体のごみ袋の無償の提供をされております。

この要望書を作るに当たって、議員各位のお声を聞いて、議長、副議長のもとに町のほうに提出させていただいたところですが、このごみ袋、「指定ごみ袋以外での許可を出すのは得策ではない」。これはなぜ。もとを言いますと半透明、透明を使うようにしてはいかかかと、こういうふうな提案をさせていただいた。この分についてはお金も財源も要らんわけです。自分らが買物に行って、スーパーなりホームセンターなりで購入できるわけです。しかも町のごみ袋より安価であります。製品によっては弱い強い、そういうのがありますけども、そういったことから提案させていただいて、町内の指定ごみ袋以外で許可を出すことは、減量に対しての意識が後退するということで、指定ごみ袋以外での許可を出すのは得策ではないということは、指定ごみ袋であったら支援していただけるのか、この辺についてお伺いします。

住民部（村田 健次部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

村田部長。

住民部（村田 健次部長）

すみません。回答のほうで「得策ではない」という言葉を出させていただいたかと思うんですけど、そちらのほうはちょっと言葉自身が表現としてまずかったのかなということで、おわびさせていただきたいと考えております。

ごみにつきましては、これまで住民と行政が一体となりまして、ごみの分別に取り組んでまいってきたところでございます。ごみの有料化がスタートいたしましてもう10年以上なっておりますが、この間ごみの減量化を推進してまいりました。

要望書にありました指定ごみ袋以外でごみ出しを許可することによりまして、ごみのせつかく分別という意識が住民の皆様根づいているところが、実際のところ普通の袋でもええとなった場合に、なかなかそこら辺の意識が、やっぱり減量の部分としてはなかなか後退するのではなかろうかという考えも、我々ございました。

その中で、議員お示しのように、そしたら袋、指定袋であれば忠岡町としてごみのほうを取り組めるのかという点についてでございますけれども、我々のほうとしましても今回コロナということで、住民部といたしまして住民様のほうに何らかの形でできないのかということを検討させていただきまして、全体の中でごみ袋の配布事業ということで上げさせていただきました。しかしながら、優先順位の観点から、今回は全体の事業を見据えた上の中で、今回は実施に至らなかったというところでございます。この点につきましてはご理解のほうお願いいたしたいと思っております。

また、今後につきましては、また2波、3波ということがあろうかと、あるかないかは分かりませんが、懸念される材料ではございます。その中でまた順次検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございます。私は一番取り組みやすいかなというふうに思いましたし、多くの住民の方から広く、誰もが支援を受けられるということで。

例えば30リッター、1カ月4週、5週あるときもあるのかな。大体週2回の収集で9回、収集に月来られて、30リッター10枚入りを使っても、3カ月したとしても金額にしたら900円ですか。だけど、町にとったらやはり世帯が7,800以上の世帯がありますから、やはり800万近いお金、700万少しのお金が、財源が要るわけで、この辺の事情もよく分かります。

しかし、近隣市がどこも。これね、住民の方の声、多かったです。忠岡町は、先ほどのさきの議員の質問にもありましたけど、水道料金の減免とかも、新聞とかいろんな報道でやっぱり情報を得ているわけで、この辺でやっぱり私らにもそういう問い合わせがあるわけでね。そういったことから、なぜうちは取り組めないのかなというところであって。

本当に私、ご近所を監視してるわけやないけど、確実にうちのご近所、今まで1袋しか

出てなかったのが、2袋とか出てたんです。当初この分別の云々でご回答を頂いてますけど、この施策、要望書を出すときに分別よりも心配したのが、そういう袋で作った場合、期限が終わってもまだそのまま出して、当然業者は指定袋でないから収集しないと、こういう現象が起こるんでないかというところを心配したんです。しかし、国難という緊急のときやから、いち早く住民の皆さんに、1人でも多くの方に行き渡る施策としては、支援としてはいいのではないかということで提案させていただいた経緯があります。

町長、この回答、4月30日に、その日に議員総意で作り上げて、議長、副議長のもと、町長のところに要望、多分行っているんです。報告も受けてます。回答が6月2日付けなんです。私のところに来たのはこの2、3日遅れた後ですわ。それは別として6月2日、1カ月正味かかっています。

この緊急事態に、中身についてはいろいろな要望がありましたから、財源の更正、自主財源がない中で、国から示されている創生臨時交付金かが1兆円、私のところにも9,000万ほど入って、今回いろんな形で支援というかコロナに対しての財源更正されています。なるほど中身、よそがやってないことでも、うちはいち早く取り組んでいる部分で、非常に評価される場所もあります。その辺で、町長はよく言います。こんな小さい町は交付税に頼らざるを得ないやということもよく分かりますけども、1人でもできるだけ住民に広く行き渡る支援というのは、このときしかないわけで、なるほど中身を見たら本当に困ってる人に手を差し伸べてます。よく見てはるなというところはよく分かるんです。だけど、何回も言うんですけど、1万7,000、世帯にして7,800ほどの世帯の人が、家庭が何らかの影響を受けてるわけで、この辺について、この住民に広く行き渡る支援について町長はどういった見解をお持ちなのですか。最後に聞かさせていただいて私の質問を終わります。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

町長の意見ということで、私はみんなでこのコロナ感染を、分かち合ってやっていきたいというのが本筋です。それで、本当に大きく困っている人にはやっぱり真剣に向かわなくてはいいけませんけれども、言い方は悪いですが、ばらまきみたいなようなことはやめておこうというのが私の心にありまして、非常に広く皆に行き渡らんような行政が多いわけです。

次に、先ほど来、水、水道の話がありましたが、今度のコロナ対策で「手洗いをしっかりせえ」「マスクをつけよ」と、この2つを盛んに言っていますので、一方、水が要るんだなど、こういうふうな思いで、できるだけお金はつけていかないかと、こういうふうに思っています。

ごみ袋については、正直、私の感覚が悪いかもと自分では思っておりますが、ごみ出し

日にはごみが増えていないんです。廃プラの日にはようさん、再々増えていってますけども、そんなところでちょっと辛抱してもらおうと、こういう思いで、今職員との間に協議しているところです。

うち、今、広域を狙っておりますので、閉めたり広げたり、そんなこともできにくいということで、ごみ減量や、そういうことでお願いしてる中で、今その指定袋以外のものも考えたんですけど、この際一気にたまっているごみを全部出させという意味で言うたことがあるんですが、それもうまくいきませんし、これから始まるレジ袋の問題もありますので、ちょっと今ここは私としては急かさしていないというのが現実です。始末、大分さしておりますので、余ってきたらまた広く、また困っている住民の皆さんには手厚くしていかないと、こういう思いです。今のところ迷いつつ日々生活していると。

4月30日に頂いたのに回答が遅かったというのは、これは早くずっと作っておりましたけど、手続的にはちょっと私のところと離れておりましたので、大変申し訳なかった、こういうふうに思っております。

変な言い方で、終わらないコロナ対策ですが、終わりが見えてきたときには「忠岡町はようやった」という評価を頂くように、終わり良ければ全て良しの対策をいつも考えておりますので、住民の皆さん、恐れ入りますが、辛抱のほどお願いしたいと、こういうふうに思っております。大変申し訳ないです。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

廃プラが増えたというのは、恐らくテイクアウトとかかれて、そういった容器が増えたんだろうと、こう思います。子どもさんもそういったことで、お母さん方も煮炊きするのが大変やから、つついそういった簡単なもので済ましてというやつで、恐らく廃プラが増えたのではないかと思います。

優先順位も往々にあろうかと、こう思います。先ほどもいろんな議員からも、また単純に2波、3波があると、こういうふうなこともありますし、報道でもそういったこともされておりますので、今後ごみ袋に限らず、多く広く住民に行き渡るような支援をしていただけるよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（杉原 健士議員）

以上で、北村 孝議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これをもって一般質問を終わります。

議長（杉原 健士議員）

日程第5 忠議第1号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提出者の三宅議員より提案理由の説明を求めます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正につきまして、趣旨説明をさせていただきます。

令和元年11月頃より中国武漢市を中心に発生し、その後、世界中で猛威を振るうようになりました通称新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、住民生活や企業活動などに深刻な影響が出ております。本町におきましても、国・府と連携し対策を講じているところであります。

しかし、本町の財政についても、今後、多大な影響が及ぼされることが見込まれ、忠岡町議会として感染対策に必要な財源確保に寄与するため、住民の皆様への所得減少に伴う厳しさを共に痛感し、より政務に対して緊張感を持つべく、令和2年7月から令和3年3月までの間、議員報酬の一律5%削減を行い、議会全体で約200万の捻出を行うものであります。

議員諸氏におかれましても、今回の削減の影響を受けず、経済に寄与する心構えで、報酬削減を理由とした消費の削減支出行動をすることなく、従前どおり生活を続けていただきますことを切に願います。

以上を踏まえまして、本条例の所要の改正を行うものであります。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

本件につきましては、質疑・討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、これより忠議第1号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等

条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長(杉原 健士議員)

日程第6 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長: 議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

報告第2号、繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和元年度一般会計予算において計上いたしました(仮称)東忠岡地区認定こども園整備に伴う実施設計等策定事業、都市公園遊具等整備工事、東忠岡小学校第二体育館解体工事に伴う設計監理事業、町立小学校校内通信ネットワーク整備事業及び町立中学校校内通信ネットワーク整備事業について、令和元年度内に事業が完了しなかったため、今般、繰越明許費の確定により繰越明許費繰越計算書を報告する次第でございます。

どうぞ、よろしく願い申し上げます。

議長(杉原 健士議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご質疑ないので、報告第2号を終わります。

議長(杉原 健士議員)

日程第7 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について(下水道事業会計)を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

報告第3号、繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和元年度下水道事業特別会計予算において計上いたしました忠岡町公共下水道忠岡雨水ポンプ場電気設備等長寿命化工事委託及び中央線11分区舗装復旧工事（5工区）について、令和元年度内に完了しなかったため、今般、繰越明許費の確定により繰越明許費繰越計算書を報告する次第でございます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、報告第3号を終わります。

議長（杉原 健士議員）

日程第8 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第24号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）で、3月31日付をもって処分した次第であります。

内容につきましては、歳入予算を組み替えるものであります。

歳入につきましては、第14款 府支出金で、大阪府保育対策総合支援事業費補助金20万円を計上、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金20万円を減額するものであります。

どうぞ、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第9号））についてを採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第9 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正）を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第25号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、町税条例の一部改正で、令和2年3月31日付をもって処分した次第でございます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、たばこ税に係る課税免除の適用における手続の簡素化、その他、項ずれ等の所要の規定の整備を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正）を採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第10 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第26号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）で、4月27日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は3,350万円で、これを補正することにより、予算総額は74億750万円となります。

歳入につきましては、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金3,350万円を計上、歳出につきましては、第7款 商工費で、休業要請・経営継続支援負担金3,350万円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第2号））についてを採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第11 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第27号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第3号）で、5月1日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は17億6,373万7,000円で、これを補正することにより、予算総額は91億7,123万7,000円となります。

歳入につきましては、第13款 国庫支出金で、特別定額給付金給付事業費補助金17億660万円を計上、特別定額給付金給付事務費補助金2,500万円を計上、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金664万6,000円を計上、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金2,300万円を計上、子育て世帯臨時特別給付金給付事務補助金140万2,000円を計上、小学校費で学校臨時休業対策費補助金55万9,000円を計上、中学校費で学校臨時休業対策費補助金25万6,000円を計上、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金27万4,000円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、会計年度任用職員報酬668万8,000円を計上、時間外勤務手当98万5,000円を計上、共済組合102万5,000円を計上、会計年度任用職員通勤手当6万4,000円を計上、職員旅費9,000円を計上、事務用消耗品代72万円を計上、諸用紙等印刷代240万円を計上、郵便料432万6,000円を計上、電話使用料20万円を計上、口座振替等取扱手数料237万3,000円を計上、特別定額給付金給付事業に係るシステム改修等業務委託料231万円を計上、特別定額給付金帳票出力等業務委託料385万円を計上、複写機借上料5万円を計上、特別定額給付金17億660万円を計上、小学校臨時休業に伴う家庭学習支援教材購入費167万6,000円を計上、中学校臨時休業に伴う家庭学習支援教材購入費119万3,000円を計上、郵便料2万7,000円を計上、妊娠女性生活支援臨時特別給付金180万円を計上、児童扶養手当受給世帯等臨時特別給付金195万円を計上、第3款 民生費で、時間外勤務手当18万6,000円を計上、事務用消耗品代1万円を計上、郵便料19万8,000円を計上、口座振替等取扱手数料13万円を計上、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係るシステム改修業務委託料80万3,000円を計上、子育て世帯臨時特別給付金帳票出力等業務委託料7万5,000円を計上、子育て世帯臨時特別給付金2,300万円を計上、第10款 教育費で、小学校費で学校臨時休業に伴う給食費補助金74万7,000円を計上、中学校費で学校臨時休業に伴う給食費補助金34万2,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第3号））についてを採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第12 議案第28号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第28号、忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本町、固定資産評価審査委員会委員田中 章氏は、令和2年7月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第28号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第13 議案第29号 忠岡町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第29号、忠岡町農業委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本件は、農業委員会等に関する法律第9条の規定により、農業委員候補者の推薦及び農業委員になろうとする者を募集し、農業委員会委員候補者評価委員会において評価が行われたので、その結果を尊重し、前川幸一郎氏ほか9人を本町農業委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

どうぞご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長(杉原 健士議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

議長(杉原 健士議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

これより、議案第29号 忠岡町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定しました。

議長(杉原 健士議員)

日程第14 議案第30号 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第30号、忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国家公務員の特殊勤務手当における取扱いが改正されたことに伴い、本町においても新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を設けるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(杉原 健士議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第30号 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第15 議案第31号 町税条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第31号、町税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した納税者等に対する徴収猶予の特例、固定資産税の課税標準に関する軽減措置並びに寄附金税額控除及び住宅借入金等特別税額控除の特例、その他、所要の規定の整備を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

議長(杉原 健士議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

これより、議案第31号 町税条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長(杉原 健士議員)

議事の都合により暫時休憩いたします。16時45分より再開いたします。

(「午後4時33分」休憩)

議長(杉原 健士議員)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後4時45分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(杉原 健士議員)

まず初めに、お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、議事の都合により延長させていただきます。

議長（杉原 健士議員）

日程第16 議案第32号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第32号、忠岡町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症の国内での感染拡大防止の観点から、国民健康保険加入者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、傷病手当金を支給するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

忠岡町の国保条例の一部改正のこの中身は、今、趣旨説明があったとおりであります。対象者は、新型コロナウイルスに感染した給与などの所得の方ということで、被用者と今言っておられましたが、雇用されている方だけであります。国保制度にはこの傷病手当金制度がございませんでした。それを新たにつくるという点では前進だと思います。ですが、対象者が給与の所得の方だけということですので、国保に加入されているのは個人事業主などの事業所得者、またフリーランスの方でしたら雑所得の方もいらっしゃいます。この方々は対象にないということになります。

ですが、やはり公平性ということで、国保に入ってる給与所得者にもこの傷病手当を出すということであれば、国保に加入している方々の間での差別になるのではないかと。やはり同じように出すと、格差をなくすということで、個人事業主、またそういったフリーランスの方なども対象にすべきではないかと思えます。

国のほうは、この傷病手当金、忠岡町が出しますが、10分の10、全額国が負担をしてくれるということで、忠岡町は1円も出さなくてもいいわけです。独自にこの事業所得の方や雑所得の方に出せば、忠岡町が出さなければいけないということになるということで、忠岡町はしないという、そういうことであります。ですが、国は独自にされる分は妨げないということで、そういう事務連絡も来てるはずであります。

で、忠岡町は国保の基金、国保基金というものが2,000万円積み上げております。この予算で給与の方に傷病手当金を出す際には、1人当たり月収大体12万円ということで、140万円の予算という形で組んでおられます。その事業所得の方はどのぐらいかというのは分かりませんが、やはり何らかのお困りの方ですので、感染されたら困るということですので、収入がない方については傷病手当金対象者を、個人事業主やフリーランスなどの方々にも出すべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。担当部長よりお願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、議員仰せのとおり、傷病手当金の制度につきましては、今まで国民健康保険にはなかった制度が新たに創設されるということで、画期的なことであると私どもも思っております。傷病手当金の対象者につきましても、現在、国のほうでは国庫補助金の当たる部分は、議員仰せのとおり被用者の部分でございまして、自営業者さんの部分に関しましては、対象と広げた場合は忠岡町単独で負担しなければならないというところでございます。

この傷病手当金につきましては、社会保険をお持ちの方は全てあるというところで、雇われている側の救済制度でございまして、自営業者等、雇う側の各種制度につきましては、国が行っております持続化給付金制度、大阪府が行っております休業要請支援金、あるいは休業要請外支援金等を利用することが可能でございます。雇われ側の被用者につきましての救済制度は傷病手当金に限られてくるため、被用者が対象となってまいりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

持続化給付金があるではないかと、そういう方々にはと言われますが、万一、持続化給

付金の対象にならない業種等、条件等によってならない場合の方がどこからも補償がないということになりますので、そのような場合には、ぜひその2,000万円の国保基金というため込んでいるそこに、その基金を活用して実施をするということが必要ではないかと。

忠岡町はまだ感染者はゼロであります。ですから、大阪府の休業要請支援金は5月30日まででしたし、休業要請外支援金は6月末までということで、そこまでに何もなければ、対象でなければならないということでもありますので、対象から外れる方もいらっしゃるということだと思います。感染をその後されて、減ったということになった場合は、持続化給付金というんですか、その対象業種でないとか、いろいろ様々なところで、フリーランスの方も対象に拡大されるということになりましたけれども、やはりならない方については、そこは相談に乗っていただきたいということで、窓口での相談、そういったことで検討するという余地をやはり残していただきたいと。もし出てきた場合には、そういうふうに対応していただきたいということで、ぜひご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご相談につきましては、傷病手当金制度は現在のところ難しいとは考えておりますが、後にも出てまいります減免制度等ですね、対応できる制度にできるだけご利用していただいて、ご負担感の少ない形でご案内をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

それと、現在、議員が申しあげました基金でございますが、基金につきましては、国保の財政上の大阪府に納めております納付金等を納めるのが困難になった場合と、あるいは保健事業を展開する場合に利用するという形で一応設置のほうはしておりますので、そちらのほうも併せましてよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

相談ぐらいには乗っていただきたいなというふうに思います。

で、減免制度は減免制度で、給与の所得の方も減免制度で減免されるので、やはり同じ国保に加入されている、同じように高い保険料を払っている方に、このように受けれる受

けないという、そういう保険の中で差をつけるというのは、やはり平等性を欠くものではないかというふうにも思いますので、今後そういう対応もぜひしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第32号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第17 議案第33号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第33号、忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した保険料の納付義務者に係る保険料の減免の特例を規定するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第33号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第18 議案第34号 忠岡町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第34号、忠岡町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、後期高齢者医療保険加入者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給申請書の受付事務を、本町において行う事務に追加するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第34号 忠岡町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第19 議案第35号 忠岡町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第35号、忠岡町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、令和2年度からの消費税率10%引上げの満年度化による、低所得者に対する介護保険料軽減強化の完全実施を図るため、また、新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免の特例を規定するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

議長(杉原 健士議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

これより、議案第35号 忠岡町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長(杉原 健士議員)

日程第20 議案第36号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第36号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

本件は、大阪広域水道企業団が共同処理する事務に、2市2町の水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、本規約を関係市町村との協議により変更するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(杉原 健士議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

議長(杉原 健士議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

これより、議案第36号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長(杉原 健士議員)

日程第21 議案第37号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第37号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げ

げます。

今回の補正予算額は、1億3,888万円の減額で、これを補正することにより、予算総額は90億3,235万7,000円となります。

歳入につきましては、第13款 国庫支出金で、低所得者保険料軽減負担金590万9,000円を計上、社会保障・税番号制度システム改修補助金198万円を計上、子ども・子育て支援事業費補助金10万2,000円を計上、保育対策総合支援事業費補助金150万円を計上、小学校費で学校保健特別対策事業費補助金14万3,000円を計上、中学校費で学校保健特別対策事業費補助金7万3,000円を計上、第14款 府支出金で、低所得者保険料軽減負担金295万4,000円を計上、教育支援体制整備事業補助金50万円を計上、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金2,594万1,000円を減額、第20款 町債で、認定こども園整備事業債1,350万円を計上、清掃施設整備事業債1億7,960万円を減額、第21款 法人事業税交付金で、法人事業税交付金4,000万円を計上。

歳出につきましては、第1款 議会費で、議員報酬158万8,000円を減額、議員期末手当44万1,000円を減額、第2款 総務費で、総合行政システム（児童手当）改修業務委託料15万4,000円を計上、総合行政システム（社会保障・税番号制度）改修業務委託料198万円を計上、第3款 民生費で、低所得者保険料軽減繰出金1,181万7,000円を計上、感染症対策消耗品代50万円を計上、感染症対策備品等購入費補助金100万円を計上、西区ふれあい公園遊具等撤去工事800万円を計上、（仮称）東忠岡地区認定こども園新園舎周辺樹木伐採業務委託料1,500万円を計上、第4款 衛生費で、会計年度任用職員報酬241万円を計上、会計年度任用職員期末手当22万8,000円を計上、会計年度任用職員通勤手当10万円を計上、町立忠岡斎場2階和室エアコン設置工事37万7,000円を計上、クリーンセンター整備運営管理委託料75万5,000円を減額、クリーンセンター各機器更新等工事1億7,966万2,000円を減額、第10款 教育費で、小学校費で感染症対策消耗品代100万円を計上、中学校費で感染症対策消耗品代50万円を計上、幼稚園費で感染症対策消耗品代50万円を計上するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、認定こども園整備事業債1,350万円を追加、清掃施設整備事業債において限度額を3億7,400万円に変更するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

歳出のほうで、先ほども一般質問で行いました西区ふれあい公園遊具等撤去工事について、追加質問いたします。

住民の方から1通お手紙を預かっていますので、それを読ませていただきます。

「西区の公園がなくなると、とても困ります。あそこにはいつもたくさんの人たちが集まって遊んでいます。しかも、この辺りの大きな遊具のある公園がありません。これからどこで遊ばいいのですか。なぜなくそうとしているのか、理由を教えてください。お願いします」。

住民の方からこういった声が届いておりますので、お答え願えないでしょうか、お願いします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

先ほど一般質問でご回答させていただきましたことと同じご回答にはなりますが、これまで長きにわたり、地主である賃貸人のご厚意により安価な金額で町へお貸しいただき、児童遊園として使用しているところでございしましたが、このたび地主さんのほうから、4月22日に返却のお申し出がございました。お話しいただいたときには既に売却を検討されているということでございました。

現在の忠岡小学校区におきましては公園が少ない状況を説明し、引き続き賃貸借契約の継続をお願いいたしましたが、賃貸借契約の継続は考えていないとのことでございました。「ただし、町が購入を検討していただければ優先したい」とのお申し出がございました。部分購入ではなく一括購入をということで、ご希望でございました。金額につきましては、不動産の査定額である路線価での購入をご希望されておりました。

土地の賃貸借契約第3条に「賃貸借期間中において賃貸人が当該土地を必要とする場合は、その必要とする日の6カ月前に相手方に申し出るものとする」こととなっており、「町が財政的に購入ができないとなった場合は6カ月を待たずして返却できないか」と言われるぐらい、早期の返却のご希望がございました。

町の対応といたしましては、購入の検討を試みました。起債等を活用して取得する、補助金等を受け、取得する、基金を活用するなど何とか購入できる方法はないのかと検討を行いましたが、今回の場合においては短期間に結果を出さなければならないことから、起債が申請できる時期でないことや補助金等の活用ができないこと、また、令和元年度、9,000万円財政調整基金を取り崩したこと、今後予定している公共事業等の実施や新型コロナウイルス感染症による今後の税収入減などによる今後の町財政への影響、いつ起

こるかもしれない地震や台風による災害等を考えると、基金の活用も難しいことから、誠に残念ではございますが、購入することを断念する結果となりました。

賃貸人には5月18日に来庁していただき、購入できない旨をお伝えし、返却期間は強い希望である申し出から6カ月である10月に行うことを決定したところでございます。

本町におきましても、本来でございましたら撤去費等をこの6月議会に上げ、9月議会に工事等を上げていくのが本来の順序ではございますが、お急ぎということでございましたので、設計につきましても本町の建設課において設計を行い、そして今回の6月議会に合わせて補正を上げたというところでございます。

子どもたちの、町の今現在ございます西区の公園をなくすということにつきましては、本当に私たちも忍びない、長年子どもたちの遊び場として利用していただいている公園であるということは重々承知をしておるところでございますが、何分本町の財政的負担を考えますと、一括でのご購入ということであれば本町の負担は、今後起こり得る影響等を考えますと、今すぐ購入ということにつきましては考えることは大変難しいという結果を出しまして、苦渋の決断をしたところでございます。

以上でございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

先ほどの一般質問と同じ答弁ということで、実際、これ書いたものがあります。こちらは先ほどのこと、そのまま読むんですけども、そこで遊んでいる公園の子が書いたものがあります。先ほどの答弁であれば、その子どもに対して、そういう説明では恐らく分からないと思います。こういった子どもたちに心のケアも含めて、忠岡町はどのような形で説明とか話をしていく予定はありますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

子どもたちに説明をということでございますが、住民説明会等は一応予定はしておりません。あとは広報なりホームページ、チラシ等を作ってお知らせする等が、最大できることであるかなと思われまます。お子さんたちですね、どうしたらいいんかということであるかと思うんですけども、あと町の代替という形でほかの公園に分けて行っていただく、あるいは東の地区からも西区へ行かれていますということでしたら、西区の方が東地区の公園を利用していただく等ですね。心のケアといいますと、どのようにしていったらいいのかということも、私たちも今すぐは分からないところでございます。公園に出かけていっ

て、子どもたちに声をかけて、「こうやから、こっちへ行ってね」とか「こういうふうにしていくから、こうしてね」と言うことぐらいでしたら私どもができることかなとは思っておりますけれども、どのようなことをすれば子どもたちのケアにつながるのかということで提案いただきましたら、町が対応できることについてはしてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

なかなか子どもたちに説明するというのは、多分私でもなかなか説明しにくいところがあるので、今回がそういった問題であるということは知っててもらいたいと思います。

もう1点だけ質問させていただきます。今回、こういう形で地主の方から返還依頼があったということで、今回のこの対応になったと思うんですけども、本当に忠岡町がこの西区の公園を持続して、もっと公園を持続していきたいのであれば、本来もっと前から土地を買い取る計画を策定して、子どもたちの遊べる環境をつくっていったらよかったと思いますけども、その点に関しては何かございますでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

その点につきましては、本当に長きにわたりご厚意により貸していただいておりますので、私どももきちっと計画を立てずに過ごしてきてしまっておりましたところにつきましては、反省すべきことではないかなというのは認識しております。今後は計画的に計画に組み入れて、借地の部分ですね、検討してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

他に、ご質疑ありますか。

6 番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

西区のふれあい公園の遊具撤去工事に関連して質問いたします。

一般質問でも我が党の二家本議員が質問をさせていただきましたが、その用地を買えないという理由ですね。お金があれば買うということだったと思いますが、買えなかったという、その買えない理由が、まず2つ言っておられました。

1つは、新型コロナの影響で税金の収入ですね。税収が減収になるという、その心配であるということと、もう一つが、今後実施予定の公共事業というものが控えているから財政調整基金は取り崩したくないということだったと思います。だから財政問題が、この西区のふれあい公園を買い戻すことができないという理由だということでもあります。

町長は西区のこの公園ね、子どもたちのためにやっぱり買いたかったと思うんです。ですが、本町の財政状況を考えて、断腸の思いで返還というふうに決められたのだというふうにも思います。しかし、公園をなくさないでほしいという子どもたち、住民の方々のそういった声に大変悩んでいらっしゃるのではないかというふうに思います。

それはやはり町長が今、そこの町長席に座っておられる16年前、やはり住民本位の町政をやっていききたいということで、岸和田市との合併をやめて忠岡町単独でやっていこう、忠岡のことは忠岡の町民で決められるようにしたいという、その住民本位の町政をしようということで、火中の栗をですね、財政が大変厳しい中でありましたが、されたということでもあります。

忠岡町の財政が大変だという理由は、皆さんご存じのこのシビックセンターを、バブルが崩壊した後にこれを建てて、建設をしたというところで、毎年3億円以上の返済というものを約20年以上しないといけないというところの、この財政の問題というところで、交付税が20年間ずっともらえるのを最初の10年で全部もらおうというところでの、あとの後半が大変であったというところもありましたが、これだけではないんです。

ちょうど合併問題が、平成の大合併が起きるときと同時に、三位一体の改革ということで国の国庫補助金を廃止・縮減して、そして地方交付税は見直しというのは減らす、そして国から地方への税源移譲を同時に行う三位一体の改革で、これで全国の地方自治体が大変になったという、結局は地方にお金が来なかったというところが、さらに厳しい状況になったというところが一番大きな、財政が厳しくなったという原因であります。

その中で、町長になられて、三大事業をしないといけない。忠岡病院の処理ですね。負債が大変な3億円以上の負債があったという、その処理をし、そして、あと何だっけな。塩漬けの土地の、東洋紡の跡地の開発協会のこれの処理。そして、小・中学校の校舎の耐震化という、この三大懸案事項が、これができないから忠岡町は岸和田市と合併するんだということでしたけれども、1個1個、ぼちぼち何とかみんなで知恵を合わせてやっていこうということで解決を、町長さん、してこられたんです。「これ、全部やったら夕張市になりますということだから、岸和田市との合併なんだ」と言ったけども、いろんな、職員の給与のカット、そして欠員不補充、さまざまな住民のサービスも、住民も我慢しましたけど、カットしました。

そして町長さん、午前中も答弁されていましたが、町長の給料を3割カットして、そして退職金、4年に1回町長は退職金をもらえるんですが、1,700万ずつ。それを返納する、もらわないということで、これで町長は10年間で約7,600万つくってきました。土地を買えます、これでというぐらいしてます。

そして教育長も、現在の教育長も給与1割カット、退職金は受け取らないということで、歴代の方からしたら4,000万円近くを10年間でつくってこられたということで、かなり努力はしてこられたと。

様々な努力もいろいろ、団体の補助金もカットという、そういったこともいろいろされながら、その中で中学校給食も実現しましたし、そして小・中学校の教室にクーラーも、エアコンも付けてきたという、大変ウルトラCというか、本当によくやってきたなという努力をしてきて、消防署も建て替えましたね。されてますけども、それは前からですけど、そういった本当に財政が厳しい状況の中でもやりくりしてここまで、財政調整基金がゼロになったときもありました。実質収支がゼロになって、マイナスになると、健全化団体になると、黄色信号のという、そういった状況まで来た中でここまで頑張ってきたというところがあります。だから、それで何と10年間で35億円つくってきたんですね、忠岡町。

そういった努力をしてきたという、その経験を持った職員さんも少なくなってきました。議員ももうほとんどいなくなりましたが、今この大変な、国難と言われているコロナの状況の中で、また、同じような課題が出てくるということもあり得るかもしれません。だから、ここをどう乗り切っていくかというところの、やはり職員、住民、そして議会も町長も一緒になって、これは考えていくべきときではないかと。みんなでこの西区の公園を買い戻す、この7,000万円がつかれないかというところも一度議論をしてみてもどうかというふうに思います。

いろいろと、今回の補正予算で国からの地方創生臨時交付金9,000万円、約ね、来ましたので、それでいろいろと差引きしたり減額したりしたら、財政調整基金を今年は2億7,000万円、当初予算で取り崩している分の、5,900万円程度を戻すことができたという説明がありました。そういったいろいろやりくりをして7,000万円を何とか捻出する、そういったことも考えるべきではないかというふうに思います。そういったことで財調を取り崩して、そこにどうやって戻していくかという、そういう知恵をやっぱり出していくべきではないかと思います。

そこで、お聞きしたいというのは、こういった大変なときだからこそ、そういう知恵を働かせる。そして、一番は公共事業を見直してきました。公共事業をあまりしませんでした、忠岡町。ですが、今度はコロナで大変で減収するのに、公共事業を今までどおりそのままですでは、ちょっとこれは乗り切れないんじゃないかと。公共事業についてもやはりコロナで減収で大変で、財政調整基金を取り崩したくないという、それはちょっと通用

しないのではないかと、行財政運営上。公共事業を一たん、またそういった点で規模、時期、またそういったことも見直しを求められるのではないかというふうに思いますが、忠岡町ですね、公共事業の見直しについてはコロナウイルスのこの関係でどのように考えておられるのか。これは行財政運営のところで聞くしか、公共事業は各課にまたがってますので、公室長さんにその点お聞きしたいと思いますが、公共事業の見直しについてはどのように考えておられるのか、ご答弁いただきたいと思います。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

議員仰せのとおり合併破談後、財政健全化をしまりました。あの病院の廃院ですね。また公民会館の土地売却など、住民の方々にも身を切る改革をさせていただきました。ただ現在、今の町の運営を考える中で、今後大きく健全化できるようなものもなくなってきております。また、このコロナの感染でリーマンショック並みの、それ以上の経済不況が訪れるのではないのかという世間一般の報道もございます。

そういう中で、公共事業の整備の見直しというところで、今現在、こども園の整備の計画をしているところでございます。ただ、東の認定こども園につきましては、計画から1年延長させていただいております。また、計画のほう、コンサルを入れまして整備計画など現在進行中でございます。また、国の交付金をもらいに行くために整備計画もしているところでございまして、これをさらに延長するとなりますと、今までの施策、ただ、また1年後、2年後になりますと再度整備計画のコンサルを入れて設計し直すと、そういった業務負担、また支出の負担が上乗せしてまいります。

また、東のこども園につきましては、当初は待機児童の解消というところで幼保一体化を進めてきたところでございます。また、現在の東忠岡幼稚園、東忠岡保育所につきましても施設の老朽化が見込まれますので、今後そういった分もでございます。さらに、小・中学校の大規模な改修も今後していくことも想定されますので、事業の見直しにつきましては今までどおり進行をしていきたいというふうに考えております。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

必要な公共事業については、それは必要なもので、耐震化とか様々なことは必要だと思います。しかし、住民の暮らし、またそういった行財政運営に影響を与えるようなことはな

いすねということで、「大丈夫です」と言って8億円の事業費のこども園、東地区のこども園、忠岡町の実質の財政負担が4億4,000万ということですが、4億4,000万がだんだん、以前はそうでもなかったけれど、今は大変な負担なのかなど。その辺が私もちょっと資料とかもないので、それはそれで必要であれば、そこはやるのであればそれ以外で、どこでどういうふうに出して行くのかということで、やっぱりいろいろ行財政運営をもっと。最近ちょっと忠岡町、財政が良くなってきた、シビックの返済が終わったから少しちょっと緩んできて、いろいろな事業をしようかというふうになってきつつあるところはあると思いますけれども、そこはきちんと見直しをする。

そして、ずっと議会で言わしていただいております入札制度ですね。契約の制度の、やっぱりこれを見直しをしないと、大盤振る舞いはやっぱり駄目だと。やはりその入札制度の改善についてももう一度、やっぱり行財政の見直しということをかけないといけないところに、財政課は当然していると思いますけれども、そういったことをしないといけないのではないかとこのように思います。

ということで、そういったやはり7,000万円というか、そのふれあい公園の買い戻しをするための予算をどのように捻出をするのかという努力もぜひ、今後の行財政運営、入札制度も含めてちょっと改善をして、つくっていただきたいと思いますが、そのような努力についてはどのようにお考えでしょうか。これもちょっと行財政運営なんで、公室長さんですね。よろしくお願いします。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

今までも行財政改革に取り組んでまいりました。今後も引き続き行財政改革に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

行財政改革に取り組むということは、入札制度の見直しですね。最低制限価格の事前公表も忠岡町だけがしていない。そして、いつも高い値段で、そして指名競争入札で、非常に談合の防止という点では疑問が残るところで、他市がやっているそういった契約制度ですね。入札制度の見直しというところを、ここは忠岡町、遅れているので、こういったところもぜひ見直して、財政を、その公園の買い戻しのための予算をつくっていくという、そういった努力について、町長ですね、もう3回目ですので、町長ね、どのようにお考えでしょうか。公園の土地を買い戻しをするための捻出というところでの見直しです

ね。入札制度の見直しや様々な見直しについてどのようにお考えでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

買い戻しに向かって一直線は、もう無理です。それはできません。それはいわゆる資金繰りですね。町債発行もできませんし、また計画を前もって持ってやっておったならば、それはそれなりにいけるとは思いますけども、今日この場においては、買い戻しとかお金を調達するとか、そういうことはもう絶対今考えられないのでね。

というて、誰か宝くじに当たったら出してくれると思いますけども、それは天から何か幸運もあるかも分かりませんが、今ではそういう今の歳入歳出の状態の中にあっては、金はできない。その代わりこの何年か、特にこれを返した、29年からずっと積み立てられてるように、また令和2年で積み立てられますし、3年来たらまたたまっていきます。そういう行革をしてくれていますのでね。そんなさなかで1億円ためるとなると、ちょっと私としてはギブアップです。今ここで金をつくり出すということは、そういう言葉を使うような場に出席しません。もうギブアップです。

6番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

最後に。

6番（是枝 綾子議員）

一言。私たちは住民の方の声を届けて、そしてその願いを行政に届けていくということで、その実現のために引き続き頑張っていきたいというふうに思いますので、町長さんのほうもご努力いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

他に、ご質疑ありますか。勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

私からも何点か質問させていただきます。先日の全員協議会でも質問したかったんですけども、時間が押してましたので、こちらの場で質問させていただきます。

まず1点目なんですけれども、価格の妥当性というところで、地主さんが希望されている買取り価格というのが路線価ということで伺ってますけれども、その価格というところで不動産鑑定士とかによる査定というのはされてないか。されてないということなんですけれども、されたほうがいいんじゃないでしょうかと。地主さんとの交渉になるかもしれませんが、税金という性質上、路線価か不動産鑑定士による査定額か、どちらか安いほうで買取りさせていただくということではどうでしょうかということも検討されてはどうかという点が1点。

2点目ですけれども、代替地という部分につきまして、私のほうが一番心配というか懸念するのが、この西区のふれあい公園というのが地震のときの一時避難場所に指定されているという点です。防災担当課のほうに確認しましたがけれども、この土地返還後の一時避難場所としての代替地は見つかっていない、ないというふうに聞いています。ですので、町としては、このままありませんでいくのか、何か予定、計画があるのか。地震の際に建物の倒壊、崩落を避けることができるという目的で、この西区の公園、一時避難場所に指定されてたわけですけれども、その同じ目的を満たすことができる一時避難場所の代替地について、今後のめど、予定とかちょっと教えていただきたいという点。

次の点は、子どもの健全な発達、教育面の影響についてちょっとお聞きしたいんです。私のほうでも従前から、子どもが遊びの中から学ぶことが多いという、遊ぶことの重要性という観点から、3月の予算委員会の場においても公園の充実、特に公園遊具の充実というところは、要望といいますかお願いさせていただきました。で、していただけるのかなということで期待をしてたんですけれども、今回こういうことになってますので、ちょっと「えっ」という感じなんですけれども、公園というのは子どもの健全な体、心、そして脳への発達、成長に不可欠です。

忠岡町も子どもの学力向上に日々取り組まれていますし、学力向上を目指して様々な取組もされています。そんな中で、子どもの成長・発達に非常に不可欠な公園を、こんなにいとも簡単に手放すというかなくしてしまうというところに、ちょっと矛盾といいますか、忠岡町の教育理念が見えないんですよね。

なので、今回、この西区の公園がなくなることで、やっぱり地域の子どもの遊ぶ場所がなくなると。先ほどのお手紙にもありましたけれども、遊ぶこと、子どものときにどういう環境を過ごすかでやっぱり後の大人、どういう大人になるかというのがかなり影響を及ぼされるので、遊ぶ場所、公園がなくなるということの、子どもの発達・成長ですね、ひいては学力向上にもつながるんですけれども、そこら辺どういう影響を考えておられるのかという点が1点。

あと、最後1点ですけれども、実際この公園が突然なくなってしまうということについては、住民さんも私たち議会のほうも寝耳に水ということで、突然議案の事前レクで知ったわけですけれども、本当は私ももう1個質問でね、発注・契約をもっと本来の法令に基づいた公正さと価格の競争性というのを重んじる発注・契約に町がかじを切れば十分税金は浮いてくると思ってるんです。買取りもできると思ってますけれども、町長は「そういうふうにかじは切らない」と先ほど答弁されてたので、どうしようもないのであれば、住民の方にとってはこの公園、西区の公園がなくなるというのは、子どもの遊び場もそうですし、お母さん方の交流の場所でもありますし、子育て世代以外でも憩いの場であったり、先ほどの一時避難場所であったり、生活の一部になっている場所です。その生活の一部を突然失うということについて、やっぱり町はもうちょっと真摯に向き合っていた

だきたいと思うんです。

行政というのは、首長さんも職員もみんな、住民に雇われて住民のために仕事をするのが職責です。一番重んじるべきはやっぱり主権者たる住民だと思うんですけども、今回の件は主権者たる住民の声を完全に無視していると思います。

今回こういうふうには、どうしても手放しますと、公園をなくしますというのであれば、先ほど来から東部長さん「説明会、しません」ということでお答えされてますけれども、やっぱり丁寧な説明、住民への説明は最低限度必要だと思います。やっぱりこういうことになったら、私個人ですけども、やはり住民に対して「このような結果になってしまって申し訳ない」と、せめて一言ぐらい、西区の公園存続を望む地域住民の方に町長から一言ぐらい謝罪といいますか、されてもいいんじゃないかと思っています。

忠岡町の今回の姿勢が、地主さんのことはかなり心配されてるんですよ。先ほども地主さんに迷惑かかったらいかんと。地主さんに迷惑がかかったら駄目なのは、それは当然です。迷惑がかかったら、かけるべきではないというのはそのとおりなんですけれども、町の答弁、町長も含めて聞いてますと、住民という存在が見えないんです。なので、皆さん方が一番重んじなければならぬ、気にかけて、何のために仕事をしてるか、住民全体のためというところをもっと意識していただいて、住民の理解を得る努力をなぜしようとしないのか。住民に対する誠実さとか真摯さが無いように思います。

ですので、まあ繰り返しになりますけれども、説明会がいいのか、どういう形になるのかはちょっと考えていただいたらと思いますけれども、コロナもありますし、でも、やっぱり住民が困るという状況をつくってしまっているのは町のこの行政なので、そこは丁寧に住民に説明はすべきだと思いますけれども、いかがですかということで、ご答弁お願いします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

住民説明会をすべきであるというところで回答させていただきたいと思います。おっしゃるとおり私どもも公園を簡単になくしていいと思っているわけではございません。いろんなことを検討した上で、もう仕方がないなというところで、一括でということでもございましたので、部分的に購入できないかというところも検討はしたところでございますが、かなりお急ぎになられていたということもございまして、結果こういう状況になった次第でございます。

説明会については、コロナのこともございますし、地主さんのこともございますので、説明会については今のところ考えてはおりません。それに代わるものとしてホームページ等で、今回のこの西区の公園をなくすに当たった経緯ですとか、最終的には財政状況の観点からというご説明になることにはなるんでしょうけれども、それと「代替りの公園はこ

こへ行ってください」とかというような形でのお知らせということは、ホームページに載せることは可能かなと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

一時避難所につきましてご答弁させていただきます。

西区ふれあい公園につきましては、災害発生時における一時避難所として指定しておりますが、想定する災害につきましては地震発生時における余震などの二次災害に備え、一時的に自主避難する場所であり、津波や浸水発生時における一時避難場所としての想定はしていないところでございます。

また本町では、一時避難場所については西区ふれあい公園のほか全部で20カ所を設けており、自由に入出りができる場所、いわゆるオープンスペースを一時避難場所としているところでございます。代替地につきましては、現在のところ全く白紙の状態でございます。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

外で子どもさんが遊んでいくという中において、公園というのが非常に大切だという部分については当然のことでございます。

今回の件につきまして、教育委員会としましても非常に残念なところではございますが、最終的に町としての判断という形でこういう形になっておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

先ほど来からほかの議員の方々も同じような質問をされてるので、もう繰り返しは質問しませんけれども、やっぱり公園がなくなるというところで、子どもさんへの影響というのが危惧されます。役場の皆さん方にもちょっとお願ひしたいところは、発注も全部含めてですけれども、行政にとって首長、公務員にとって住民というのがどういう存在なのかというのをもう1回ちょっと考えていただきたいと思ひます。何か部外者みたいな感じで思われているかもしれないんですけども、自分たちにとって住民、主権者たる住民とい

うのがどういう存在なのか、その住民のために何をすべきかというところは、常に頭に置いて取り組んでいただきたいと思います。

もうこれで結構です。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）についての議案について、反対の意見として発言したいと思います。

先ほど質疑応答でもありましたように、西区のふれあい公園は子どもたちにとってとても大事なところであります。もう繰り返しになりますが、あまり言わないですが、まずは住民からの存続の要望が強いこと、2つ目に代替地が、時期、広さも含めてまだ不明確であること、3つ目、忠岡町の未来のためにお金を置いておいて、今を切り捨てること、この3点において私は反対意見としたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

12番（森 政雄議員）

はい、議長。

議長（杉原 健士議員）

森議員。

12番（森 政雄議員）

この件は、先ほどから町長が答弁してはるように、地主さんのご厚意で50年の長きにわたって貸してもらっている土地でございます。これは今までにもたくさんあったと思いますけども、忠岡のためと思う、先人の方々の貴い厚意です。これが130年の長きにわたり、グレート忠岡、偉大な忠岡の歴史です。それが、最近は時代が変わり、考え方の変わりによって地主さんが「ひょっとしたら先祖代々の土地が戻ってこないのではないのか」と危惧していると私は思います。ここは長い間お借りして、最大の謝意を込めて返すべし。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

反対の討論であります。

この一般会計の補正予算には必要な予算も含まれておりますので、全部を私たち否定するというものではございません。ですが、この一番はここの西区のふれあい公園の遊具の撤去工事が入っているということでありますので、そこはやはり撤去しないでほしいという、そういったお声があるということで、これはちょっと認められないということであります。

地主さんを別に私たちは責めているわけでもなければ、地主さんのご厚意で本当に貸してきていただいて、本当に感謝を申し上げます。地主さんが買ってくれ、できたら買っていただきたいと、一括というところで、忠岡町の財政状況が一括でちょっと買えないということではありますが、財政調整基金は今現在は4億を超える調整基金があるということで、それをちょっと取り崩すということが財政上の判断でできないということでもありますので、現金が全くゼロ円ということではないということでもありますから、その辺りの財政のやりくりというところについて、その努力というものももっていただきたかったというふうに思います。

やはり公園というのは、先ほど勝元議員が質問されたように、子どもたちの成長、発達にとっては本当に大事なところというところで、教育委員会は本当に残念だというふうに思っていると思います。そこはやっぱり財政のほうがしっかりとそこを、どういうふうにして子どもたちのためというところで努力、もう少しいただきたかったというふうに思います。引き続きこれはやはり買い戻すということを強く求めて反対をいたしま

す。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第37号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第37号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（杉原 健士議員）

起立多数であります。よって、本案は可決されました。

議長（杉原 健士議員）

次に、日程第22 議案第38号 令和2年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第38号 令和2年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、57万5,000円で、これを補正することにより、予算総額は19億4,641万8,000円となります。

歳入につきましては、第1款 国民健康保険料で、一般被保険者国民健康保険料現年分

25万5,000円を計上、第4款 府支出金で、特別調整交付金分32万円を計上。

歳出につきましては、第2款 保険給付費で、傷病手当金32万円を計上、第5款 保健事業費で、保健師等報酬96万円を計上、管理栄養士等報償費72万円を減額、会計年度任用職員通勤手当1万5,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第38号 令和2年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第23 議案第39号 令和2年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第39号 令和2年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、歳入予算を組み替えるものであります。

歳入につきまして、第1款 保険料で、特別徴収保険料1,082万4,000円を減額、普通徴収保険料99万3,000円を減額、第7款 繰入金で、低所得者保険料軽減繰入金1,181万7,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第39号 令和2年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）につ

いてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

既にご配布いたしております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局長より、報告させます。

議会事務局(柏原 憲一局長)

議長。

議長(杉原 健士議員)

局長。

議会事務局(柏原 憲一局長)

令和2年第2回忠岡町議会定例会追加議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第24 意見書第4号 新型コロナウイルス感染症対策のため教育条件の抜本的な強化を求める意見書の提出について

日程第25 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長(杉原 健士議員)

日程第24 意見書第4号 新型コロナウイルス感染症対策のため教育条件の抜本的な強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局(柏原 憲一局長)

議長。

議長(杉原 健士議員)

局長。

議会事務局(柏原 憲一局長)

意見書第4号、新型コロナウイルス感染症対策のため教育条件の抜本的な強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、新型コロナウイルス感染症対策のため教育条件の抜本的な強化を求める意見書を提出する。

令和2年6月19日提出

提出者 忠岡町議会議員 是枝 綾子

賛成者 同 二家本英生

同 同 河野 隆子

新型コロナウイルス感染症対策のため教育
条件の抜本的な強化を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症拡大により、全国一斉休校要請が出され、長期にわたって休校になった。それにより、学習の遅れと格差の拡大が起これ、子どもたちが新型コロナによるかつてない不安とストレスをため込んでいる。

学校再開にあたって、学校の感染症対策は重大な矛盾に直面しています。政府・専門家会議は、「身体的距離の確保」として「人との間隔はできるだけ2メートル（最低1メートル）を空けること」をよびかけていますが、「40人学級」では2メートルはおろか1メートル空けることも不可能だと指摘しています。

子どもたちの学び、心身のケア、安全を保障するために、十分な財政投入で対策を強化し、以下についての措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 子どもへの手厚く柔軟な教育のためにも、感染症対策のためにも、20人程度の授業をできるように、小中高の教員を10万人増員されること。
- 2 教室確保のため、国の責任で財政措置を講じられること。
- 3 学習の遅れやストレスを抱えている子どもへの心身のケアのため、スクールカウンセラーや学習支援員を増員されること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月19日

泉北郡忠岡町議会

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

提出者に代わり趣旨説明をさせていただきます。

今週から分散登校から通常登校になりまして、通学途中での子どもたちの元気な声が聞けるようになりました。

しかしながら、長期の休校によって、かつてない学習の遅れと格差が生まれています。一人一人の子どもに丁寧に寄り添い、心のケアにしっかり取り組む手厚い教育が必要ではないかというふうに思います。

例年どおりの授業をしようと詰め込みを行うと、子どもに新たなストレスを与えてしまうとして、子どもの実態から出発する柔軟な教育が必要であるというふうに思います。

学校での感染拡大防止として政府が求めております2メートルの間隔を取るためには、1クラス20人程度にしなければなりません。教員10万人増を実現して、それを全国の多人数のクラスに配置すれば、全国的にはほぼ20人程度の授業が可能になります。

先日、通常登校になって、九州のある小学校では6人の児童がコロナの陽性が出たと、そのような報道がされておりました。せっかく通常登校になってもやっぱり密がありますと避けられないのかなというふうにも感じております。

小中高校に教員の10万人の増員と、養護教員を初め教職員、学習指導員などの10数万人の増員、これをするためには予算として大体1兆円規模の予算でできるということがあります。また、この20人程度の教室にするには、教室確保が足りないという学校も出てくると思います。

しかしながら、今、少子化でございますので空き教室もあるというところで、空いているところは柔軟にそこを使うと。またプレハブ棟みたいな感じで教室を建てないといけなところは、国の補助金で充ててもらおうと、そういった手法が必要ではないかというふうに思います。

ここにも書いてありますように、子どもたちの学び、そして心身のケアや安全を保障するために、十分な財政投入を国に対策を求めたいというところでもあります。ぜひ、この忠岡町議会でもご賛同をお願いしたいというふうに思います。

趣旨説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ありませんか、

（なし）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

私は、この共産党提出の意見書には反対の立場で討論させていただきます。

少人数学級の推進ということについては、私も含めてどなたも異論はないと思いますし、賛成であると思います。ただ、全学年的に35人学級すらまだまだ及んでいない中、いきなり20人学級というのはかなり性急であると思いますし、現場においても混乱が生じるものであると思います。

特にこの1番の項目、10万人もの増員についてですけれども、退職された方の再雇用とか、臨時教員免許の要件緩和とか、あと学習指導員としての学生さんですね。大学生さんの活用とか、そういうことをしなければ10万人というのは確保できないと思うんですね。

今後、学校現場においてこのような感染症のような非常時においては、イレギュラーな場面での対応をしなければならぬ場面がたくさん出てくると思います。そういうときにこそ必要とされるのは高い専門性であり、現場を離れてしまってかなりたつ方や、また経験の少ない人材が学校の現場にたくさん入るということは、逆に混乱を生じさせてしまうというふうに思いまして、この共産党提出の意見書には反対をさせていただきます。

議長（杉原 健士議員）

他に。

6番（是枝 綾子議員）

賛成討論。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

少人数学級の推進には賛成だけれどもというところなんです、やはりなぜこのコロナウイルスの感染を拡大を防止するために、ソーシャルディスタンスとか間を空けてとか言うてるんですが、学校は子どもたち密に今なってると思うんです。それを何とかしたいというところでこの意見書を出しているわけなんです。

大人は間を空けてみんな座って、子どもは「うん？」って、それはちょっと。これはやっぱりそうするためには先生を増やしてクラスを増やすしかないんじゃないかというところで、一度に一気にできなかつたとしても、やはりそれに向かって少しずつ努力をしていくということが大事ではなかろうかというふうに思います。

少人数学級の推進だけでなく、やはり心身のケアのためのスクールカウンセラーとか学習支援員という、そういった方もいると思うんです。大人の方でも今、在宅ワークとかで「コロナ鬱」という状況が今起きていて、まあ本町の職員さんはどうなのか分かりませんが、在宅ワークじゃなかったと思いますけれども、やはりそういった家にはった方というのがなかなか体調を崩していらっしゃるから、子どもはもっと体調を崩しているかと思えます。

そういった子どもにも手厚いやはりケアとか、そういう学習の遅れている子ども、格差がありますので、そういったきめ細やかな、優しいそういう教育をしていこうという、優しい意見書なんですけれども、それについてゼロか100かということではなく、やはりこれは国としても、子どもたちにもこういった間を空けて、ゆったりと安全な環境をつくりましょうという要望書、意見書でありますので、ぜひこれは賛同を皆さんしていただいて、子どもたちにいい環境をつくっていこう、大人だけいい環境じゃなく子どもも、子どもたちにいい環境をつくっていこうと、感染の心配がないようにしようという意見書ですので、ぜひご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

賛成討論とします。

議長（杉原 健士議員）

他に、討論ありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第4号 新型コロナウイルス感染症対策のため教育条件の抜本的な強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ありの声がありますので、起立により採決いたします。

意見書第4号 新型コロナウイルス感染症対策のため教育条件の抜本的な強化を求める意見書の提出について、賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長(杉原 健士議員)

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長(杉原 健士議員)

日程第25 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

議長(杉原 健士議員)

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許可します。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長（和田 吉衛町長）

長時間ご苦勞さんでございました。提案させていただきました議案につきましては、ご審議、慎重にしてください、ありがとうございました。一部の賛同を賜りませんでしたけれども、満場一致で推移したこと、非常にうれしく思っております。

ところで、まずお礼を申し上げたいと思います。コロナ対策の一助としてということからご寄附を頂いていることに感謝し、お礼を申し上げたいと思います。

また、西区の公園を残せとのご署名を寄せていただきましたが、私としては励みにしようということで受け取っていたんですが、先ほどの採決を提案したように満場一致する提案ではなく、大変申し訳なく思っている次第でございます。

私の頭の中に、あのマイナスより出発した日のことがよぎってなりません。これから忠岡町もコロナ禍の、コロナの後の世界を充実していかなければならないと思うと、余計にそういった気持ちになっております。

皆様方もご承知のように、テレワークなど離れて仕事をするようにこれからなるでしょう。また、学校のICT化が前進し、生活様式が一変するかと思えば、前途不安では住民の皆様には大変申し訳なく思いますので、決断した次第でございます。

まだまだ10月まで頑張って頭を使ってみたいと思っておりますが、今、今日、きょう足が震えてなりません。

どうも長い間お付き合いいただきまして、ありがとうございます。

議長（杉原 健士議員）

以上をもちまして、令和2年第2回忠岡町議会定例会を閉会します。議員皆様方には、大変長時間ご苦勞さまでございました。

（「午後6時18分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和2年6月19日

忠岡町議会議長 杉原健士

忠岡町議会議員 是枝綾子

忠岡町議会議員 松井匡仁